写

令和７年 第２回
本別町議会定例会会議録

自　令和７年　６月　３日
至　令和７年　６月１３日

本 別 町 議 会

令和７年本別町議会第２回定例会会議録（第１号）

令和７年６月３日（火曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６	承認第　４号	専決処分の承認を求める件〔令和６年度本別町一般会計補正予算（第１６回）〕
日程第　７	議案第４２号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第３回）について
日程第　８	議案第４３号	令和７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）について
日程第　９	議案第４４号	令和７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第１０	議案第４５号	令和７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第１１	議案第４６号	令和７年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）について
日程第１２	議案第４７号	町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約について
日程第１３	議案第４８号	役場庁舎トイレ等改修工事請負契約について
日程第１４	議案第４９号	本別町中央公民館エアコン設置工事請負契約について
日程第１５	議案第５０号	本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業にかかる契約について
日程第１６	議案第５１号	財産の取得について

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		議会運営委員長報告
日程第　３		会期決定の件
日程第　４		諸般の報告
日程第　５		行政報告
日程第　６	承認第　４号	専決処分の承認を求める件〔令和６年度本別町一般会計補正予算（第１６回）〕
日程第　７	議案第４２号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第３回）について

日程第　８	議案第４３号	令和７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）について
日程第　９	議案第４４号	令和７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第１０	議案第４５号	令和７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）について
日程第１１	議案第４６号	令和７年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）について
日程第１２	議案第４７号	町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約について
日程第１３	議案第４８号	役場庁舎トイレ等改修工事請負契約について
日程第１４	議案第４９号	本別町中央公民館エアコン設置工事請負契約について
日程第１５	議案第５０号	本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業にかかる契約について
日程第１６	議案第５１号	財産の取得について

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠　原　義　彦	副議長	１１番　高　橋　利　勝
	１番　宮　本　やよい		２番　加　藤　徹　己
	３番　丑　若　浩　行		４番　水　谷　令　子
	５番　梅　村　智　秀		６番　石　山　憲　司
	７番　藤　田　直　美		８番　方　川　一　郎
	１０番　阿　保　静　夫		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木　基　裕	副町長	村　本　信　幸
会計管理者	藤　野　和　幸	総務課長	三　品　正　哉
農林課長	篠　原　順　彦	保健福祉課長	長　屋　和　幸
住民課長	宮　口　淳　哉	健康・こども課長	髙　橋　紀　尊
建設水道課長	加　藤　　勉	企画財政課長	松　本　秀　規
未来創造課長	野　崎　昌　也	老人ホーム所長	前　佛　清　治
国保病院事務長	小　川　芳　幸	総務課主幹	上　原　章　司
建設水道課主幹	小　出　勝　栄	建設水道課主幹	薩　田　尚　文
健康管理センター主幹	前　佛　友　子	総務課長補佐	石　川　雅　康
教育長	高　橋　哲　也	教育次長	武　田　敏　英

社会教育課長	田野美妃	農委事務局長	舛舘　憲
代表監査委員	井出英彦	選管事務局長	三品正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	事務局次長	越後　忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦）　ただいまから、令和７年第２回本別町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦）　日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、阿保静夫議員、梅村智秀議員及び加藤徹己議員を指名いたします。

◎日程第２　議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦）　日程第２　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕　報告いたします。

令和７年３月２４日第１回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

議会の運営に関する事項、まず、会期について申し上げます。

本定例会の会期は、本日６月３日から６月１６日までの１４日間とするよう予定いたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。

一般質問の通告は、本日から６月５日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取扱いについて申し上げます。

本日までに３件の提出がありました。北海道医師会第１６８回臨時代議員会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、北海道町村等監査委員協議会第７８回定例大会決議事項実現に向けた取り組みの陳情、以上２件については、議会運営基準１３８運用例５によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の採択を求める陳情、以上１件については、議会運営基準１３８運用例１によることとし、本別町林活議連の発議に向けた取扱いを予定いたしました。

以上報告いたします。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

◎日程第３　会期決定の件

○議長（篠原義彦）　日程第３　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、６月３日から６月１６日までの１４日間とすることにしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日６月３日から６月１６日までの１４日間とすることに決定をいたしました。

お諮りします。

議事の都合により、６月４日から１１日、１４日、１５日の計１０日間を休会にしたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、６月４日から１１日、１４日、１５日の計１０日間は休会することに決定をいたしました。

◎日程第４　諸般の報告

○議長（篠原義彦）　日程第４　諸般の報告を行ないます。

報告第２号令和６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　報告第２号令和６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書報告。

令和６年度本別町一般会計繰越明許費につきまして、繰越計算書のとおり繰り越しをいたしましたので、地方自治法施行令第１４６条第２項の規定により報告いたします。

次のページをお開きください。

令和６年度本別町一般会計繰越明許費繰越計算書。

４款衛生費、２項清掃費、事業名、十勝圏複合事務組合下水道建設負担金、汚泥処理設備更新分につきましては、十勝川流域汚泥処理施設の更新工事が年度内に完了できないことから、翌年度へ繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額２,０００円、財源内訳、一般財源２,０００円であります。

７款１項商工費、事業名、物価高騰生活応援商品券交付事業につきましては、国の令和６年度補正予算による物価高騰対策として住民１人当たり６,０００円の商品券を交付したもので、商品券の換金等の完了が令和７年８月になることから、翌年度へ繰り越すものです。

金額及び翌年度繰越額３,６７４万９,０００円、財源内訳、国道支出金３,５８８万５,０００円、一般財源８６万４,０００円となっております。

以上、令和６年度本別町一般会計繰越明許費の繰越報告とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

次に、監査委員から、令和７年３月分及び４月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和６年度土地開発公社決算報告書が町長から提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、所管事務調査結果報告書が総務、産業厚生常任委員会の各委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、委員派遣結果報告書が議会運営委員長から提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。これで報告済みといたします。

次に、令和７年第１回定例会以降における議長の主な動静について、お手元に配布のとおり報告いたしますので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第５　行政報告

○議長（篠原義彦）　日程第５　行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　行政報告をいたします。

はじめに、令和６年度各会計の決算見込みについて報告いたします。

一般会計の決算見込みにつきましては、歳入総額７８億７,８４７万６,０００円に対し、歳出総額は７７億２,７５３万円で、歳入歳出差引額は１億５,０９４万６,０００円となる見込みであります。歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越すべき繰越明許費一般財源分８６万６,０００円を差し引いた実質の収支は、１億５,００８万円となる見込みであります。

次に、国民健康保険特別会計でありますが、歳入総額９億８,２７４万３,０００円に対し、歳出総額は９億６,６２７万３,０００円で、歳入歳出差引額は１,６４７万円となる見込みであります。

次に、後期高齢者医療特別会計でありますが、歳入総額１億５,９４３万４,０００円に対し、歳出総額は１億５,９１３万９,０００円で、歳入歳出差引額は２９万５,０００円となる見込みであります。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、歳入総額１０億６,９４１万２,０００円に対し、歳出総額は１０億４,６３２万２,０００円で、歳入歳出差引額は２,３０９万円となる見込みであります。

次に、介護サービス事業特別会計でありますが、歳入総額３億４０１万６,０００円に対し、歳出総額は２億９,９９２万７,０００円で、歳入歳出差引額は４０８万９,０００円となる見込みであります。

次に、水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は２億７,１３６万５,０００円、支出は２億６,６４４万１,０００円で、当年度純利益は４９２万４,０００円となる見込みで、これを前年度繰越利益剰余金７,３４９万５,０００円に加えた令和６年度末の未処分利益剰余金は、７,８４１万９,０００円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が３,４３９万７,０００円、支出は１億５,７３３万７,０００円となり、不足額１億２,２９４万円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、下水道事業会計の決算見込みについて報告いたします。

収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで収入は４億１,０９９万８,０００円、支出は４億４８３万１,０００円で、当年度純利益は６１６万７,０００円となる見込みで、令和６年度末の未処分利益剰余金も、６１６万７,０００円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が１億５,５８５万７,０００円、支出は２億６,４２２万３,０００円となり、不足額１億８３６万６,０００円は、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

次に、病院事業会計決算見込みについて報告いたします。

まず、令和６年度の患者数の状況でありますが、入院患者数は１万２,７３６人で前年度比１,６０７人の減、外来患者数が２万６,３２７人で前年度比１，１５８人の減、年間延患者数は３万９,０６３人で前年度比２,７６５人の減となったところであります。

病院事業の収益的収入及び支出につきましては、消費税抜きで、収入は１１億４,０５０万８,０００円、支出は１１億８,７０３万３,０００円で、当年度純損失は４,６５２万５,０００円となる見込みで、前年度繰越欠損金２０億１,８７６万３,０００円を加えた令和６年度末の未処理欠損金は、２０億６,５２８万８,０００円となる見込みであります。資本的収入及び支出につきましては、消費税込みで、収入が１億９,９５３万６,０００円、支出は２億３,０８０万４,０００円となり、不足額３,１２６万８,０００円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定であります。

以上、令和６年度各会計の決算見込みの報告とさせていただきます。

次に、令和６年度町税等の収納関係について報告いたします。

まず、町税でありますが、当年度分の調定額が８億８,０４４万６,０００円に対し、収納済額は８億７,６９０万９,０００円で、収納率は前年度同率の９９．６％となりました。

また、滞納繰越分では調定額が１,７５８万１,０００円に対し、収納済額は２９０万６,０００円で１６．５％の収納率となり、前年度比３．７ポイントの減となりました。当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は９８．０％となり、前年度と同率となる見込みであります。

次に、国民健康保険税は、当年度分の調定額が２億２,２１８万３,０００円に対し、収納済額は２億１,７９１万２,０００円で９８．１％の収納率となり、前年度比０．４ポイントの増となりました。

また、滞納繰越分では調定額が１,７７５万４,０００円に対し、収納済額は３６５万４,０００円で２０．６％の収納率となり、前年度比６．３ポイントの減となりました。

当年度と滞納繰越分を合わせた収納率は９２．３％となり、前年度と同率となる見込みであります。

以上、令和６年度町税等の収納決算見込みの報告とさせていただきます。

次に､本町の出資しております第３セクター企業の経営状況について報告いたします。

経済状況につきましては、昨今の原材料価格の上昇に加え、円安の影響等によるエネルギー価格の高騰や人手不足を背景とした賃金の高騰等によるコスト負担の増加などに対し、価格転嫁も厳しいことから、各企業とも経営を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中、株式会社本別システム総合研究所の令和６年度の経営状況でありますが、効率的な営業活動と徹底的な経費の削減を図りながら、収益性と採算性を考えた営業展開を行なってまいりました。

営業面におきましては、病院の栄養給食システムの更新や小中学校児童・生徒用ＡＩドリルの受注、役場の基幹業務系システムに係る標準化仕様へのデータ移行業務を受注し、また、サプライ機器につきましては昨年受注した小中学校公務用パソコン更新事業の減による影響はあったものの、おおむね順調に受注を受けることができ、今期の売上高は前年比２４．９％減の４,１４６万円となりましたが、経常利益は前年比３５．０％増の１１２万円を計上し、２期連続の黒字決算で完了することができました。

次期以降につきましては、設立当初の目的であった役場基幹業務のシステム化につきまして、国が進める標準化への移行が決まったこと、また、現在受けている業務につきまして、引き続きサポートが可能な事業承継会社も見つかったことから、令和７年度をもって法人を解散することとなりました。

本年度につきましては、解散後の業務執行に支障を来たすことのないよう、円滑に営業活動及び引継ぎ業務を行なってまいりたいと考えております。

以上、本別町議会第２回定例会行政報告とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これで行政報告を終わります。

◎日程第６　承認第４号

○議長（篠原義彦）　日程第６　承認第４号専決処分の承認を求める件〔令和６年度本別町一般会計補正予算（第１６回)〕を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　承認第４号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和６年度本別町一般会計補正予算（第１６回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により、次のとおり専決処分いたしましたので、同条第３項の規定によりこ

れを報告し、承認を求めるものでございます。

補正の内容は、令和６年度歳入の地方譲与税、各交付金及び特別交付税の確定によるものでありますが、議会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、専決処分を行なったものです。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４,９３０万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７８億９,１９７万６,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、２款地方譲与税から、５ページ、６ページをお開きください。

９款地方特例交付金までにつきましては、関係機関からの実績額の通知により調整を行なうものです。

次の１０款１項１目１節地方交付税４,１５０万３,０００円の増額補正は、特別交付税の確定によるもので、令和６年度における普通交付税総額は３０億４,８６２万９,０００円で、前年比３．８％、１億１,１３５万２,０００円の増、特別交付税総額は３億１,２５３万９,０００円で、前年比１．３％の減となります。

なお、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた合計は３３億７,０４０万９,０００円で、前年比２．９％の増となっております。

７ページ、８ページをお開きください。

２、歳出ですが、２款総務費、１項総務管理費、１４目基金費、２４節積立金４,９３０万２,０００円の増額補正は、地方譲与税、地方交付税等の歳入の確定により、財政調整基金を４,７７４万４,０００円の増額、森林環境譲与税を１５５万８,０００円増額調整するものです。

なお、財政調整基金は、今回の補正予算により年度中４億２,１９０万２,０００円の取崩し、１億６,０７５万円の積立てとなっておりますが、これにより令和６年度末現在高は７億４３８万２,０００円、前年度末から２億６,１１５万２,０００円の減となり、標準財政規模に対してはその１６.３％となる見込みであり、目安としております１５％から２０％を確保できる見込みとなっております。

なお、土地開発基金を除く、全基金の６年度末残高は、前年度より４億７４９万７,０００円減の２２億７,７３７万４,０００円になる見込みです。

以上、令和６年度本別町一般会計補正予算（第１６回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　２点お伺いをいたします。

ただいま御説明、御報告がありました。まず、財調についてでございます。約７億円程度ということでございますが、本提案を踏まえて今年度の今後の見通し等について、お伺いをいたします。

併せて、森林環境譲与税についてもお伺いをいたします。補正額が１５５万８,０００円ということで、基金残高としては１,１５４万円程度かなと捉えているところでございますが、本提案を踏まえての基金残高、森林環境譲与税の基金残高額と、今後の、こちらについてもこれからの使途の見込みですとか展望等について、本提案を踏まえた上でどのようなものとなっているのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１０時２６分　　休憩

午前１０時２６分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　お答えいたします。

まず、１点目の財政調整基金の今後の見通しというところではございますけれども、まず先ほども申し上げましたとおり、今年度末現在で７億円ちょっとというような状況になっておりまして、現状令和７年度予算計上している分の増減を加味いたしますと、令和７年度末におきましては３億１,６００万円程度となる見込みとなっております。７年度予算審議の際にも申し上げましたとおり、過去にこれぐらいまで落ちたっていうことは調べてみてもかなり前まで遡る、初めてぐらいな状況にはなっておりますので、今後いろんな一般財源を充当するような歳出事業、それについては厳しい精査をしていかなければならないのかなと捉えております。補助事業等で、例えば５割補助ですというような事業であっても、残り半分は一般財源ということになりますので、そういった事業であっても本当にしていく必要があるのか、あるいは成果がどのように見込まれるのか、そういったことを十分精査した上で事業執行に当たっていく必要があると捉えております。

２点目の森林環境譲与税につきましては、私のほうからは残高につきまして御説明させていただきますけれども、今回の補正後ですけれども、年度末基金残高につきましては３,２８８万５,０００円となる見込みとなっております。

今後の充当事業等々の見通しにつきましては、担当課のほうからお答えさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　私のほうから、森林環境譲与税の今後の充当の見込みというところでお話しさせていただきます。

現在も行なわれております民有林の促進事業並びに私有林の整備事業、こちらのほうでも今後関係団体とも打合せしながら今後に充てていきたいという部分と、併せまして、今後まだ見えてませんけども、木材を使用した部分というような公共施設のところで活

用ができる部分がございましたら、そちらのほうにも充当していきたい。併せまして、今まで行なっております町民植樹祭なり木育活動を目的としておりますツリーフェスティバル等にも、この部分を活用してまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります

これから承認第４号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、承認第４号は報告のとおり承認されました。

◎日程第７　議案第４２号

○議長（篠原義彦）　日程第７　議案第４２号令和７年度本別町一般会計補正予算（第３回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第４２号令和７年度本別町一般会計補正予算（第３回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整、令和６年の定額減税に係る不足額給付のための経費の増額等が主なものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億３,９２９万６,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億３３４万８,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

９ページ、１０ページをお開きください。

２、歳出ですが、各科目にわたります、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、１８節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては人事異動などによるもので、２３ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

２段目の２款総務費、１項総務管理費、１０目まちづくり推進費、１２節委託料、業務委託料、ＳＤＧｓ未来都市全体マネジメント事業８８５万８,０００円の増額補正は、

ＳＤＧｓの取組について、住民、地域事業者向け勉強会の開催等、地域全体の意識向上の取組推進のため、専門人材の派遣を委託するものです。

その下のＳＤＧｓブランド構築事業１２１万円の増額補正は、ＳＤＧｓブランド認証に向け、統一デザインのロゴやノベルティグッズ作成を委託するものです。

その下、１７節備品購入費、施設等備品、看板１５９万1,０００円の増額補正は、本別公園内にＳＤＧｓや脱炭素の取組について学ぶ、案内看板、学習用看板を設置するものです。

その下、１８節負担金補助及び交付金、補助金、ａｎｄほんべつ運営事業６５０万円の増額補正は、ＳＤＧｓ脱炭素推進協議会で合意形成された推進事業を具体的に実行する役割を､町と包括連携協定を締結した一般社団法人ａｎｄほんべつが進めていくため、団体の運営費用等を補助するものです。

その下、１７目諸費、１８節負担金補助及び交付金、交付金、街路灯維持費２３７万円の増額補正は、各自治会に対する街路灯電気料に係る交付金の額が確定したことにより増額するものです。

下段の２項徴税費、１目税務総務費、１０節需用費５３万4,０００円の増額、１１節役務費４６万2,０００円の増額、１１ページ、１２ページをお開きください。

上段の１２節委託料、電算業務委託料、システム修正１４０万4,０００円の増額、１８節負担金補助及び交付金、補助金、物価高騰対応重点支援事業、定額減税調整給付２,８３３万円の増額補正は、令和６年の定額減税について、当初調整給付の支給額に不足が生じる方等への補足給付を実施するための経費を計上するものです。

１３ページ、１４ページをお開きください。

２段目の３款民生費、２項老人福祉費、１目老人福祉総務費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、本別町居住支援協議会３００万円の増額補正は、国の補助事業により、居住支援協議会による空き家の適正管理及び有効活用等の事業に対する補助を行なうもの、その下の老人保健施設整備費3,２００万円の増額補正は、特別養護老人ホーム廃止に向け特養の入所対象相当者を老人保健施設で受け入れていくために必要な施設改修経費について補助を行なうものです。

１５ページ、１６ページをお開きください。

上段の４款衛生費、１項保健衛生費、３目予防費、１８節負担金補助及び交付金、負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費１９６万5,０００円の増額補正は、申請中だった新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対し１件の認定がされたため、医療費に係る給付金を計上するものです。

１７ページ、１８ページをお開きください。

下から２段目の８款土木費、２項道路橋りょう費、２目道路維持費、１１節役務費、手数料、廃棄物処理４４万円の増額、１３節使用料及び賃借料、借上料、各種機械３２２万3,０００円の増額補正は、南３丁目、南広場の企業誘致予定地の整備に関る関連費用を計上するものです。

１９ページ、２０ページをお開きください。

上から３段目の９款１項消防費、２目非常備消防費、７節報償費、報償金、消防団員退職報償金１３８万７,０００円の増額補正は、消防団員３名退団のうち２名に対する報償金支給のため増額するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして５ページ、６ページをお開きください。

１、歳入ですが、上から２段目、１４款国庫支出金、１項国庫負担金、２目衛生費国庫負担金、１節保健衛生費負担金、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費負担金１９６万５,０００円の増額補正は、歳出で説明いたしました新型コロナウイルス予防接種の健康被害に対する給付金が全額国庫負担となることから計上するものです。

その下、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、１節総務費補助金、地方創生支援事業費補助金４４２万９,０００円の増額補正は、歳出で説明いたしましたＳＤＧｓ未来都市全体マネジメント事業に係る補助金を計上するもの、その下、物価高騰対応重点支援事業、定額減税調整給付、事業費補助金２,８３３万円及び事務費補助金２４０万円の増額補正は、歳出で説明いたしました定額減税補足給付の経費が全額国庫補助となることから計上するものです。

その２目下、４目商工費国庫補助金、１節商工費補助金、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第２世代交付金４６０万１,０００円の増額補正は、ＳＤＧｓブランド構築事業、本別公園の看板設置等に係る事業が補助採択されたため計上するものです。

下段の１８款繰入金、２項基金繰入金、４目１節医療保健福祉施設等整備基金繰入金１,０００万円の増額補正は、老人保健施設整備費補助金に充当するもの、その下の１３目１節個性あるふるさとづくり基金繰入金４７０万円の増額補正は、ＳＤＧｓブランド構築事業等の補助事業の町負担分に企業版ふるさと納税で頂いた寄付金を充当するものです。

７ページ、８ページをお開きください。

３段目の２１款１項町債、１目１節総務債、過疎地域持続的発展特別事業債１４０万円の増額補正は、過疎債ソフト事業分の協議可能額の見込み増により増額するものです。

以上で、歳入を終わらせていただき、４ページをお開きください。

第２表、債務負担行為補正ですが、１、追加。

事項、老人保健施設整備費補助金、期間、令和７年度から令和１２年度、限度額１億９,９４０万７,０００円となっております。

その下、第３表、地方債補正でありますが、１、変更。

起債の目的、過疎対策事業、これにつきましては、先ほど歳入で説明いたしましたソフト事業分の協議可能額見込みにより、限度額３億１,１１０万円を３億１,２５０万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和７年度本別町一般会計補正予算（第３回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、債務負担行為補正など一括といたします。

藤田議員。

○７番（藤田直美）　９ページ、１０ページ、２款総務費、１０目まちづくり推進費中の業務委託料、ＳＤＧｓ未来都市マネジメント事業８８５万８,０００円の計上がございます。先ほど少し説明もございましたが、本別町民、ＳＤＧｓ未来都市に関しては、何をやるんだろうということで大変よく私も聞かれることが多い内容となっております。専門人材ということですが、この積算の内訳と本別町の未来に向けてどのような課題解決に向けてやっていくのか。その方たちの詳しい業務の内容、成果の見込みについてということで伺いたいと思います。

その下、ＳＤＧｓブランド構築事業、デザイン作成ということで説明を受けておりますが、委託先と選定の理由、１８節補助金、ａｎｄほんべつ運営事業６５０万円の運営費ということで上がっておりますが、目的については先ほど少し説明がございました。その積算の内訳、具体的な事業の内容について説明願います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

まず、全体マネジメント事業でございますけども、積算の内訳につきましては、専門人材２人来ていただくということで、２人分の旅費と人件費になっております。それが総額で８８５万８,０００円という形になっております。

それと業務の内容ですけども、業務の内容につきましては３つほどありまして、まず１つが専門人材というところで、１つ目がＳＤＧｓ未来都市の事業の推進サポートをしていただくこと、２つ目としまして本別町のＳＤＧｓ脱炭素推進協議会というのを立ち上げてますのでそれの運営サポート、もう１つはＳＤＧｓの取組の地域全体の意識向上を図るための、町民ですとか地域事業者向けの勉強会等の開催ということになっております。

続きまして、ＳＤＧｓブランド構築事業の委託先と理由ですけども、まず委託先につきましては、町内事業者であります合同会社クリエイトローカルとの随意契約を想定をしております。理由としましては、まず１点目がデザインの会社でありますので、デザイン制作が可能であること。もう１つは本別高校との連携というところがございます。本別高校１年生の創生学の取組の一環で、ＳＤＧｓについて学習しております。その学習の成果発表に併せてクリエイトローカルと連携をしまして、ノベルティグッズを制作してイベントで配布することを計画しておりますので、そういったデザインとノベルティグッズ両方製作が可能な事業者ということで選定をしているところでございます。

それと補助金のａｎｄほんべつでございます。経費の内訳でございますけども、これにつきましては運営費と事業費ありまして、運営費につきましては人件費、研修費、それで３５０万円。事業費につきましては、パソコン等の備品を含めて３００万円というところでございます。

事業の内容なんですけども、ａｎｄほんべつ自体がＳＤＧｓ脱炭素協議会で合意形成された官民が進める事業の実行部隊という位置づけで事業を推進していきますので、今年度の事業としましては、ＳＤＧｓのブランド認証とサテライトオフィスの設置という

ところで業務を進めていくことになると考えてます。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　成果の見込みについて、もう少し聞きたかったなと思ったんですが、マネジメント事業については２人分の旅費ということですが、どれぐらいの期間、何回ぐらい来て、どういう形になるのかというのを伺いたいのと、ａｎｄほんべつ運営事業については、人件費が３５０万円ということですが、何人分を想定して運営していくっていうことで計上されているのか、伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

まず、全体マネジメントの関係ですけども、６月から来年の３月まで１０か月間の期間で予定をしております。回数ですけども、基本的には毎月２泊３日から３泊４日という形で本町のほうに来ていただく形になります。回数につきましては詳細でいきますと、ＳＤＧｓの推進サポートでいけば毎月、これはきちっと我々と協力をして行なっていくと。それと脱炭素協議会の運営のサポートにつきましては、今年度３回から４回協議会開催予定してますので、そのサポート。それと町民ですとか地域事業者への勉強会につきましては、勉強会、地方創生関連と脱炭素関連２つありまして、地方創生関連につきましては２回程度、脱炭素関連につきましても２回程度、合計４回の回数で勉強会等を予定をしているところでございます。

ａｎｄほんべつにつきましては、人件費につきましては１名分を予定をしております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、まず歳出９ページ、１０ページでございます。２款総務費、同じく１０目のまちづくり推進費、１２節委託料及び１７節備品購入費、１８節負担金補助及び交付金の計上があり、それぞれ１２節委託料が業務委託料でＳＤＧｓ未来都市全体マネジメント事業で８８５万８,０００円、ＳＤＧｓブランド構築事業１２１万円、１７節備品購入費で施設等備品、看板で、こちら本別公園内にＳＤＧｓ関連の看板設置ということで１５９万１,０００円、補助金でａｎｄほんべつ運営事業、これも脱炭素やＳＤＧｓの推進等を担っていただく社団法人ということで６５０万円、ただいま藤田議員の質疑にもお答えをいただいたところでございますが、今回まずこの２款総務費の１０目だけでも、このＳＤＧｓ関連で１,８００万円超えの計上がございます。こちらまず支出先について、それぞれ支出先の名称や社名等を改めてお伺いをいたします。

また、本町は昨年度内閣府よりＳＤＧｓ未来都市に認定をされているところでございますが、これまでにおいてもコンサル等にも委託し、様々な計画を策定したり等々、相当額の支出を行なってきたところでございます。軽微なものは除いていただいて構いませんけれども、これまでにこのＳＤＧｓ関連での支出はどのようなもので、幾らでそれをどこに払ったのかという点について、それぞれ主要なものについてお伺いいたします。

続きまして、１３ページ、１４ページ、３款の民生費、１目老人福祉総務費でござい

ます。１８節負担金補助及び交付金で補助金、老人保健施設整備費で３,２００万円の計上がございます。こちら御説明をいただいたところでも、特養に代わる先として、受け入れの施設改修等にということで御説明をいただいたところでございます。こちら積算の内容、またその必要性等、併せてこちらも今回の補正でこの件について総額幾らの支出となっているのかについて、お伺いをいたします。

その下、介護保険費でございますが、繰出金といたしまして介護保険事業特別会計繰出金地域支援事業費で８６６万２,０００円、その下、介護サービス事業特別会計繰出金、介護老人福祉施設事業で９２万円の減額補正となっております。こちらについても内容、お伺いいたします。

続きまして、８款土木費でございます。２目の道路維持費、１１節の役務費４４万円、廃棄物処理手数料として計上、１３節使用料及び賃借料で借上料各種機械で３２２万３,０００円の計上がございます。御説明といたしましては、南３丁目に企業誘致用地としての整備だというような趣旨の御説明をいただいたところでございますが、こちら察するに、いわゆる国道沿いの営林署の跡地と言われるところに対して、杜のいちご社の企業誘致に当たるものかなと察するところでございますが、こちら本町が支出する必要性というか根拠というものは、何を根拠とされての支出提案となっているのかというのと、この必要性についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午前１０時５２分　　休憩

午前１１時２０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からといたします。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、１点目の支出先でございます。１２節委託料、まず１点目、ＳＤＧｓ未来都市全体マネジメント事業につきましてはこれから随意契約の形になりますけども、株式会社アール・エ北陸、それとその下のＳＤＧｓブランド構築事業、これにつきましては合同会社クリエイトローカル、備品購入費、看板ですけども、これにつきましては町内事業者の久能看板店、それと１８節補助金、ａｎｄほんべつの運営事業につきましては、一般社団法人ａｎｄほんべつという形になります。

それとこれまでのＳＤＧｓ関連での支出というところでございますけども、まず令和５年度ですけども、ゼロカーボンシティ宣言に向けた取組ということで、脱炭素社会実現に資する事業ということで３２３万１,３２０円、令和６年度につきましては本別町地球温暖化対策実行計画策定業務委託ということで１,０５６万円、それと本別町地域新エネルギー導入加速化調査支援事業ということで、これについては木質バイオの調査ということで５９９万５,０００円、それと公有地利活用支援業務ということで、杜のいちご関連で２７万５,０００円となっております。両方合わせまして２,００６万１,３２０円というところでございます。今の令和５年、６年度の支出先でありますけども、これに

ついては全て株式会社アール・エ北陸になります。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　答弁させていただきます。

初めに、１４ページの老人保健施設整備費３,２００万円の部分であります。積算の内容といたしましては、５年度に既に整備費という形でエアコンの設置５７４万６,８４０円、カメラですとか防炎カーテンの設置ということで６４６万６,６４０円を支出しております。

協定書の中では、２億円を上限に改修費を補助するという形になっておりまして、残りの金額をそれぞれまた今後補助していく形になっております。今年度予算として計上しました３,２００万円につきましては、残りの金額を６年間でお支払いするというような形の中で、利息を含めまして協定を結びまして、それぞれお支払いをしていくというような形になっております。総額といたしましては、これまで支出いたしました１,２２１万１,４８０円、それと今日議会のほうで上げさせていただいております債務負担行為１億９,９４０万７,０００円、合わせまして２億１,１６１万８,４８０円と利息を含めまして、こちらのほうの支出額を予定をしているところであります。

必要性につきましては、アメニティ本別が２０００年３月の開業という形で、今年２５年目に入っていきます。当然施設の老朽化が進んでおりまして、また段差なども一部残っている状態ですとか、水回りなどの改修が必要になってきております。今後の改修予定といたしましては、床材の張りかえとトイレの段差解消、壁紙の張りかえ、屋根の防水改修工事、外壁改修、電気設備キュービクルなどの受電設備の更新、また浴室、リフトなどの機械浴の導入というような形の中で予定されておりますのと、照明のＬＥＤ化など大きなものとしては予定されておりまして、総額で２億２,６００万円ほど、さきの見積りでは上がっているところになっております。

２つ目の繰出金、介護保険事業特別会計繰出金、介護サービス事業特別会計繰出金の部分でございます。こちらのほうの地域支援事業費でありますけども、こちらのほうは４月の人事異動によります人件費の増額が７１６万６,０００円、また共済費の変更ですとか高齢者実態調査を今年度行なう形で、悉皆調査を行なうという形で１４８万１,０００円を計上させていただいております。

その下の介護サービス事業特別会計繰出金のほうにつきましては、特別養護老人ホームの人件費の減少、また消防設備の増という形の中で９２万円の減となっているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えさせていただきます。

先ほど道路維持費、廃棄物処理費４４万円、また借上料、各種機械３２２万３,０００円という部分でございます。この部分につきましては、計上に当たりまして先ほど４２号の全体説明の中でお話がございましたとおり、企業誘致の予定地としております南３丁目の南広場の整備にかかる費用としてございます。場所的につきましては、南３丁目認定こども園に向かって西側一帯の広場の一部分になります。

まず、廃棄物の処理の部分の４４万円の部分でございますが、この部分につきましては現地一部の場所ですけども、これまでに高木の松の木あったところだと思うんですけども、伐採跡地となってございます。その部分の設置に当たりまして、抜根物、根っこの部分､それを除去したいという考えでございます｡現地を確認させていただきまして、株数としまして１００株程度、埋まってる部分もあるのかもしれませんけども、見える部分で１００株程度ある状態でございます。

一応１００株ということで、１株当たり大きさ含めまして重さなんですけども１トン程度あるのかなという形の中で、１００株なんで１００トンという形で私たちのほうではちょっと計算をした中で、出してみなければ分かりませんけども、８掛け、８割程度ということで８０トンという算出数量とさせていただいております。

その中で廃棄物処理料金、これは建設資材等の十勝単価ということで５,５００円掛けさせていただきまして､４４万円という算出させていただいているところでございます。

あとそれに伴いまして、その場所の整地をしたいという部分で今現在、そこの同じ場所、近くにはなりますが、これまでの町で特に道路建設サイド、道路工事等で出ました残土、土の部分、これは仮置きということで一時堆積してきた部分でございます。

延長にして１００メートル、幅１０メーターということで約１,０００平米、あと高さが大体３．５メートル平均で積み上げている状態でございます。立米数にしまして３,５００立米ほど現地のほう置いているところでございます｡今回１０日程度かけた中で、それらをあの敷地の中で、敷地内の中で整地させていただきたいと考えてございます。それで各種機械ということで３２２万３,０００円計上させていただいてございますけども、積算根拠といたしましては、整地にかかりましてバックホーの０．７立米級の鉄キャタ、これ１万１,０００円の８時間、これ１０日程度ということで８８万円計上させていただきました。

また、それを敷きならすということでブルドーザーで６０、若干ちょっと大きめな部分になりますけども、これが１万１,０００円の８時間の１０日、計１４９万６,０００円計上させていただいております。

また、それに伴いまして、作業中に出てくる木の根っこの取るという部分も併せて行なってまいりますので、バックホーの同じく０．７立米級のグラップル、つかむ部分、木をつかんで抜くという作業のできるバックホーを１万８,７００円掛ける８時間、これ２日程度ということで２９万９,２００円、またそれらを運搬するということでダンプトラック１０トンクラスでございますが、これを１万３,２００円の同じく８時間の２日程度、これを２台ぐらいで回したいということで４２万２,４００円、あとそれらにプラス重機等を運んでくる重機運搬トレーラー等も使う中で、３往復６回ということで１２万５,４００円ということで、今お話しした部分合わせまして３２２万３,０００円という形で計上させていただきました。

あと必要性でございます。これは来年度以降、企業誘致ということでこちらに来られるという中で、場所については今の話した部分、町有地の部分ということで利用されるということでございますので、前段の準備として今残ってる部分については町有地の中

で支障となる部分、原課のほうで考えて、土の動かし、また株ですね、木の株もきちっと整理した中で敷地造成をした中で今後に備えたいという考えで、今回このタイミングで補正をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　はい。

○５番（梅村智秀）　私、今の８款の土木費の部分につきまして、町がこの負担をしなければならない根拠についても問うてございます。答弁漏れでございますので、議長においては適切な処置を取り計らい願うものであります。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午前１１時３２分　　休憩

午前１１時３２分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　必要性の部分、もう一度お話しさせていただきます。

あくまでも残土、これまで道路工事で出てきた部分でございます。その部分が今回の必要とする位置に関して入っている部分、それを外したいということでございます。要は、残土が置いてる部分が今回の整備予定地の中に入っているということがありますので、それをきちっと私たちのほうで戻したいというところでございます。

そういう部分での今回積算、この部分について提案をさせていただきました。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ちょっと順不同になりますけども、まず８款の土木費について改めてお伺いをいたします。ただいまの御答弁でいわゆる残土、御説明あったとおり積まれているものについては、それはそれをならして整地をするのではなくて、原状復帰ということでそれを撤去すると、搬出するということの考えですか。ちょっとそちらについて改めてお伺いしたいんです。その土地が、この企業誘致に際して整地をする必要性があるからそれをやるということではなく、工事に伴って残土の仮置きをしていたからそれを撤去するよと。抜根については廃棄物処理で４４万円もありますけれども、こちらはまたそれ別のものでありますけども、その抜根を町がしてあげなければならない根拠っていうのは何なんですかと。何か企業誘致条例だとか、そういったものに基づいてやってあげなければならないことなんですか。もしその根拠があればお伺いをしたいのと、そういう意味で企業誘致のためにしてあげたいんだということを必要性とされてるんでしょうけども、この辺ちょっと改めてお伺いをいたしたいものでございます。

続きまして、まちづくり推進費についてお伺いをいたします。御答弁からでございますが、これまでのこのＳＤＧｓ関連の支出といたしまして、アール・エ北陸社に対して約２,００６万円とかですかね、こうした２,０００万円超えの支出があるというところと、今回も業務委託料、また合同会社のクリエイトローカルというものも、こちらアール・エ北陸の代表の親族の方が代表されているということが過去分かったことでござい

ますが、これらも含めていくとこのアール・エ北陸社、ないしはこの関連会社に今回の補正金額も入れると３,６００万円超えになるのかなというのと、この合同会社クリエイトローカル社については、これまでもこのローカル１０,０００プロジェクト等での支出もあると思います。こちらにおいてこのＳＤＧｓ関連のサテライトオフィスの設置とか、そうしたものもなされているので、こちらはその中に含まれていないというお考えなのかなというところを改めて問いたいと思います。

こちらいわゆるコンサルないしその関連企業に数千万円の、ちょっと今のローカル１０,０００プロジェクトの関連の部分も合わせて御答弁いただいてから金額最終的に概算約幾らというのを出したいなと思いますけども、少なくともこうして３,６００万円は確実に超えているという支出がなされているところでありますが、結局これだけ払ってきた、もしくは今回で払うと、支払うと、支出をするという中で、実際これ、この町どう変わっていくのかなっていうのが、何かその概要として、このＳＤＧｓの理念に基づいて何かいろいろやっていこうということは分かるんですけども、いつ頃どうなるのかなっていうのが、町民にどういう利益がもたらされるのかなっていうのが概要をよく見えない部分がありますので、お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　もう一度お答えさせていただきます。

今ある、先ほど話したまず残土のほうでございます。これは先ほど話したとおり、これまでの町の道路改良等の公共工事で出た仮置きの部分でございます。その土につきましては、今回の場所において、企業として使われる部分の中において、うちの置いている部分の土、同じ場所ではありますがかかっているということで、その土を排出というよりも、その中でほかにちょっと置ける場所もございますので、合わせて移動させたい、ブル等で押して、すぐ隣にはなりますけども、ずらした中で盛り土の整地を行ないたいということでございます。

また、それに伴いまして、すぐ横に切り株等も元々高木の木ございましたので、当然そこも同じようにかかっている部分でございましたので、それも邪魔になるということで併せて抜根のほう、作業したいというところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

大変失礼しました、ローカル１０,０００の分が１,２００万円抜けておりますので、トータルで先ほど二千六万何がしっていう話をしましたけども、トータルで３,２０６万１,３２０円になるところでございます。

それと、これだけ払ってどう変わっていくのかというところですけども、例えばこれまでサポートをしていただきまして、成果としましては、ゼロカーボンシティ宣言及び脱炭素協議会の設立、それと今年の２月ですけども、ａｎｄほんべつという社団法人が立ち上がったところ、そこについては成果だと考えております。この事業につきましては、官民連携で事業をやっていくという初の取組であります。当然我々もやったことありませんので、そういった意味では、やっぱりそういう実績のある事業者のサポートが

必要だと考えております。

それとどう変わっていくのかというところですけども、協議会の事業を推進するのが実行部隊としてａｎｄほんべつという社団法人、経営者４人で立ち上げていただいて、そこが実行部隊になっていきますけども、そういう活動が始まることによって、経済、社会、環境がうまく循環していけば、当然町内の事業者の利益にもつながりますし、当然利益につながれば税収も増になっていく、それが町民に還元されていくという、そういう仕組みができ上がってくるのかなと考えております。

先ほども申し上げましたけども、初めての取組ということで今回サポートをお願いするというところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　８款土木費について改めてお伺いをいたします。結果としてその工事で出た残土を用いて用地の整地を行なうんですね。それ、整地の必要性がこの土地にあるんですか。ないんであれば、何で整地をしようという発想に至ったのか、その経緯等についても詳細をお伺いをしたいんです。

そもそも、その用地に残土を置いてるだけであれば、町でもいわゆる資材置き場と、いわゆる土場等と称されるようなところが多々あるわけですから、そこに搬出、運び出せばいいだけの話であって、なぜそこで整地をするんですか。この土地に整地の必要性があるから、そういった意味で便宜を図ってあげようというような意図や、そういったものがあるのかという点について、詳細お伺いをいたします。

また、いわゆるこことはまた別の抜根、１００株以上を木の根を取りますよと。これも４４万円ありますけれども、ここをきれいにしてあげる必要があるよっていうのについて、きれいに土地を、いわゆる企業誘致に際して土地を貸してあげようということはお伺いしております。ただ、そこをきれいにして、さらに税金を使ってまできれいにしてあげる必要性とかその根拠、条例や規則等に基づいてしてあげなければならないんだよとかっていうものがあるのか。どういう協議の下、どういう考え方の下、ここでまた税金何百万円か使って土砂で整地をして４４万で抜根してあげるということになるのか。そこについて明快にお答えを求めるものでございます。

続きまして、２款総務費のまちづくり推進費についてでございます。

こちら御答弁、訂正ありましたのでこれまでの支出が約３,２０６万円というところで、今回の補正計上もするとアール・エ北陸ないし関連となります合同会社のクリエイトローカルへの支出が４,８００万円超えぐらいでしょうかね、約４,８００万円ぐらいの支出になるというところになってきます。

今の御答弁の中で、こうした社団法人ａｎｄほんべつが立ち上がったよとかっていうことが成果だというところで御答弁がありましたし、今後の部分としては経済が循環していくというような趣旨のものもありましたけれども、現時点においては合同会社クリエイトローカルをどう位置づけるかっていう問題もあると思いますけど、関連という意味合いで言えば、この４,８００万円超が、結局のところは町外事業者に流れているわけですよね。これ採算というか、合うのかなっていうのと、本当にこれだけのお金を投資

して、これからも多分またやっていくと思うんです。当然いわゆる国や道の事業のお金を使ってということで、町の単費を使ってね、やってるわけじゃないということも理解はしているんですけども、当然やっぱりこれ本当にいろんな意味で経済性とか、いろんな多角的に見ていっても必要で、町民の利益に資するものだということで捉えて間違いないでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　残り時間少ないので、答弁は簡潔にお願いします。

暫時休憩をいたします。

午前１１時４３分　　休憩

午前１１時４４分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　時間をかけまして申し訳ございません、もう一度先ほどのお話しさせていただきます。

必要性という部分でございます。私先ほど整地という部分の表現ということでございます。あくまでもあそこの企業誘致の場所を全体的に整地するという、整地という部分ではなくて、残土として仮置きしていた土を、その場所に入っているので、隣の予定地の横に町有地同じくありますので、そこに持っていくと。要は土をよけて、その部分を整地するということでございます。全体の位置をするということではございません。

また、それに伴いまして、同じく木の株の部分も同じように土と同じことで、その位置からあるものですから、それは置くわけにいかないので、今回廃棄物として処理をさせていただきたいということで計上しているところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

アール・エ北陸、町外事業者でございますけども、これについては国のグリーンサポート人材ということで、当初紹介を受けてお願いをしているという経緯がございます。

経済性ですとか町の町民の利益なのかっていうところですけども、先ほど申し上げましたけども、経営者４人で構成されますａｎｄほんべつという社団法人が実行部隊として事業を進めていくことになりますので、当然民間の団体でありますので、経済性も重視して事業を進めていくことになりますんで、そういった意味ではどのぐらいの経済性があるのかというのは、今のところこれから事業が始まっていきますので計算できないところではありますけども、そういう経済が回れば、先ほど言いましたけども、町民にも還元されるといった町民の利益にもつながっていくのかなというところと、もう１つは、こういう事業を通して高校生がやっぱりＳＤＧｓに関心を持って授業を進めていただいているというところも、それについても効果があるのかなとは考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

宮本議員。

○１番（宮本やよい）　１５ページ、１６ページ、４款衛生費の新型コロナウイルス予

防接種健康被害の給付費で、先ほど認定１件っていう説明がありましたが、これまでの申請件数とあと否認件数について伺います。

○議長（篠原義彦）　前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子）　ただいまの御質問にお答えいたします。

これまでの申請件数につきましては７件あります。それで、否認件数は３件です。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第４２号令和７年度本別町一般会計補正予算について、反対の立場で討論を行ないます。

ただいまの質疑でお伺いをいたしました関連でございます。ＳＤＧｓ等に対しての支出が多額の計上がなされて提案されたところでございます。このＳＤＧｓなるものについて、理念というものはすばらしいと私も考えているところであります。でも、その実態ってどうなんだろうという点も併せて考えていく必要があると思っております。

御答弁の中で、高校生もこのＳＤＧｓについて学んでいるというようなものがあり、喜ばしいというような趣旨の御答弁もあったところでございますが、高校生の皆さんにも、ぜひこうした表と裏と言いますか、こうしたものについて多角的な視点で考えていってほしいなという所感を持ったところであります。

世界の流れの一つといたしまして、アメリカは国連総会でこのＳＤＧｓなるものを再確認する決議に反対をし、受け入れを拒否。のみならず同時に非難を行なったという事実もあります。パリ協定等からも離脱というものであり、私もこうした事象等も鑑みて、ＳＤＧｓの理念というものについてはすばらしいと、繰り返しになりますが思うところではありますが、一方懐疑的に見る側面も持ち合わせているところであります。

資本主義社会におきまして、資源やエネルギーを消費して経済成長を行なっていくと、人口減対策、人を呼び込んでいくというようなところ、でも結果として二酸化炭素、CO_2の排出量が増えていきますと、やっぱりこうした矛盾が生じているというような実態もあるものであります。

環境問題という点に視点を当てれば、太陽光発電を始めとした再エネを進めていくことにより、特定事業者、これは太陽光パネルを生産する中国系の企業等が多いとか言われているところでありますが、そうした特定の事業者については利益が出るというところもあります。

でも一方で、再生エネルギーの恩恵を受けていない方、そうした国民にまで不平等に再エネ賦課金として一律そうした負担をさせていくというような実態もあるものであり、掲げている理念と実態の多くに矛盾が生じていたり、調和的とは思えない点が多いのも

事実であります。

ＳＤＧｓ、脱炭素、こうしたものを一つの契機といたしまして、この本別町に国や道、こうしたところからお金を呼び込んで新たな取組を行なっていく、やっぱりこの冷えた本別町、これまでの町政によって町が疲弊してきているというのは、これは体感できるところでもあり、こうした部分についてやっぱり必要だなと思う側面もあるんです。町を盛り上げていくカンフル剤にもなり得ると考えているところであるんです。でも、これ本当にちょっと懐疑的に思ってしまうのが、本当にこれがあまねく町民に対する利益として還元されるのかなという疑問が、今回の質疑に対する答弁をもってもさらに深まったところなんです。額にすると約４，８００万円程度の支出がなされている。これは町の単独のお金、単費じゃないよっていうのがあったとしても、結局でも回り回って、これって僕ら、皆さんがね、負担している税金とかそうした再エネ賦課金とかっていうものが回り回って支出されている。国や道からもらってる金だから、自分の腹痛まないからいいよっていう考え方でいいのかなっていうような考え方もあるんです。その実態として、この小さな町においても既に約４，８００万円がこのコンサル、アール・エ北陸やその関連とみなされる事業者に支出がされている。

どうですか、４，８００万円払って、支出をして、現時点何かこんな動きあるよね、こういういい形になってきたよね、これからやる事業だよっていうのは分かりますけれども、それを体感している町民というのはごくごく僅かではないのかなと思うところであります。

官民連携というような御答弁もあったところでありますが、現時点においては、多くの民が取り残され置き去りにされているのではないのかなというところから、これからももしかしたらそういうようなことになるのかなと、この町内での経済の循環というものも見込まれているようでございますが、国や世界と同じく特定のね、事業者だけにとどまるのではないのかなという懸念も抱いたところであります。

国を挙げてのＳＤＧｓの取組というもの、これが行き過ぎたビジネスであり、結果として既にこうした取組が見せかけだけだよというもので環境配慮をしている、見せかけで消費者を欺くグリーンウォッシュなるもの、またこのＳＤＧｓに貢献しているとだけ見せかけるＳＤＧｓウォッシュなる課題も既に取り沙汰されているところであります。

さきにも述べましたが、こうした費用負担というものは、回り回って町民を含めた国民が担っていくことになるわけで、これをそのまま見過ごしていくと、回り回ってやっぱりそのツケっていうのは我々や我々の子や孫の世代にまで回ってくるのではないのかなと感じるところであります。

本町においても、具体的な利益を町民が感じ取るところまで至るのは困難ではないのかなと、そうした事象が生じかねないというようなところの懸念を有しているため、本ＳＤＧｓ関連の多額の予算が計上されているこの予算提案については反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから議案第４２号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者９人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第４２号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前１１時５６分　　休憩

午後　１時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第８　議案第４３号

○議長（篠原義彦）　日程第８　議案第４３号令和７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

宮口住民課長。

○住民課長（宮口淳哉）　議案第４３号令和７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費の調整によるものであります。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５万６,０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１０億８５８万２,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明いたします。

３ページ、４ページをお開きください。

中ほどの２、歳出でありますが、１款総務費、１項総務管理費、１目一般管理費、２節給料から４節共済費まで、合わせて８６万７,０００円の減額補正は、人事異動及び退職手当組合負担金率、共済組合負担金率等の変更によるものです。

下段の４款保健事業費、３項健康管理センター事業費、２目健康管理事業費、３節職員手当等及び４節共済費、合わせて６１万１,０００円の増額補正は、扶養親族の異動による手当の増額及び退職手当組合負担金率､共済組合負担金率等の変更によるものです。

上段１、歳入でありますが、６款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金、３節その他一般会計繰入金２５万６,０００円の減額補正は、収支の調整によるものです。

なお、５ページ以降の添付資料につきましては、説明を省略させていただきます。

以上、令和７年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４３号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　議案第４４号

○議長（篠原義彦）　日程第９　議案第４４号令和７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　議案第４４号令和７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び高齢者実態調査を実施するものであります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ８６６万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ９億７,８５６万１,０００円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により説明いたします。

５ページ、６ページをお開きください。

２、歳出ですが、上段の３款地域支援事業費、１項１目介護予防・日常生活支援総合事業費、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、１８節負担金補助及び交付金の人件費につきましては人事異動によるもので、７ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので説明は省略させていただきます。

次の段の２項包括的支援事業・任意事業費、１目包括的支援事業費、３節職員手当等、

４節共済費は退職手当組合負担金率、共済組合等負担金率の変更に伴うもの、１０節需用費、１１節役務費は、高齢者実態調査を実施するための印刷製本費及び郵便料を計上するものであります。

３ページ、４ページをお開きください。

１、歳入ですが、７款繰入金、１項他会計繰入金、１目一般会計繰入金８６６万２,０００円の増額は、歳出で説明いたしました職員の人件費及び高齢者実態調査の実施による繰入金の調整によるものです。

以上、令和７年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４４号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１０　議案第４５号

○議長（篠原義彦）　日程第１０　議案第４５号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長（前佛清治）　議案第４５号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、人事異動等に伴う人件費の調整、特別養護老人ホームにおける消防設備の修繕の増額が主なものとなっております。

それでは、予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ９２万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億５,１６１万４,０００円とするものであります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

３ページ、４ページをお開きください。

中段の２、歳出ですが、１款介護サービス事業費、１項１目施設介護サービス事業費、１節報酬、２節給料、３節職員手当等、４節共済費、１８節負担金補助及び交付金の補正は、人事異動及び勤務体制等の変更によるもので、５ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

上から５行目、１０節需用費、修繕料、施設３３万円の増額補正は、消防設備の修繕によるものであります。

以上、歳出を終わり、戻りまして、上段の１、歳入ですが、４款繰入金、１項他会計繰入金、１目１節一般会計繰入金９２万円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込みにより調整するものであります。

以上、議案第４５号令和７年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４５号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４５号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１１　議案第４６号

○議長（篠原義彦）　日程第１１　議案第４６号令和７年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　議案第４６号令和７年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、し尿くみ取り料金改定に伴い、収入及び支出を増額する内容となっております。

それでは、補正予算書の１ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第２条、令和７年度本別町下水道事業会計予算、以下予算という。第３条に定めた収

益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第１款下水道事業収益、第２項営業外収益は、２９７万８,０００円を増額補正し、収入の総額を４億５,８４９万６,０００円とするものです。

支出の第１款下水道事業費用、第１項営業費用２９７万８,０００円を増額補正し、支出の総額を４億６,１９９万６,０００円とするものです。

他会計からの補助金等。

第３条、予算第１１条に定めた補助金等の金額を２９７万８,０００円増額補正し、２億７０８万７,０００円に改めるものであります。

それでは、予算説明書により御説明させていただきます。

３ページ、４ページをお開きください。

上段の収入ですが、１款下水道事業収益、２項営業外収益、２目他会計補助金２９７万８,０００円の増額補正は、収支の調整による一般会計補助金の増によるものです。

続いて、下段の支出ですが、１款下水道事業費用、１項営業費用、３目浄化槽費２９７万８,０００円の増額補正は、し尿くみ取り料金改定に伴い、浄化槽の汚泥くみ取り手数料が不足することから、増額補正し対応するものです。

以上、令和７年度本別町下水道事業会計補正予算（第１回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく、御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、収益的収入及び支出など一括といたします。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　補正額の２９７万８,０００円についてお伺いをいたします。

し尿くみ取り料金の改定に伴うということで御説明をいただいたところですが、こちら２９７万８,０００円の計上となりました、この積算や根拠、お考えについてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　薩田建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（薩田尚文）　それでは、お答えいたします。

まず、当初予算で計上しています浄化槽汚泥くみ取り量は７８７立方メートル、これをリットルに直しますと７８万７,０００リットルとなります。

既に浄化槽のくみ取りについては４月から始まっておりまして、５月末までに１５万リットルをくみ取っているということになっております。今回の補正ですが、残りの６３万７,０００リットルに料金改定の差額分４．６７５円を掛けますと、税込ですけども２９７万７,９７５円となりますので、今回の２９７万８,０００円の増額の内訳になっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４６号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１２　議案第４７号

○議長（篠原義彦）　日程第１２　議案第４７号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第４７号町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事請負契約に当たりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、町道愛のかけ橋通り愛のかけ橋橋梁補修工事で、工事内容につきましては、高欄補修工４１７．８メートルを施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和７年４月２５日に開催し、指名業者につきましては、株式会社本別建設工業、株式会社岡崎組、株式会社井上産業、株式会社野田組、株式会社千田建設工業、鎌田建設工業株式会社、中前建設株式会社の７者を選定をいたしました。

令和７年５月２日に指名通知を行ない、令和７年５月２６日に入札を執行しております。契約金額につきましては８,３０５万円で、入札回数は１回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町北３丁目５番地９、株式会社野田組、代表取締役坂入隆でございます。

仮契約につきましては、令和７年５月２６日に行なっており、工期は、着工が本契約の日から７日以内で、完成につきましては令和７年１１月２０日でございます。

以上、議案第４７号の提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　この高欄工事ということなんですけども、工事中の交通規制とか制限等はなるんでしょうか。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

工事期間中におきましては、交通規制を行ないながらということで進めてまいりたいと思ってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　これは歩道部分も含めてというか、車道部分だけじゃないですね、歩道部分も含めてですよね。その辺もうちょっと内容詳しくお願いします。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　去年昨年と高欄、防護柵でございますけども、車道の端々ということで進めてきてございます。

本年につきましては、その歩道がある車道と歩道の間、その部分についての歩車道の防護柵ということで施工したいと考えてございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　車道と歩道の間ってことで、当然歩道は人が通れる状態で確保しながら、安全確保しながらということでよろしいですか。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

工事中につきましても、その辺通学できるように、通れるように確保した中で工事のほうは進めてまいります。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　当該工事におきまして影響を受けることの一つとして、愛のかけ橋メモリアルライトアップ、こちらライトのその照射に影響が出るというようなところだと思いますが、こちらの工事に際しまして、例えば照明器具の取り外しですとか、養生みたいなもので照明器具等があることによって工事費への影響というものはあるのか、含まれているのかという点について伺います。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えさせていただきます。

今年度の工事につきましては、車道歩道の間の防護柵ということで工事のほうを予定してございます。今言われたライトアップの部分については影響がないと考えてございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

加藤議員。

○２番（加藤徹己）　愛のかけ橋の部分の歩道の部分ですけども、子どもたちの登下校の通学路、主要通学路になってますけども、先ほどの説明ですと車道のほうは通行について規制をしていくということなのか、歩道については全く規制はしないのか。子どもたちの登下校の安全はちゃんと確保できるのかどうかをもう一度聞きたいと思います。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

当然子どもたち、通学路として利用されてございます。両端含めまして工事される業者様のほうで交通誘導員をつけた中で、きちっと誘導しながらという形で、通れるような形で並行して進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４７号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１３　議案第４８号

○議長（篠原義彦）　日程第１３　議案第４８号役場庁舎トイレ等改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第４８号役場庁舎トイレ等改修工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

役場庁舎トイレ等改修工事請負契約に当たりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、役場庁舎トイレ等改修工事で、工事内容につきましては、トイレ改修６か所、給湯室改修４か所、バリアフリー対応の多目的トイレ新設１か所、その他排水管等の改修を施工するものであります。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和７年４月２５日に開催し、指名業者は、株式会社北原建設、有限会社後藤建設、株式会社野田組、株式会社外田組、株式会社塚林建設、株式会社鹿島組、中前建設株式会社の７者を選定をいたしました。

令和７年５月２日に指名通知を行ない、令和７年５月２６日に入札を執行しております。契約金額につきましては１億１０万円で、入札回数は１回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町北８丁目１番地２、株式会社塚林建設、代表取

締役塚林数範でございます。

仮契約につきましては、令和７年５月２８日に行なっており、工期は、着工が本契約の日から７日以内で、完成は令和８年１月３０日でございます。

以上、議案第４８号の提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

阿保議員。

○１０番（阿保静夫）　トイレを新しくするということで、このトイレは、例えばオストメイトとか、それから障がいのある方、いろいろ程度あるんですけども、障がい者等も意識した、そういうような考え方で造られますか。

○議長（篠原義彦）　三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　今回、１階のほうに新たに多目的トイレのほうを新設させていただきます。そのトイレにつきましては、基本的に全ての方に対応できるよう、工事のほうを進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４８号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１４　議案第４９号

○議長（篠原義彦）　日程第１４　議案第４９号本別町中央公民館エアコン設置工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第４９号本別町中央公民館エアコン設置工事請負契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町中央公民館エアコン設置工事請負契約に当たりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事契約となりますので、地方自治法第９６条第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的につきましては、本別町中央公民館エアコン設置工事で、工事内容につきましては、エアコンを２階に１６台、３階に１４台の計３０台を設置し、電気設備工事一式を施工するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札による契約締結で、指名委員会は令和７年４月２５日に開催し、指名業者は株式会社笹原商産、森設備工業株式会社、富士工業株式会社、株式会社鹿島組、中前建設株式会社、有限会社三村設備工業、株式会社奥原商会の７者を選定をいたしました。

令和７年５月２日に指名通知を行ない、令和７年５月２６日に入札を執行しております。契約金額につきましては１億１,３８５万円で、入札回数は１回で落札をしております。

契約の相手方につきましては、本別町向陽町３番地４、中前建設株式会社、代表取締役中前孝二でございます。

仮契約は、令和７年５月２９日に行なっており、工期は、着工が本契約の日から７日以内で、完成は令和８年３月１９日でございます。

以上、議案第４９号の提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第４９号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１５　議案第５０号

○議長（篠原義彦）　日程第１５　議案第５０号本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業にかかる契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　議案第５０号本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業にかかる契約につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業にかかる契約締結に当たりましては、予定価格が５,０００万円以上の工事契約を含む契約となりますので、地方自治法第９６条

第１項第５号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業で、事業内容は、本別公園内の旧静山研修センター跡地にオートキャンプ場を整備するもので、令和７年度に設計及び解体工事、令和８年度に土木建築工事を予定しております。

工事内容は、テントサイト７か所、受付棟１棟、受付棟内に利用者用のシャワーブース、トイレを備え、屋根には太陽光パネルを設置する提案を受けており、維持管理、運営については令和９年度から令和１３年度の５年間を予定しております。

見積参加業者については、本年１月に公募型プロポーザルの募集を行ない、複数の協力会社で構成された１グループから参加表明を受け、３月６日にプロポーザルを行なったところであります。その結果、提案グループを優先交渉権者として決定し、その後、２回の協議を行なったところでございます。

契約の方法につきましては、見積合わせによる随意契約で、令和７年５月１５日に通知を行ない、令和７年５月２２日に見積合わせを執行しております。

見積回数は１回で決定をしており、契約金額は１億８,５６２万５,０００円、その内、工事請負金額は１億４,２５４万９,０００円であります。

契約の相手方は、本別町勇足７１番地９、株式会社ＫＯＹＡ．ｌａｂ、代表取締役岡崎慶太でございます。

仮契約は、令和７年５月２２日に行なっております。

工事期間は、着工が本契約の日から７日以内で、完成は令和９年３月１０日でございます。

以上、議案第５０号の提案に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、お伺いをいたします。

まず１点目でございますが、御提案の１億８,５６２万５,０００円の提案のうち、まず工事請負にかかる金額は１億４,２５４万９,０００円ということでございました。こちら差額４,３０７万６,０００円が差額としてございます。こちらを維持管理及び運営費ということになるのか、この提案の積算や主要な項目ごとについて、概要と併せて具体的にお伺いをいたします。

うち工事費につきまして、電気工事費、御説明にもありました太陽光パネルの設置、この太陽光の関連につきましては詳細についてお伺いをいたします。その能力等も含めて、具体的にどういう太陽光パネルの設置がなされるのかという点が分かるように御答弁を求めるものでございます。金額も併せて。

２点目でございます。こちら本別公園においては、ゼロカーボンパークとしてこれからいろいろ計画もされていくというところであり、さきの一般会計の補正予算提案におきましても、ａｎｄほんべつという団体でこちらの優先的項目の事業の取組の項目の一

つとしても本別公園のリブランディングというものがうたわれていると把握しているところでございます。こちらにつきましては、このオートキャンプ場と本別公園エリア、近隣も含めて全体の構想というものを同時並行をしないことについては何ら問題はないのかという点、これから本別公園のリブランディングをしていくということですから、現時点においては明確な本別公園のオートキャンプ場と本別公園エリア全体の構想というものがあるのかどうか。おそらくないからこれからリブランディングをしていくということだと思いますので、その辺の実態と併せて、同時並行しなくても何ら問題等はないのか、課題ではないのかという点についてお伺いをいたします。

また、３点目でございます。令和６年の１１月２８日の議員協議会におきまして、この本別公園オートキャンプ場の整備についてということで御説明をいただいたところであります。こちらの中でも具体的にも言及もありましたし、今回のプロポーザルの中ででも評価点のポイントとしてあったと思いますが、地域内、町内事業者等、地域内での連携というものは具体的にどういうものとなった想定での御提案なのか、お伺いをいたします。

４点目でございます。こちら御説明のありました契約の相手方となる受託事業者でございます。株式会社ＫＯＹＡ．ｌａｂということでございましたが、こちらの人員、こちらの会社の人員体制がどのようなものであるのかという点、またキャンプ場の運営歴とその具体的規模はいかようであるのかという点につきまして、お伺いをいたします。

５点目でございます。仮契約日が令和７年の５月２２日ということで、つい先日ですね。１週間強ですか、１０日ぐらいですね、１０日以上経過しておりますが、そのぐらい前に５月２２日に仮契約がなされたということでございます。こちら報道等によりますと、十勝毎日新聞社４月１日の記事でございますが、町内におきまして、こちらのＫＯＹＡ．ｌａｂ社の代表を擁立するということを検討するといった趣旨の記事が掲載されておりました。そうしたものを踏まえて、所管課としては、例えばでございますけども、受託事業者として適当かというようなこと等については検討なされたのか。例えばお伺いをしたとか、そういった点について実態等があればお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午後２時０６分　　休憩

午後２時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からといたします。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

まず、金額の工事以外の差額というところでございますけども、まず設計費、これが１,５０２万６,０００円。内訳としましては、土木の設計が８８６万６,０００円、建築の設計が６１６万円であります。もう１つは維持管理費ということで２,８０５万円、これにつきましては令和９年度からの維持管理ということで、年間５６１万円掛ける５年間で、合計しまして４,３０７万６,０００円という形になっております。

それと太陽光パネルの詳細というところなんですけども、現在の提案を受けているところで言いますと７キロワット程度の太陽光パネルを管理棟の屋根の上に設置をしますと。大体その７キロワットで午後１０時ぐらいまでの電気が賄えるという提案をいただいておりますけども、詳細の設計につきましては先ほど申し上げました今年度設計がありますので、その設計が出たところで詳細が出てくるかなと考えております。

それとゼロカーボンパークの構想、同時にやらなくていいのか、構想はないのかというところなんですけども、ＳＤＧｓ未来都市の事業の構想としましては、太陽光パネル、キャンプ場で使えますよというところと、もう１つは環境学習ということで、脱炭素、先ほど補正で出ましたけども脱炭素関係ですとか、ＳＤＧｓの関係の看板を設置しますということで、今のところ構想で出てるのはその２つでございます。

ちょっと工事の時期が変わりますので同時とはならないんですけども、そういった広い意味で捉えていただければなと思います。

それと、地域内連携の方法ですけども、プロポーザルで出していただいた提案としましては、まず町内団体うきうき未来らぼなどというところなんですけども、そういうところが事業実施する場合に、ＳＮＳで発信をして参加を促していくというところがまず１点。それともう１点は、中心市街地、道の駅への誘導を促すというところで、各店舗や道の駅と連携したサービスクーポンの発行等のサービスを行なうというところで提案を受けているところでございます。

それとＫＯＹＡ．ｌａｂの人員体制、運営歴でございますけども、ＫＯＹＡ．ｌａｂ自体が令和４年の１１月からオープンしております。キャンプ場の運営の経歴につきましては、同じく令和４年からサイトを運営しておりまして、現在８サイトを備えております。

人員につきましては、職員が３人、パートが３人っていうところで、来年度キャンプ場整備に関わる方ですけども、本町出身でＵターンというところで１名プラスになるという予定でございます。

最後、仮契約５月２２日に結びましたというところで、今年の４月の十勝毎日新聞社の記事の関係出ましたけども、これにつきましては、町としましては何ら報告まだ受けていない状況でありますので、計画どおり進めているというところでございます。仮契約も５月２２日に済みましたし、そういったところで実際に立候補を表明したわけではありませんので、変更ないものとして町としては扱っているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　お伺いした中で、３点目にお伺いをいたしました町内連携の件についてでございます。

町内地域内連携、こちら町内のうきうき未来らぼにてＳＮＳ等をもって参加を促すという点、道の駅への誘客、誘導を図っていくよと、町内商店街等とサービスクーポン等の発行ということでございました。

こちら令和６年１１月２８日の議員協議会上におきましては、例えば釣りのガイドで

すとか、具体的に森と川の舎という団体名も挙げられて御説明いただきましたよね、課長のほうから。また地域おこし協力隊の方なんかも挙げられたところでございます。こうしたいわゆるガイドですとか、こうした方々の参画といいますか、そうしたところというのは具体的に御提案やそうした方々の活用と言いますかね、働いていただけるというようなところの御提案等はなかったのか等について、お伺いをいたします。

また、４点目にお伺いをいたしました点でございますが、当該ＫＯＹＡ．ｌａｂ社、令和４年の１１月にオープンということでございました。これプロポーザルの要綱といたしまして、参加者の業務遂行能力における要件のうち、維持管理及び運営業務における要件には、キャンプ場運営が５年、キャンプサイト５サイト以上のキャンプ場運営歴が５年というようなことが要件に記載されておりましたが、こちら令和４年の１１月からということであればこの要件を満たさないのではないでしょうかね。いかがでしょうか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩をいたします。

午後２時３６分　　休憩

午後２時３８分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、地域内連携の関係なんですけども、釣りについてはうきうき未来らぼで実施をしているというところで、その中に含まれてくるというところでございます。あと、提案の中で言いますと、当然本別公園の環境学習ですか、そういうところも連携を図りますというところで提案をいただいています。当然その環境学習でいけば地域おこし協力隊、それと当然ながら森と川の舎、解散しましたけども、森とゆかいな仲間というところで新しく団体立ち上がってますんで、そういうところとの連携も入っているというところでございます。

それと資格の関係、これ先ほど令和４年の１１月からＫＯＹＡ．ｌａｂをスタートしてるんですけども、タイニーハウスを平成２９年からスタートしてますんで、それを含めて８年というところで要件を満たしているというところになります。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、４点目でお伺いをいたしました資格要件の部分についてでございます。タイニーハウスを平成２９年からということでありますけども、こちら要綱にはキャンプ場の運営歴が５年で、キャンプサイト５サイト以上でキャンプ場運営が５年ということでありましたけれども、そもそもこの要綱に記載の要件から外れませんかね、タイニーハウス１台で、キャンプサイト何台分に該当するとお考えなんでしょうかね。５台持って運営をされて、５年以上やってたよっていうことだからそういう解釈をしてますということなんでしょうか。ちょっとこの辺改めて明快にお答えを求めるものでございます。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えします。

タイニーハウスなんですけども、タイニーハウスってハウスの中で宿泊するところですけども、当然その前に、タイニーハウスの前にキャンプテントを併設する場所がありますんで、そこが５サイト以上というところで判断をしているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、議案第５０号本別公園オートキャンプ場整備管理運営事業に係る契約について、反対の立場で討論を行ないます。

本提案におきましては、現職である佐々木町長による新しい取組、種まきの一つであると捉えているところであります。また、デジ田や過疎債など有利な財源確保を行ない、自己負担額を抑制しているという点、また後世に多額の解体費等を有し、今や時代に逆行している、いわゆる大規模な箱物行政というものとは異なる提案だと私自身も判断しているところであります。

あと私独自の調査においては、特に外構工事等においては、石積み等のすばらしいしつらえがなされるものであると捉えているところであり、恐らくでございますけども、通りかかる方がのぞき込むような、そうしたしつらえになるのではないのかなと捉えているところであります。

しかしながら、町内におきましては、本別公園の周辺におけるこのゼロカーボンパークやオートキャンプ場の設置について、一定数の反対の声があるのも事実であります。私自身も優先的に取り組むのはこのオートキャンプ場ではないと考えているところであります。

町民の求めの優先的に考えられるものは、町内の子どもたちや自然を慈しむ高齢者等を始めとした町民が楽しめる施設ではないかと考えております。

キャンプ場の利用者、町外等からもお越しいただけるそうしたキャンプ場の利用者ではなく、まずもって町民のための憩いの場ではないのかなと考えているところであります。

既に多くのキャンプ場利用客が訪れており、それらがもたらす関係人口の構築や経済波及効果というものについても限定的であり、多くの町民が体感できるものとまではなっていないと捉えているところであります。このように約１億９，０００万円程度の多額の費用をかけた新たなオートキャンプ場の設置を行なわずとも、まずは無料のキャンプ場を有料化し管理運営を行なうなど、やれることはあるのではないかと考えているところであります。

そして、これまでにおいてもですが、例えば本町で長年登山のガイドや敷地内から発

掘される化石等の展示などを行ない、この公園の魅力発信等に多大な御尽力をなされてきた方々に対しても、十分な行政支援やそうした化石などの資源を生かそうとの取組姿勢は希薄であったと私も捉えているところでありますので、まずここでオートキャンプ場の設置、整備というものよりも、着目すべき点や取り組むべき事項としては別の視点があるのではないかと考えているところであります。

また、質疑でも申しましたけれども、本別公園のゼロカーボンパークとしてのリブランディングを行なうに当たり、オートキャンプ場の設置を先行してしまってよいのかなというような懸念もあるところであります。と申しますのも、この静山研修センターの跡地にオートキャンプ場の設置がなされるわけでありますが、やはり町内において横断的な連携が取れていなかったがために、解体費の約８，０００万円のうち４，０００万円がしっかりと準備、段階を踏んでいれば補助対象となったにも関わらず、みすみすこれを受け取ることができなかったという実態もあることから、そうした懸念を有しているところであります。

次に、こちら受託事業者についてでございます。現職である佐々木町長は今年度任期満了を迎えるため、本町では８月２５日告示、投開票３０日の日程で町長選挙を控えているわけであります。４月１日付の十勝毎日新聞社の記事によりますと、町内の有志のグループが当該事業の代表者、ＫＯＹＡ．ｌａｂ社の代表者の擁立を検討しているというような記事が掲載され、そのうち、その代表者は取材に対し明言は避けたが、前向きに検討していると述べたとあります。その後も他誌含め関連記事には、必ずと言っていいほどこのＫＯＹＡ．ｌａｂ社の代表者の名前が上がり、それを現在までに否定することなく、また町内におきましても具体的なそうした動きがあると捉えているところであります。当該ＫＯＹＡ．ｌａｂ社の代表者は、まちづくり、また観光事業等に一定の実績や強い思いがあると私自身も考えております。また、併せて町内事業者でありますし、受託事業者としての資質は申し分ないと。ただ１点、その資格要件といたしまして、テントサイト５つ以上を５年運営というものについては、御答弁からタイニーハウスの前にテントを張るからそれを５サイトと勘定しているというような、私にしてみたら相当苦しい御説明だったなと捉えているところでありますが、述べたように、そうした資質は申し分のないと捉えているところであります。

ただ、報道や実際の町内の動きというものを見受けるに、仮に町政の運営に大きな責任のある、またさらなる大きな志を抱いているということであれば、この当該事業者の代表者の方は本委託事業が終了する前、具体的にはオートキャンプ場が完成する前に、言うならば、そう遠くないうちにこの代表者を辞任する可能性というものは極めて高くあると捉えているところであります。そうした背景が見受けられる以上、本日時点におきましてＫＯＹＡ．ｌａｂ社を受託事業者として約１億９，０００万円の本別公園オートキャンプ場設置整備管理運営事業に関わる本契約の提案は容認しがたいものであります。現職である佐々木町長と同様に、もしかしたらそれ以上にとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれません。この町の未来に大きな志を抱く立場と約１億９，０００万円もの本委託事業を受ける受託事業者の双方をという話にはならないのではないかと考えていると

ころであります。

仮にでございますが、仮にこれから代表者を辞任する、また、したとしても、ならばなぜこの５月２２日の時点で仮契約を結んだのかと。代表辞任の意志が、仮にでございますけれども固まったのであれば、なぜこの仮契約の解除を申し出ないのかというような疑念があるところであります。

仮にでございます、仮にということで前置きをしておきますが、自らこれを申請して受け、仮契約を結んでおきながら早期に代表者の辞任をし、もうこれをもって利益関係も含めて一切ＫＯＹＡ．ｌａｂ社とは関係がないんだというような主張を仮に行なったとしても、これが果たして通るのかという疑問もあります。これを受けて代表を辞任するというようなことがあったとするならば、それはまたともすれば、ある意味それって無責任じゃないのかなというような疑念も生じるところであります。

そうしたことから、ともすれば町との利益相反行為、または利益相反関係になり得るのではと、そうしたそしりを免れないと考えているところであります。

繰り返しますが、本日までの度重なる報道と町内の実際の現況、これらを鑑みて現時点におきまして、ＫＯＹＡ．ｌａｂ社を受託事業者とすることが適当であるとは考えておらず、よって本提案には賛同ができないものであります。

こちらの時期的にも極めて繊細な事項でありますし、またこちらの公開の議場であることを鑑み、相当回りくどい御説明、主張をしているところでございますが、誰であっても何であってもよいものはよい、悪いものは悪いと、こうしたことを一つの姿勢として努めているというところを御理解いただければ、ぜひ皆様には私の申したい真意というものが伝われば幸いであると考えているところであります。

これら述べたところをもって、本提案には反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから、議案第５０号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者６人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第５０号は原案のとおり可決されました。

◎日程第１６　議案第５１号

○議長（篠原義彦）　日程第１６　議案第５１号財産の取得についてを議題といたしま

す。

提案理由の説明を求めます。

武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　議案第５１号財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、予定価格が１,５００万円以上の動産の買入れとなることから、地方自治法第９６条第１項第８号及び議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

財産の取得の目的につきましては、現在、小中学校で使用しておりますタブレット端末を小学校２３１台、中学校１３１台、合計３６２台を更新し、教育環境の維持とＧＩＧＡスクール構想の着実な推進を図るものでございます。

財産の取得につきましては、地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号に基づく随意契約によるもので、北海道内の自治体で組織される北海道公立学校情報機器整備共同調達会議が執行した共同調達に係る一般競争入札結果により決定した業者と随意契約を締結しております。

契約金額は１,９９１万円で、契約の相手方は、札幌市中央区大通西１４丁目７番地、東日本電信電話株式会社、執行役員北海道事業部長島津泰でございます。

仮契約は、令和７年５月１６日に行なっており、納期は、令和８年３月３１日としております。

以上、議案第５１号財産の取得についての提案理由と代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、こちら更新前の機器の処分についてはどのように行なうのかという点、また、こちら財産の取得後、こちらのサポート体制ですとか破汚損、故障してしまった、壊してしまった、そうしたものに対しての対応はどのようになっているのか。例えば保険での対応ですとか、補償等の有無等々についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　まず、更新前の機器につきましては、今回の更新が令和７年度中に購入しまして、令和８年から、実際のところは８年度から使い始めるということで、廃棄にしても令和８年度に廃棄することにしております。

廃棄なんですが、今年度１年かけて有効に利用できるものは有効に利用して、廃棄もいろいろとデータの入っているものですから、安全な廃棄といいますか、データ等をしっかり消去して廃棄しなければなりませんので、その辺を今年度中に検討させていただいて、８年度に廃棄なり有効に利用させていただきたいなと思っております。

次に、機器のサポートなんですが、まずこちら１年保証が付いていますので、１年間についてはそういった保証を使って、機器が壊れた場合は修繕のほうしていきたいと思っています。

サポート終了後は、修繕費を予算化しまして修繕費の中で修理のほうをしていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第５１号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５１号は原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

念のため申し上げます。

明日６月４日から１１日までの８日間は休会であります。６月１２日午前１０時再開であります。

これをもって通知済みといたします。

なお、一般質問の通告は本日から６月５日正午をもって締め切ります。質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後２時５７分）

令和７年本別町議会第２回定例会会議録（第２号）

令和７年６月１２日（木曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１　　議会運営委員長報告

日程第　２　　一般質問

○会議に付した事件

日程第　１　　議会運営委員長報告

日程第　２　　一般質問

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠原　義彦	副議長	１１番　高橋　利勝
	１番　宮本　やよい		２番　加藤　徹己
	３番　丑若　浩行		４番　水谷　令子
	５番　梅村　智秀		６番　石山　憲司
	７番　藤田　直美		８番　方川　一郎
	１０番　阿保　静夫		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木　基裕	副町長	村本　信幸
会計管理者	藤野　和幸	総務課長	三品　正哉
農林課長	篠原　順彦	保健福祉課長	長屋　和幸
住民課長	宮口　淳哉	健康・こども課長	髙橋　紀尊
建設水道課長	加藤　勉	企画財政課長	松本　秀規
未来創造課長	野崎　昌也	老人ホーム所長	前佛　清治
国保病院事務長	小川　芳幸	総務課主幹	上原　章司
建設水道課主幹	小出　勝栄	建設水道課主幹	薩田　尚文
健康管理センター主幹	前佛　友子	総務課長補佐	石川　雅康
教育長	高橋　哲也	教育次長	武田　敏英
社会教育課長	田野　美妃	農委事務局長	舛舘　憲
代表監査委員	井出　英彦	選管事務局長	三品　正哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事　務　局　長　中　川　雅　之　　事務局次長　越　後　　忠
総務担当主事　今　井　綾　香

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから本日の会議を開きます。

◎日程第１　議会運営委員長報告

○議長（篠原義彦）　日程第１　議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長石山憲司議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（石山憲司）〔登壇〕　報告いたします。

発議の取扱いについて申し上げます。

本日まで、２件の提出がありました。

発議第３号本別町議会会議規則の一部改正について、発議第４号本別町議会委員会条例の一部改正について、以上２件の発議については、明日６月１３日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

次に、意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに１件の提出がありました。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書、以上１件の意見書については、明日６月１３日の本会議で審議する取り運びを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（篠原義彦）　これで報告済みといたします。

◎日程第２　一般質問

○議長（篠原義彦）　日程第２　一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

６番石山憲司議員。

○６番（石山憲司）　議長のお許しを得ましたので、通告いたしました１問について一般質問を行ないます。

質問事項。

町長が目指すまちづくりについて。

質問要旨。

町長は、後援会の再出馬要請を受け、５月１９日の記者会見を開き、正式に立候補を表明されました。町長のこれまでの成果と目指すまちづくりについて、お伺いいたします。

要旨の明細。

（１）町長は５つの笑顔構想と４３項目の公約を掲げ、町政を運営されてきました。

私は、公約は順調に推進されていると考えますが、町長御自身の見解をお伺いいたします。

（２）町長は、令和３年就任挨拶で、当時スタートしたばかりの第７次本別町総合計画の着実な推進をと話されております。総合計画の中、町長が手がけ継続される下記の事業の進捗状況、今後の見通しについてお伺いいたします。また、事業の推進に当たり、対話や情報発信が重要と考えますが、見解をお伺いいたします。

①本別公園オートキャンプ場について。

先日６月３日に、１億８，５００万円の契約が議決されております。ＤＢＯ方式、デザイン・ビルド・オペレート、設計から建設、運営について行なうこととなっております。今後の見通しについてお伺いいたします。

②太陽の丘複合ゾーンについて。

健康長寿のまちづくり会議、ワーキンググループ、また経営者委員会等の協議の下、基本設計の段階であると理解しております。また、木質バイオマスボイラー等の調査結果も出ています。今後についてをお伺いいたします。

③消防庁舎移転新築について。

令和６年、用地取得をし、令和７年、実施計画となっております。今後の計画等についてお伺いいたします。

④地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市、ＳＤＧｓ未来都市について。

これにつきましては、まだまだ町民の理解が得られていない状況かと思います。ＳＤＧｓの学習を含め、今後の進め方についてお伺いいたします。

⑤企業誘致、旧営林署苗畑跡地について。

昨年の１２月、物価高騰等により、事業開始を１年先送りされるとの説明がありました。その後の経過を含め、今後の見通しについてお伺いいたします。

（３）町長の基本理念、対話をかさね、想いをひとつに、また、目指すべきまちの姿、心合わせて、みんな笑顔にとあります。これらについて継続していくべきと考えますが、町長の目指すまちづくりについて見解をお伺いいたします。

質問の相手、町長、一問一答細目方式ありでございます。以上であります。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　石山議員の私が目指すまちづくりについての御質問に答弁をさせていただきます。

まず、１点目でありますが、私が掲げました４３の公約につきましては、石山議員もおっしゃっていただいておりますが、この４年間で着実に推進させ、現在その事業を進行させていただいているものと捉えております。

いずれの取組につきましても、対話を大切にしながら進めており、公約の達成に向けて、今後も着実に取組を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に２点目であります。御質問の進捗状況でありますが、本別公園オートキャンプ場につきましては、本年６月３日に整備・管理・運営に関する契約を締結し、本年度、実施計画、令和８年度に施行工事を行ない、令和９年度に供用開始の予定となっております。

太陽の丘複合ゾーンにつきましては、基本設計が終了し、今後、実施設計を行ない、令和８年度に施行工事、令和９年度に一部供用を開始するよう事業を進めているところであります。

消防庁舎移転新築事業につきましては、令和６年度に用地を取得し、本年度実施計画、令和８年度に造成工事、令和９年度及び令和１０年度に庁舎建築を行ない、令和１１年度に供用開始の予定となっております。

ＳＤＧｓ未来都市につきましては、令和６年７月に策定いたしましたＳＤＧｓ未来都市計画に基づき、経済・社会・環境を地域内で循環させるため、令和７年度から令和９年度までの３か年は、国からの交付金を活用し四つの主要事業について進めてまいります。

また、地方創生ＳＤＧｓ課題解決モデル都市事業につきましては、ＳＤＧｓ未来都市計画の取組を、専門人材を活用し町民皆さんに浸透させるもので、今後、取組を進めていくこととなります。

いずれにいたしましても、今後、持続可能なまちづくりに資する取組を、官民一体となり取り進める予定となっております。

企業誘致につきましては、令和９年度の生産開始を目指して、現在、誘致企業と打合せを進めているところであります。

議員御指摘のとおり、事業推進に当たり、対話や情報発信の重要性は、持続可能なよりよいまちづくりを進めていく上で不可欠な要素であると考えております。

まず、対話につきましては、町民の皆様の意見をまちづくりに生かす機会として、町政に関する懇談会を開催してまいりました。これらの懇談会は、町民皆さんが自らの意見を町政に反映できる場であり、町政への参加意識を高める重要な基盤であると捉えています。地域の声をしっかりと受け止めるため、この懇談会は今後も開催してまいりたいと考えています。

また、行政を担う町職員に対しましても、内部のコミュニケーションを促進させ、対話の機会を拡充し政策形成につなげてまいりたいと考えております。

次に、情報発信についてでありますが、現代社会においてインターネットやＳＮＳなどを活用した情報発信は不可欠となっており、町では公式ホームページのほか、昨年８月からは公式ＬＩＮＥアカウントを運用し、災害情報やイベント案内など、タイムリーかつ分かりやすい情報発信に心がけております。また、広報紙につきましても定期的に発行し、多世代への情報伝達手段として役立てております。

これらは多忙な日常生活の中でも気軽にアクセスできる媒体であり、多くの町民の

皆さんへ、正確かつ迅速な情報共有につながるものと考えており、これら複数の媒体を活用し、誰もが分かりやすい内容を心がけながら、事業推進のための情報を発信してまいりたいと考えております。

対話と情報発信につきましては、さらなる工夫と努力を重ねながら、今後も町民参加型の行政運営を推進してまいりたいと考えております。

次に３点目についてでありますが、私は町長就任以来、対話を重ねて想いをひとつにしていくことを重視しながら町政運営を行なってまいりました。

まちづくりの中心にあるのは、一人一人の声を大切にし、共感と協力の下で地域の発展を支えていくことだと考えております。地域の未来は、行政だけで築くものではなく、町民の皆様と共に形づくるものであると捉えており、そのための基盤として、これからも対話に重点を置く姿勢を継続してまいりたいと考えております。

また、みんなが笑顔になるためには、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりが必要であると考えております。そのためには、日々の行政サービスの充実とともに、人が集い、思いを交わす場の整備として本別公園や太陽の丘、コワーキングスペースなどの交流拠点を充実させることはもちろん、地元の特産品を活用した地域活性化策や、幅広い世代が楽しめるイベントの開催、子どもから高齢者まで誰もが生き生きと過ごせる環境づくりなど、文化・経済・福祉など各分野において施策を展開し、まちの魅力を高めていきたいと考えております。

さらに、持続可能な地域づくりも重要な視点と捉え、地域資源の有効活用や再生可能エネルギーの導入可能性の探求など、未来を見据えた施策を進めていくことも必要であり、これらの実現に向けて、町内での意見交換や地域活動への支援を通じて、住んでよかったと感じられるまちづくりに、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

私は今後のまちづくりにつきましても、このような理念を基に、対話を重ねることで、地域の絆を強め、町民が安心し、笑顔になれるまちを実現するために、町民の皆様と心を合わせながら町政を運営し、本町発展のため、共にまちづくりに邁進してまいりたいと考えております。

以上、申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　石山議員。

○６番（石山憲司）　それでは、１項目めについてお伺いいたします。

私も先ほど申し上げましたとおり、町長の公約ですね、５つの構想、４３の公約につきましては、順調にといいますか、着手をさせていただきまして、順調に進んでいることと考えておりますが、町長も今のお話の中では、公約４３の項目については順調に進んでいるという見解でよろしいか否か、確認をさせていただきたいと思います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再質問に答弁をさせていただきたいと思います。

まず、私は、まちづくりで最も大切なことは、蛇口を開ければ安全な水が出てきて、そして、行きたいところがあれば、その目的地に安心してたどり着くことができる、そういった生活基盤をしっかりと確かなものとし、併せて、災害に強く、元気に明るく笑顔で日々暮らすことができる行政運営を推進し、そしてその上で、このまち本別が持続的に発展する施策を講じながら、町民の皆さんとともに共通認識の下で、未来に向かって歩み続けることだと思ってございます。そういったことで、４年前に５つの笑顔構想と４３の公約を発表し、そして多くの皆さんの支援をいただきながら、今この立場に立っております。

先ほど言われました５つの笑顔構想と４３の項目につきましては、今、その全ての取組につきまして検証を終えたところでございます。１項目ずつ御説明すれば、時間がありませんので割愛をさせていただきたいと思いますが、いずれにいたしましても、農業を軸とする産業振興、そして、みんなで子育て、みんなが幸せ、そして、３点目で心豊かな人を育む、そして、災害に強く安全・安心に暮らせるまち、健全な財政、みんなが参加する町政、これらのことを最重点的に考え町政を運営してきたところでございます。そういったことで、その検証をした結果、おおむね着実に事業をそれぞれ推進してきたということになってございます。

今後も公開レビューのＰＤＣＡサイクルですか、そういったことを徹底し、町民の皆様とともに、その成果を共有しながら、残された課題につきましても、また皆さんとともに考え、まちづくりを進めてまいりたい、そう考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　石山議員。

○６番（石山憲司）　それでは、２点目のほうに移らさせていただきます。

まず、オートキャンプ場でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、デザイン・ビルド・オペレートですか、ＤＢＯ方式で取り進めるということでございます。この説明、ＤＢＯ方式についての説明というのは、このオートキャンプ場の中ではなくて、むしろプライベート・ファイナンス・イニシアチブですか、ＰＦＩのほうについては何度か議員協議会等でも説明をいただいたところであります。

なぜＤＢＯが有利なのか、この辺について、もう既にあれなんですけども、利点について再度お伺いしたいと思います。

また、今後の行政との関わり方についてお伺いしたいと思います。

もう１点、これは交付金のことでございますけども、第２世代交付金の活用を見込んでいるということでございましたが、その第２世代交付金についての見通しについてもお伺いしたいと思います。

次に、太陽の丘でございますけども、これは答弁どおり、現在基本設計で、これから実施設計に行くと。公募型プロポーザル方式でということで、こちらのほうはＤＢＯ方式を予定されていると思いますが、公募型プロポーザル方式について、まだまだ町

民の理解が進んでいないので、プロポーザル方式の利点、なぜそれのほうが今までの一般入札ですか、それに比べて、なぜプロポーザル、提案型のほうが優位なのか、その説明をお願いしたいと思います。

次に、消防でございますけれども、これにつきましてはもう既に昨年度からですか、用地買収、そして実施設計、進んでいくことと、今の説明では８年度に用地造成ですか、そして令和９年、１０年で工事、１１年に供用を開始したいということでございます。これは総合計画の実施計画、３年間ローリングの実施計画を見ますと、２１億円という非常に高額な工事になろうかと思いますので、これらの現在時点における財源的な見通しがどうなのかをお伺いしたいと思います。

次に、ＳＤＧｓのことでございますけども、これにつきましてはゼロカーボンですか、私はゼロカーボンでなくてカーボンニュートラルだと思っているのですけども、まだまだ町民の方に理解されていない部分が多いというのが現実ではないかと思っております。

それで、オートキャンプ場に設置される学習の場といいますか、看板等ですか、それを含めまして、町民の学習のためには公園ばかりではなくて、町内にもそのようなものが設置されることが必要かなと考えますので、その辺についてお伺いしたいと思います。

なお、５番目につきましては、後ほどまた他の議員からの質疑があると思いますので、省略させていただきたいと思います。以上についてお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、オートキャンプ場のＤＢＯの関係なんですけども、議員おっしゃるとおり、デザイン・ビルド・オペレートということで、これの利点なんですけども、例えばデザインと建設とオペレートを分けてやると、例えば最終的に出来上がったときに運営していくのはオペレートのほうになりますので、やっぱり設計から工事、オペレートまでつなげてやることによって、オペレートをするときにオペレートしやすいような、そういったつくりにできるというところが利点であると考えております。

それと行政との関わり方なんですけども、当然、令和９年から維持管理ということでスタートしていきます。委託業務で予定をしておりますので、当然、町と事業者に対して委託業務で契約をして進めていくという形になりますので、運営の方法ですとかについては、今後また詳細については詰めていきたいなと考えております。

それと、第２世代交付金の見通しなんですけども、もともとデジタル田園都市国家構想交付金という拠点整備タイプというのが、第２世代交付金という名称に変わったんですけども、これについては令和７年度分については既に採択を受けていまして、設計と解体とを進めていきますと。それが、設計ができた段階でまた令和８年度分の申請を上げていくような形になるということになっております。

それとＳＤＧｓの関係なんですけども、先ほど町長のほうから答弁申し上げた部分につきましては、ゼロカーボンも含まれているんですけども、いろんな要素が入っているということで、議員、ゼロカーボンというところでございますけども、６月の補正で公園に看板設置を計上させていただいて、議決をいただいております。今後、公園だけでなくて、町内でもそういうのを設置必要なんじゃないかというところなんですけども、町内につきましては、今回、ＳＤＧｓのモデル事業のほうで、そういうゼロカーボンの取組についての勉強会等も予定をしておりますので、そちらのほうでカバーしていきたいなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　私のほうからは太陽の丘福祉ゾーンの関係での質問に答弁させていただきます。

こちらのほうの提案の制度による優位性でありますけれども、まず、１点目といたしましては、基本設計ができてきております。こちらにつきましては、ＳＤＧｓも意識をしながら提案をいただいているものになっておりますけれども、町長の答弁にもありましたとおり、財政的なものにつきましても勘案していく必要があろうかと思っております。こちらのほうの提案を受けながら判断を、財政的な部分、また中身の優位性の部分につきまして判断をしていくといったところでは、優位があると考えておりますし、実施設計プラス工事といったところが併せて行なわれるわけでありますので、そういった部分につきましても、工期の短縮といったところで優位であると考えているところであります。以上です。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　消防庁舎の財源の部分につきましてお答えさせていただきます。

一応、大きな事業ですので、起債を充当してと考えておりますけれども、今のところ、緊急防災・減災事業債ですね。事業充当率、地方交付税の措置率、なるべく有利なものと捉えた場合に、事業の中身、それぞれ勘案した中で、緊急防災・減災事業債ということの充当を検討しているというところでございます。

土地取得に関してはもうそれで充当しておりますので、その後継続事業ということになっておりますので、今後もそれを充当するように今のところ検討しているところでございます。

○議長（篠原義彦）　石山議員。

○６番（石山憲司）　まず、１点目のオートキャンプ場、これにつきましてはＤＢＯの利点等ありましたが、また今後の行政との関わりということは、委託業者であるので、今後も行政が主導するという言い方はないですけども、行政との関わりは持って運営はされていくという理解でいいのか、確認をさせていただきたいと思います。

２点目の太陽の丘のほうですね。これは今現在進めておりまして、実施設計がこれ

からということで、実施設計が決まれば云々でございますね。そして、その実施設計には、先ほど言いましたＳＤＧｓのほうの絡みもあって、財政的な絡みといいますか、それらを含めて、実施設計の中で取り入れていきたいという考えでよろしいのか、確認のほうお願いいたしたいと思います。

それから、消防につきましては、今答弁がありましたとおり、非常に巨額な財源を必要とします。少しでも有利な方法、起債にも過疎債とかいろいろございますけども、やはりそのようなものをできるだけ活用してやっていかなければならない。消防の場合は、何か特別なそういうものはあるのかないのか、私も分からないんですけども、その辺の研究もどうなのか、お伺いしたいと思います。

最後のＳＤＧｓでございますけれども、これについては、今の答弁の中でちょっとまだ町民にといいますか、町内に看板等の関係はこれから検討させていただくというような答弁だったと思いますけども、それでよろしいのか、確認だけさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、１点目のキャンプ場でございますけども、議員おっしゃるとおり、委託業務でありますので、今後、令和９年から５年間、町と連携をしてやっていくというような形になります。

それと、ＳＤＧｓの関係ですけども、公園の看板設置した後、町民に対しては看板ではなくて、勉強会等開催をして、周知を図っていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸）　私のほうから２点目の太陽の丘福祉ゾーンの関係で答弁させていただきます。

こちらにつきましては、ＳＤＧｓの関係、また財政的な側面というところがございますので、総合的に判断をしながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　消防庁舎財源の部分ですけれども、議員おっしゃるとおりに、まさに有利な財源をということで、これまで研究してきた中で、緊防債につきましては、実のところ、ここの庁舎が一応浸水地域に当たっているというところで、そこからの移転に関しては、そういう緊防債が充当可能であるというところは分かっておりますので、先ほども申し上げましたとおり、充当率、あとは地方交付税の措置率ですね、そういった部分を考えましたところ、今のところ、緊防債が最も有利なのではないかと考えて措置しているところでございます。

今後、国・道といろいろ協議をした中で、事業を進めていくこととなりますけれども、現状で財源措置につきましてはそういったところで考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　石山議員。

○６番（石山憲司）　それでは、３点目のほうに移らさせていただきたいと思います。

３点目の町長の答弁で、町長の町政に対する熱い思いといいますか、それについては十分理解できるところでございました。確かに町長は、安心・安全のまちづくり、そして、町民の福祉のためにを目指して、また本別町の発展のため、諸政策をやってこられた、その基本として、一人一人の声を大切に、対話を大事にしていきたいというお話と、あらゆるメディアを使って、メディアといいますか、広報紙とかを使って町民に説明されていると。特に広報でも昨年だったと思いますけれども、萌芽という町長が自ら町民にいろいろな思いといいますか、政策等の解説までしていただいております。これは非常に町民にとって評判がよく、町長自らの声で、町政のいろいろな問題について語ってくれている、非常に好評だと思いますので、そういうものを含めまして、これから町長として、どのように町民に諸施策の説明、アカウンタビリティを果たしていく考えがあるのか否か、その辺について再度お願いしたいと思います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきたいと思います。

石山議員おっしゃるとおり、あらゆる媒体を使って、町の施策等、町民の皆さんに周知することはとても大切なことだろうと、私自身思っているところでございます。そういったことから、先ほど答弁をさせていただきましたが、ＬＩＮＥ等もアカウントを設置しながら、町民の皆さんのほうに情報提供をしておりますし、また私自らが月に１回の広報でございますけれども、町長コラムという欄を設けさせていただきまして、私の思いとか各団体の皆さんの頑張り、そういった姿を町民の皆さんにお知らせをしているところでございます。そういったことで、情報発信はもちろんでございますが、他方、やはり町政を執行するに当たっては、聞く耳をしっかりと持たなければならないだろうと、そういうところも重要視しているところでございます。そういったことから、情報発信はもとより対話もしっかりとやっていく。その上で、まちづくり懇談会とかふれあい懇談会、さらには教育部門におきましては、町長と教育を語る会を通して、様々な御意見をいただいているところでございます。そういった地域の思い、そして各関係団体の思い、町民の皆さんの思いをしっかりとまちづくりに今後も反映をしてまいりたいと考えているところでございます。

心合わせて、みんな笑顔には私の町政運営の羅針盤でもございまして、組織文化として、これは定着を図ってまいりたいと考えているところでございます。最終的に町民一人一人が誇りとこのまちに愛着を持ち、ここで暮らし続けたい、ここに戻りたい、そしてここを訪れたい、そう思えるまちを次の世代へ確実につなぐために、引き続き全力で取り組んでまいりたいと考えております。議員各位の皆様、そして町民の皆様の御理解と御協力をよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○６番（石山憲司）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次、２番加藤徹己議員。

○２番（加藤徹己）　議長の許可をいただきましたので、通告済みの１問について質問をさせていただきます。

質問事項。

修学旅行に関わる支援の充実を。

質問要旨。

天井の見えない諸物価の高騰や運転手の働き方改革は、児童生徒の修学旅行に大きな影響を与えています。本町の大切な子どもたちの健やかな成長を育むためにも、修学旅行に関わる支援の充実が必要と考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

修学旅行については、学習指導要領の中で定めがありますが、これを受けて各学校では、教育課程で定める修学旅行の内容や旅行先を決定しています。しかし、近年はその決定に対して、諸物価の高騰や運転手の働き方改革などで、大きな制約を受けているところであります。本町からの旅行距離が制限され、燃料やホテル料金等の高騰に加え、予約手続にも苦慮している現状があります。

また、本町は、十勝管内に限定したスクールバスでの部活動等の送迎運行ですが、修学旅行についても管外空港までの送迎支援ができないかなどの検討をする必要があると考えます。

このことにより、修学旅行の内容や旅行先に防災・歴史・文化などの選択肢が大きく広がると考えます。

さらに、修学旅行に要する費用には、旅行中の服装・宿泊日数分の衣服と、それを入れるバッグも必要です。そして、旅行先での移動や昼食費などに係るお小遣いも必要です。このように、修学旅行には、旅行経費のほかにも保護者には大きな負担となっています。

保護者の収入が増えない中、諸物価などが急激に高騰している現状で、保護者に気兼ねして、学校生活の中で大きな行事の一つであり、同級生とのかけがえのない思い出となる修学旅行を諦める児童生徒が出てくる可能性もあるのではないかと懸念されます。

十勝管内の複数の自治体でも、保護者の所得制限なしで、小中学校の修学旅行経費の無償化や定額助成などの支援が取り組まれています。

本町においても、早急に修学旅行に関わる支援の充実について検討し、実施していく必要があると考えますので、以下について伺います。

１点目、スクールバスでの管外空港までの送迎支援を検討する考えは。

２点目、修学旅行実施に必要な経費の助成への考えは。

○議長（篠原義彦）　高橋教育長、御登壇ください。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕　加藤議員の修学旅行に関わる支援の充実をについての

御質問にお答えさせていただきます。

現在、町内の小中学校の修学旅行の状況でございますが、小学校は１泊２日で札幌方面へ、本別中学校は３泊４日で函館・小樽方面へ、勇足中学校は２泊３日で東京方面への修学旅行を実施しております。

まず、１点目のスクールバスでの管外空港までの送迎支援についてですが、修学旅行でのスクールバスの利用については、内部規程としてスクールバスの運行基準を設けており、鉄道を利用する場合は最寄りの駅まで送迎する。飛行機を利用する場合、帯広空港まで送迎する。ただし、通常の学校登下校に影響しない場合に限ると定めているところでございますが、管外空港までの送迎支援については、これまでも学校から要望があった場合には、その都度、学校と協議しながら送迎が可能な場合については対応しているところであり、今後についても、学校から要望があった場合には、学校と協議しながら対応するとともに、スクールバスを利用することにより修学旅行の費用が抑えられ、保護者負担の軽減にもつながることから、通常の学校登下校に影響しないことを前提に、スクールバスでの管外空港までの送迎支援については、スクールバスの運行基準の改訂も含めて、前向きな検討をしてまいりたいと考えております。

次に、２点目の修学旅行実施に必要な経費の助成についてでございますが、修学旅行に係る保護者負担は学校により若干異なるものの、小学校では約３万円、中学校では約７万円となっております。

来年度の旅行に関しては、まだ計画段階となっており、各学校においては、平素から旅行に係る費用の軽減のため、宿泊先の選定や交通手段の選択など工夫をしているところではございますが、昨今の物価高騰、インバウンド需要の高まりを影響とした観光バス借上料、宿泊料金の値上げ等により、本年度に比較して費用が増加することを懸念している状況にあります。

修学旅行に係る費用に関しましては、経済的に困窮している世帯には、就学援助制度により修学旅行費の実費分の全額を助成しているところではございますが、その他の世帯についても、物価高騰により家計への負担が大きくなっている中、保護者の経済的負担軽減を目的とした子育て支援策は重要であると考えております。

学校においては、保護者に負担をしていただくものとして、修学旅行経費のほかにも教材費等があり、また、教育分野以外でも子育てに係る費用は多様化していることから、いっとき一度に多額の費用がかかる修学旅行費用への助成を図ることについては、児童生徒に係る家計消費額の負担軽減となり、一定の子育て支援、教育費支援として、その効果が見込めるものと考えております。

具体的な内容といたしましては、現段階では明言できかねますけれども、今後の公共交通費や宿泊費といった修学旅行費用の総額の推移にも注目しつつ、財政的な見通しも視野に入れ、どのような内容でどの程度の支援が必要なのか、また、どのような方法で支援を進めていくことが合理的なものになるのか、十分に検討を重ねていくこ

とが必要と考えるところであります。

いずれにいたしましても、修学旅行については、加藤議員おっしゃられましたとおり、学習指導要領では平素と異なる生活環境にあって、見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間関係を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことができるようにすることとされており、こうした活動がこれまでと同様に、あるいは充実が図れるよう、他の自治体の状況なども把握し、参考としながら、このたびの一般質問の趣旨を十分に踏まえた上で、小中学生の修学旅行の支援並びに費用の助成について、実施に向けた前向きな検討をしてまいりたいと考えておりますので、特段の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げ、以上、答弁といたします。

○議長（篠原義彦）　加藤議員。

○２番（加藤徹己）　答弁をいただきまして、ありがとうございます。

１点目のスクールバスでの管外の空港までの送迎についてですけども、これについては、現在、学校の要請に基づいて、学校教育活動に対するスクールバスの運用ということで、これについては、スクールバスの使用についての事務取扱の規程ですね。これについて昭和６２年に制定されていますけども、これに基づいて現在も可能であると判断されていると答弁をいただきました。今まで本町ではこの部分については、学校のほうでは理解されていなかったのかなということで、今回、本別町でいろいろな取組をしていく、これからの修学旅行についての在り方はいろいろ変わってくるという部分で、本別中学校でも、できれば管外の空港までの送迎がしてもらえることであれば、選択肢が大きく広がる。本別町が進める、昨年ＳＤＧｓの未来都市の選定を内閣府から受けておりますので、その部分に含めた、これはゼロカーボンだけでなくて平和教育だとか災害防災関係、いろいろ含めてあるわけですけども、これについての活動を広げたいという内容でできないでしょうかねという相談がありましたので、現在は運行されていないという状況でしたので、私としては今回伺ったところであります。

現在、スクールバスの予備車もあるんですけども、近年の状況というか、ここ二、三日見ても、予備車も動いているというような状況ですので、スクールバスの運行についての余裕はほとんどないのかなと。登下校に支障のない限りでということになると、その部分がちょっと心配なんですけども、その辺の対応のほうは大丈夫なのか。あくまでも登下校、スクールバスの用途で使用するのがスクールバスということですので、その辺は大丈夫なのかということで、再度伺いたいと思います。

２点目の修学旅行への費用の実施についての助成ですけれども、近年非常に物価高騰の中で、本別中学校は先ほどの中では、道内３泊４日で函館・小樽方面ということで、勇足中学校は、２泊３日で東京方面に行って、東京、首都のほうに行っていますけども、金額的には、本別中学校では修学旅行の費用として７万２８４円、それに加え

て旅行保険が９９４円ということで、合計７万１，２７８円が今回要したということですけども、それにしても、先ほど申し上げましたとおり、バスの確保、それから旅館の手配、これが全部時期が重なるために非常に苦慮しているという部分がありましたので、この費用について、来年、次期修学旅行についてはどこまで高騰するのか見通せない、学校としてはやはり１０万円以下で抑えたい、保護者の負担を１０万円以下で抑えたいなという気持ちもあるようです。もし、これがこのまま全額保護者負担で行くとなると、この旅行日程等も３泊４日から２泊３日等に検討し直さなければならない、また、旅行先についても見直しをしなければならないという部分がありますので、できれば１０万円以下で収まるような助成金の設定を考えていただきたいなと考えますけども、その辺の見解も、もう一度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　加藤議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、スクールバスの関係でございますが、実は今年度、勇足中学校、東京方面へ修学旅行に行っているんですが、中学校のほうから、空港まで借上げバスを利用した場合、どうしても旅行料金が高くなってしまうということで、スクールバスを利用できないかという御相談が今年度ありました。その対応といたしまして、ちょうど時間的に登下校の時間に空港に送迎する時間が重なっていたものですから、今回の対応といたしましては、ちょっと旅行に行かれる人数も少なかったということで、ワゴン車１台で乗れるような人数でしたので、ワゴン車を使いまして、教育委員会の職員が行きは釧路空港まで、帰りもちょうど部活のバスとか、そちらのバスの時間帯と重なっていたものですから、帰りは帯広空港まで教育委員会の職員がワゴン車で迎えに行くというような対応を取っております。

今後につきましても、学校のほうと協議しながら進めていきたいと思っていますが、予備車の使用とか、予備車が空いていたとしても、今度運転手がいないということもありますので、その辺は、その都度協議しながら、なるべく利用できるというか、利用可能なときにはバスのほうを利用していただくようなことで検討していきたいと思いますし、それに併せて、先ほども答弁の中にもありましたが、内部の規程のほうの改定も前向きに考えていきたいと思っております。

次の、２点目の修学旅行費の助成についてなんですが、旅行費の高騰によって、研修内容がどうしても見直しをしなければならないとか、例えば先ほど議員のほうからもあったんですが、宿泊数を少なくするとか、あと研修先を１つ少なくするとか、そういったことがあってはならないと考えておりますので、あくまでも修学旅行の研修の質、教育の質を落とさないように、修学旅行については各学校で計画していただきたいと思っておりますので、計画する際に、そういった費用の高騰でそういうことを考え直さなければいけないとならないように、その部分については、修学旅行費の支援費を考えていきたいと思っております。

実際のところ、今年度、本別中学校でいいますと約７万円程度かかっておりますが、次年度につきましては、まだ計画段階で見積りをいただいた段階なんですが、来年については約９万円かかるんでないかということで、今のところ旅行会社からそういった見積りをもらっているという話も聞いていますので、その辺を考慮しながら、修学旅行費の支援については前向きに検討していきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　加藤議員。

○２番（加藤徹己）　再々質問させていただきます。

スクールバスの運行については、考えていただける、検討していただけるという内容ですけども、ただ、運転手不足、これは本町もやはり運転手不足という部分があるのと、どうも先ほどちょっと言いましたけども、予備車もかなり古いということで、いつ故障してもおかしくないような状況ですから、勇足中学校については今回、ワゴン車での対応ができたということですけども、本中ですと２５人から３０人程度になりますので、どうしてもマイクロバス等の運行が必要となります。スクールバスの運行が必要となりますので、この部分については、スクールバスの補充、更新等も含めて、これは今後検討していかなければならないのかなと。ただ、登下校に支障がない部分での運行ということは、あくまでもそれは基本でございますので、無理に運行ということを申し上げているのではなくて、合法的に対応できるのであれば、そのようにしていくことが望ましいのではないかという意見でございます。

２点目の修学旅行費用の支援ですけども、もう来年度、既に２万円程度の値上がりが予測されるということですけども、これについても、ほかの町ではもう既に無償化、全額町が負担するという町村も出てきております。今、清水とか、上士幌がそうですけども、また、ほかの定額助成についても、３万円程度の助成という形になってきていますので、この辺も参考にして、なるべく保護者への負担を少なく軽減するという内容で検討していく、そういうような考え方があるかどうか、もう一度伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　それでは、再々質問のほうにお答えさせていただきたいと思います。

まず、スクールバスの関係ですが、予備車の使用も含めてというところなんですが、予備車を使用できるときは使用しながら、また、バスの更新についても、そういったところを加味しながら、更新のほうを考えていきたいと思いますし、また、単純にバスを更新するのがいいのか、それとも、借上げバス料金を助成するというようなことも検討できるのかなと思っておりますので、そちらも含めて、今後前向きに検討していきたいと考えております。

次に、修学旅行費の支援の関係なんですが、議員おっしゃるとおり、ほかの町の状況等も参考にしながら、保護者の旅行費の負担軽減について、前向きに検討してまい

りたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦）　加藤議員。

○２番（加藤徹己）　１点目の部分について、もう一度伺いますけども、スクールバスの運行について、現在、借上げバスが確保しづらい、できないという事態が想定されるのではないかと。もう既に、九州の学校だと思いますけれども、貸切りバスが確保できないので列車旅行に切り替えたという学校もあるようですから、スクールバスの運行の拡大というか、その部分についてやはり検討していったほうがいいのかなと。確保できないという部分が懸念されるということですので、その部分について、もう一度伺います。

２点目については、答弁のとおりで確認をいたしました。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　１点目のスクールバスの借上げの関係になりますが、確かに借上げは実際に借りるとなってもなかなかバスがなかったりとかということで、すぐに借りられないというような状況も分かっておりますので、学校のほうでは、修学旅行はいつ行くのか早めに決まっていますので、早めに予約なりしていただくのが一番なのかなと思いますし、また、そういったバスがなかなか、借上げバスが見つからないといった場合には、スクールバスの使用も考えられますので、そこも含めて、学校と協議を進めていきたいと思います。以上です。

○２番（加藤徹己）　終わります。

○議長（篠原義彦）　ここで暫時休憩をいたします。

午前１１時０３分　　休憩

午前１１時１５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

次、４番水谷令子議員。

○４番（水谷令子）　議長の許可をいただきましたので、通告しています１問について質問いたします。

質問事項。

移住定住支援の見直しで、新しい人の流れを。

質問要旨。

本別町の移住定住促進支援事業は、令和４年４月から始まり、管内でも取組は早かったと認識しています。しかし、今の支援内容では、本別町に移り住んでも近隣に働きに行く場合等は対象になりません。支援内容や周知方法を見直すことで、新しい人の流れをつくることができると考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

１、本別町の移住定住支援の内容は、家賃支援、引っ越し費用の支援があり、対象者は、町内で正社員として採用された人、または起業を目的とした場合です。本別町民

になり町民税等を納めても、近隣に働きに行く場合は支援対象になりません。近隣の町では、職場を町内に限定していない町があります。新しい人の流れを取り込むには、支援内容を見直す必要があると考えますが、これまでと今後の具体的な取組について伺います。

２、働き方が大きく変化した２０２０年。テレワークの拡大を機に、場所を選ばず仕事をする働き方が普及しました。関係人口と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手になると期待されています。本別町でも、関係人口の効果を考え、普及に向けて取り組むべきと思いますが、見解を伺います。

３、平成２８年７月、とかち東北部移住サポートセンターを開設し、本別町、足寄町、陸別町、３町圏域の官民が一体となった移住希望者へのサポート体制を構築しています。ホームページの見やすさ等の工夫や、より本別らしさをアピールすることが必要と考えますが、これまでと今後の取組について伺います。

また、本別町ではＵＩＪターン、東京圏からの移住支援金の支給対象となっていますが、町内の企業が積極的に活用し、周知してもらう必要があると考えますが、これまでの取組と課題を伺います。

質問相手、町長、一問一答細目方式なしでお願いします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　水谷議員の移住定住支援の見直しで、新しい人の流れをについて答弁させていただきます。

令和４年度から開始しました移住定住促進支援事業補助金につきましては、人材の確保と本町への移住定住を促進し、定住人口の増加と地域産業、経済の維持・拡大を目的としまして、町内で就職または起業するために移住及び定住しようとする者の負担を軽減するため、費用の一部を補助してまいりました。これまで令和４年度から昨年度までの累計人数になりますが、家賃支援で３６人、引っ越し支援で１６人、仕事体験で１２人、延べ６４人に対して支給してきたところであります。

なお、仕事体験事業につきましては、本町で移住定住を目的に仕事体験を行なう者に対し、交通費の半額を補助する制度となっており、移住を検討している方が、実際の仕事内容や住環境に対する理解を一層深められる機会となっておりまして、これまで補助金を活用し、移住に至った件数は３年間で３件あり、仕事体験の補助事業だけでも利用者の２５％が移住に結びついている状況から、一定程度の効果が出ているものと捉えています。

また、総合戦略で定める移住者数の数値目標は、令和３年から令和７年の５年間で６０人となっておりますが、令和６年度末の４年間で既に７３人が移住してきており、達成率１２１．６％で目標数を大きく上回っている状況にあります。

しかし、本別町人口ビジョンで掲げる２０６０年の総人口５，０００人程度を維持するためには、今後の減少率と人口推移予測を比較検討し、減少率をもっと抑止しなけ

ればなりません。そのため、現状に満足せず、新しい方策を検討していくことがあることも認識しております。水谷議員がおっしゃるとおり、本別への新しい人の流れをつくるため、ひいては将来の人口ビジョンの目標を達成するためには、現状の施策のみならず幅広に検討を進めなければならないと考えております。

次に、２項目めの関係人口の創出につきましては、以前、一般質問で答弁しておりますが、本別町デジタル田園都市構想総合戦略の基本目標２、本別への新しい人の流れをつくるの核となる施策であり、重点的な取組として、個性あるふるさとづくり寄付事業の推進や、地域おこし協力隊の活用について、これまでお伝えしてきたところであります。とりわけ令和５年度に制度構築した地域おこし協力隊制度のインターン型、おためし型につきましては、昨年度本格実施いたしましたが、インターン型では大学生が４名、おためし型では７名の参加が道内外からあったところであります。

昨年度参加いただき、関係を築いた大学生のお２人につきましては、大阪と東京で開催された移住フェア後の交流イベントにおきまして、実際、本別町で生活した体験談を発表していただき、イベント参加者に対して、行政視点ではなく住民目線での話を提供することができました。具体的な本別町の姿やイメージを持たせることができましたし、三大都市圏に住む大学生と関係人口を構築し、担い手づくりの取組を踏み出せたと実感しております。

３項目めの、とかち東北部移住サポートセンター、ＵＩＪターンの取組についてでありますが、まず、とかち東北部移住サポートセンターにつきましては、平成２８年度に、３町全体の振興と人口減少対策の推進を図ることを目的に設置をし、移住希望者等に対し必要な情報提供や支援を行なうとともに、首都圏等へのプロモーションを一体的に行なってきたところであります。これまで、令和２年度の６月までは、地域おこし協力隊の専門人材が配置されていましたが、それ以降は、本町の職員が他業務と兼務で事務局を担い、当該事業を継続運営してまいりました。議員御指摘のホームページ運営につきましては、これまで最低限の仕事や住まいの情報を取り扱ってきましたが、本年度は各事業者の協力を得て、移住情報には欠かせない仕事の部分を充実させるべく、現在、鋭意情報更新中であります。

また、ＵＩＪターン事業につきましては、東京圏からのＵＩＪターンによる新規就業を促進するため、北海道との共同事業として令和元年度からスタートしましたが、本町はこれまで１件の申請も受け付けておりません。この要因としましては、１つ目に、北海道の求人マッチングサイトに登録する企業が１社であること、２つ目に、東京２３区での居住年数や通勤要件が当てはまらず、申請に至らなかったものと捉えております。しかし、御指摘のとおり、まずは町内の登録企業を増やし、マッチングを強化させる必要があると感じておりますので、今後、町内企業へ広報紙等で周知を行なう予定であります。

いずれにしましても、移住定住支援は人口減少対策に直結する施策であります。今

後も効果的な要素を追求しながら取り進めてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　水谷議員。

○４番（水谷令子）　再質問いたします。

町長からお話しいただきました。今、これまでの実績を伺いましたら、本別町は早くから取り組み、成果が出てきているという認識は持ちました。

それで、私、今回質問しました支援内容のところなんですけれども、支援対象者の見直しということで、本別町は、町内で正社員として採用された人となっています。これが、移住に対してどのような効果があるかという点で考えますと、自治体にとって様々な、特に本別町にとって様々なメリットが人口増によってもたらされると思うんですけれども、まず一番に、税収の増加によって財政力が強化されるという点なんです。本別町に住んで、御本人がキャリアがあって町内で働けない、どうしても本別町に住みたいけれども、町外で働く選択しかないという場合、この場合が支援の対象にならないということが、やはり今現在、近隣で行なわれている支援対策と比べまして劣っているというか、やはり先にできていますから、後からできてくる支援策は町内のそれぞれの町のいいところを取って作成されているとは思います。ですから、このことでもったいないというか、せっかく本別町に住んで、本別町に住みたい、そして税金も納めていますよ、家族で移ってきていますよという方にとっては、どうも合点がいかないというか、支援策の対象になってもいいんではないだろうかという考えが、これからも起こるんではないかと思っています。町民の高齢化によって、お子さんのところに出ていく方、また反対に、町に高齢者の親がいるから、自分のキャリアも生かせて、本別町に住んで、キャリアを生かして町外で働きたいという方々にとっては、この支援策がやはりネックになっているのかなと思っています。

それで、この支援策の対象者の見直しですね。これと年齢が、近隣と比較しまして、本別町の支援策と近隣の支援策を比較してみますと、そこのところが違っていまして、対象になるのがやはり町外で働いてもいいですよということ、それから年齢も本別町は３５歳となっていますけれども、ここの幅を広げまして４５歳、この４５歳も、お子さんが中学生がいる方を対象にしましょうというような支援策が出てきています。金額にしましても、補助金ですけれども、単身で１０万円、世帯で２０万円プラス子育て加算ということで、中学修了前までのお子様１人につき５万円を加算しますよという支援策が出てきていますので、これがやはり近隣なものですから、町のほうにも問合せがあったかということも聞きたいんですけれども、私自身もそういうお話を聞きまして、近隣でそこの町に働きに行くんだけれども、本別町に住みたいし、そちらに移りたくはないから、本別町の支援は数年たっていますから、見直しということはないのかなというようなお話も、数名の方に伺っております。

それと、これまでの実績を伺いまして、大変効果をいただいているということと、

移住に対する、先ほど言いました税収の増加による財政力強化ということもありますけど、財政力が強化されれば、それに伴って行政のサービスも安定維持されるわけですね。そして、過疎化、高齢化の抑制にもなりますし、地域の活性化で、いらっしゃった方がそこにいらっしゃらなくても生活するわけですから、新たなアイデアや技術の導入というか、いろんなところにボランティア参加していただいたり、お子さんが来たら、学校にもＰＴＡとして入っていただいたりして、そういうようなアイデアもいただくとか、特に、過疎化や高齢化の抑制や地域の活性化としまして、特に統計的には３０代の方が対象になる方が多いといいますけれども、２０代から４０代の方の転入者が増えていくと、風通しもよくなって活気が出てきますから、若い人たちに選ばれるまちということで、町民の皆様にとっても、まちに誇りが持てるようになる、そういう考えをシビックプライドと言うらしいんですけれども、まちの人たちにも影響が出てくると。これはやはりいいことだなと思っています。

一応、住民が人生の大きな節目をもって移住を考えているわけですから、支援金の充実は大事です。でも、やはりそこでお金だけではなく、やっぱり住んでいて初めて気づくことありますから、今行なわれていることとして短期のおためし移住ですか、その面においても、本別町は本別公園の御所、または１軒の住宅ですね。まちの中にあるおためし住宅地区として１軒あります。ここの活用を行なわれているのかなと思っています。そこで、先ほど町長がおっしゃった体験、おためし体験利用ということですけれども、このおためし体験というのはどのようなことが行なわれているかという点もお聞きしたいと思います。

次に、２問目です。関係人口ということで、以前、ふるさと納税などを利用して、関係人口を、グランピングだとか、それから電子宿泊クーポンだとか、ＰａｙＰａｙの商品券などの返礼品の採用をしたらどうかということで質問された議員がいらっしゃいましたけど、その点に関してはなかなか難しくて、それを利用する方はいらっしゃらなかったというお話も聞いています。ただ、この関係人口を利用するということでしたら、先ほど町長がおっしゃったようにデジタル田園構想の中を進めていかれて、テレワークですからそれによって行なわれるということで、きっかけは様々ですけど、テレワークということが２０２０年から取り沙汰されるようになって、テレワークですから、地方移住のイベントにも先ほどいらっしゃっていたというお話、伺いました。東京だとか大阪とか、そういうところに行って、セミナーに参加されたり、イベントに参加される移住対象者がいらっしゃると思うんですけれども、そのセミナーを開催するときに、アピールの仕方というんですか、やっぱり本別町のＰＲをしてくるということなんですけれども、各町村やはり似たような自分のいいところをすると思うんですね。そういうときに、バラエティーに富んだ地方の本別町の魅力を発信するという点で、セミナーの工夫を本別町から発信する場合もあっていいと思うんですよ。後継者のいない事業を引き継ぐ、継業という切り口でセミナーを行なうとか、オンライ

ンでセミナーを行なうとか、以前、士幌町でしたか、一緒にセミナーを行なったというようなお話も聞きましたけれども、そういう取組についてどう考えているのかという点と、それから本別町のＰＲということで、以前は、なかなかサイトに入っていくのが難しかったという点を指摘されていましたけれども、今回、担当になった方々、若返りまして、やはり工夫されて、本別町のＰＲパンフレットというのを私開いてみましたら、大変すばらしいなと思いまして、それが、こういうふうにいろいろな町民の方の顔写真だとかいろいろ載っています。これを見ただけで、本別町の魅力だとか、農産物だとか、いろいろ行なっている事業だとか、あと体験している方のお話も出ていますし、それから産物だとか、それから支援内容の制度だとか、こういう取組を現場に行かれてＰＲされる、そういうようなことは行なわれているのかという点もお伺いしたいと思います。

次に、３項目めですけれども、先ほどの十勝のサポートセンターということで、本別町、足寄町、陸別町の３圏で行なわれていますということでしたけれども、今は本別町で中心になってやっていますよということでお話をいただきました。なかなか難しい点はあると思いますけれども、具体的にこの３町で行なうということの、改めて意義というか、それをお聞きしたいのと、町内のＵＩＪターンの取組ですけれども、町内企業がなかなかそのよさが分からないというか、先ほど私が説明しました新しいこういうＰＲパンフレットなど、商工会や農協などにも持っていってＰＲする。実践的に行なわれている東京都だとか大阪に行ったときの写真だとか、言葉だけではなく、こういう取組を職員はしていますよということを積極的にアピールしていただいて、企業が認知していただいて登録していただくことが、まちの活性化によりつながりますよというアピールが必要ではないかと思うんですけれども、取組を質問したいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

まず、移住支援の補助金の関係ですけども、近隣町村で対象者の拡大ですとか、年齢要件、金額について御質問いただきましたけども、まず、対象者の拡大というところで、近隣町村については４５歳以下、対象者については、町外で勤務されていても対象になりますよと。本町については、町内で就職というところが限定的になっているところでございますけれども、例えば、町外で勤務される方については、近隣町については、十勝管内の主要な部分のところまで、大体３０分以内で到着するというところ。本町については５０分から１時間ぐらい時間を要するというところで、条件緩和で人が増えるというところもあるのかもしれないんですけども、そういった地域性があるのかなと考えております。そうなると、本町がそれをやったときに、同様の効果が得られるのかといったところがちょっと疑問に残るかなというところがございます。

それと、年齢制限に関してなんですけども、幅を広げれば当然対象が広がりますので増えますよというところであるんですけども、町としましては、限られた財源の中で、金銭的支援を必要とする２０代から３０代にターゲットにして、しっかり支援を届けるということが大事だということで、現在の制度を運用しているところでございます。

議員が言われるように、幅広で取り組んでいくということが、新しい人の流れをつくるためには大切なのかなとは考えていますけども、現在の施策については先ほど答弁したように、制度が認知されて利用者も増えてきて、効果が出ているというような状況ではありますけども、他町の状況も参考にしつつ、今後、財源含めてどういった施策が効果的なのかを引き続き検証してまいりたいと考えているところです。

近隣町との先ほど比較で質問ありましたけども、例えば、本町も実は家賃支援で、先ほど単身だったら１０万円というお話ありましたけども、本町でいけば、家賃支援で最大３万円の１年間なので３６万円、それに引っ越し支援も２分の１ついているということで、本町も引けを取らないなと自負をしているところなんですけども、そういったことも含めて、どういったことが効果的なのかをこれから検討して改善するなり、そういう方向に進んでいければなと考えております。

そういった問合せがなかったのかというところなんですけども、令和４年からスタートしまして、今年４年目なんですけども、そういった町外に勤務していたらというところの問合せというのは、今まで１件も聞いたことがございません。

それと、おためし住宅の関係なんですけども、おためし住宅の利用については、令和５年が１３人の８件、令和６年については１７人で１２件という形になっているところでございます。

２つ目の関係人口の関係ですけども、関係人口の創出につきましては、ふるさと納税ですとか、様々な施策があるんですけども、先ほど議員のほうからパンフレットとかの取組でＰＲしているのかというところでございますけども、当然パンフレットを作っていますので、そういう移住の東京、大阪に行ったときには、そういったパンフレットも活用しながら、ＰＲをさせていただいているというところでございます。

東北部移住サポートセンターの関係とＵＩＪターンの関係ですけども、東北部移住サポートセンターにつきましては、３町で今実施をしているんですけども、質問の中でもうちょっと魅力的なというところもあるんですけど、限られたお金の中でホームページ運営しているものですから、シンプルな構成になっているんですけども、逆にシンプルなので非常に見やすいかなとは思っています。そこの部分というのが、各町の入り口の部分になってくるのかなと思います。詳細については、各町のホームページで具体に掲載をしているといったところでございます。

ＵＩＪターンの関係につきましては、当然、今、うちの登録事業者が１社しかないということで今年度、そういう御指摘もこれまで受けてきていますので、広報紙もそ

うですし、もし広報紙で反応がなければ、町内事業所のほうにお邪魔して、登録のお願いをしていくような、そういうことも進めていきたいなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦）　水谷議員。

○４番（水谷令子）　再々質問いたします。

それでは、１項目めですけれども、お問合わせということで、なかったというお話を伺いましたけれども、実は私、お話を聞きに行きましたら、１件ありましたよというようなお話も伺っています。

それで、私もお話をいただいて、町民税を払っているのに、町民税が増えることによってのメリットということがやはり財政力の強化になります。先ほども言いましたけれども、行政サービスの安定にもつながるということで、ぜひこれは取り組んでいただきたいなという点でございます。

それと、先ほど本別町は取り組んでいる面で、起業型地域おこしということもやっていると思いますけれども、この起業型の支援ということは、まちの課題を裏を返せば全てビジネスの種になるというか、そういうような考えの下に、やはり新しく来ていただく方にアイデアを持っていただいて取り組んでいくということも大事なのかなって。若い方ですから、そこのところはこうやったらいいのではないかとか、地域おこし協力隊の方とか、今、それこそ道の駅にお勤めになって、職員の方にかなり影響力を与えているというお話も聞いています。自分の意見を素直に、会議を行なうときに言っていいんだよというか、恥ずかしがらずに臆せずに、自分の考えを堂々とみんなの前で言おうというときに、若い職員の方が協力隊の方の影響を受けて、よそのまちでお仕事をしていて、ちょっと人間関係で疲れて帰ってきて、今、道の駅に勤めているけれども、影響を受けてとっても楽しいと、自分の意見が言えることがやはり楽しいという、そういう影響力をもたらしているという、そういうお話も伺っています。

だから、このまちの課題は裏を返せば全てビジネスの種になるということで、この若い方にアイデアを出していただくという、そういうような取組がまた必要なのかなとも思います。その点をお聞きしたいと思います。

また、関係事業ということで、いろいろ行なわれているということも分かりました。東京、大阪にも出向いて、こういうパンフレットももちろん見せて、そういうようなこともお話を伺いました。若い方にも来ていただいて、大学生４名ですか、おためしで７名も来ていただいていると、そういうような取組だったと思います。

そういうところで、やはり子育て支援の充実ということもまたうたわれていくのも大事なのかなと思っています。本別町も子育てには十分力を入れていますし、英語教育も行なっています。そういうようなアピールだとか、また本別高校がありますから、地域創生学の下、子どもたちが積極的にまちづくりに取り組んでいて、せんだっては高校生の発案によって、お豆音楽祭ですか、それが本別町の公民館を中心にあの通り

で、昔のそれこそ秋祭りのような感じで盛大に行なわれて、他町村から多くの方が来たという、御家族も多かったですね。そういうような取組を行なっているんだよという、若い人が一生懸命まちづくりに取り組んでいるというアピール。それから、農業大学校がある、これは農業で本別町に来たい方にとってはすごい魅力的な点ではないかなと思っています。そういうアピールも必要ではないかと考えていますが、その点についてお伺いします。お願いします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　水谷議員からの質問に答弁をさせていただきます。

答弁漏れがあったら、担当課長のほうから申し上げたいと思います。

まず１点目でございます。問合せがあったのかなかったのかという話でございますが、課長としてはなかったということで、担当は１件あったということなんでしょうけれども、その辺は私も確認をしてございませんので、この場で答弁することはできないことをお許しを願いたいなと思います。

いずれにいたしましても、移住対策支援でございますけれども、これはそれぞれの自治体に合った支援策がなされるべきだろうと思っています。議員おっしゃるのは、多分隣町の対策支援のことだと思いますが、要は先ほど担当課長も申し上げましたが、地理的要因があります。例えば３０キロ、３０分以内に大きな市があって、その周りの町は一定程度の人口規模があり、人口減少が緩やかと、そういったところをターゲットにそういう支援をするのはもちろん私はいい支援だろうと思ってございます。しかしながら、本町の地理的要件を見た場合、そこまでを広げてしまいますと、おおむね１時間、それ以上となりますと、要は近隣の町村から人を呼び込むための支援策になりかねない、そういったことにおきましては、近隣自治体からの住み替えであって、イコール住民の取り合いになるだろうと、せっかく本別町は３町で移住サポートセンターも立ち上げながら頑張っています。この地域に合った支援、そこをしっかりと今後も見極め、改善すべき点がありましたら、それは見直しをかけていきたいなと思っているところでございますが、現在の支援策については、もう少し実践をさせてもらって、しっかりと検証した上で、また改善も見直しもしていかなければならないだろうと思っているところでございます。

２点目についてでございます。若者のアイデア云々のお話がありました。確かに私は若い人方のアイデア、そして町外からの見る目線、とても大切だろうと思っていますし、そこの部分は十分に町政に反映していくべきだと思いますが、それがややもすると若者だから、若い人の意見だから、そこを重点的に施策にするというよりは、私は多世代、若い人から壮年者、そして高齢者までの全ての年代の方を対象にした支援を今後どうしていくのか、そしてここに住んでいる、実際に住んでいるまちの人たちが今後も住み続けていきたいのか、そういうことをしっかりと本別町民として、ここに残っていくために何が支援が大事なのか、そこは一定程度の世代層のみならず、全

ての町民の皆さんの御意見を聞く中で取り進めてまいりたいと考えております。そういったことで答弁とさせていただきます。

今後、子育て支援につきましては、重要な課題であろうかと思ってございます。多分、今後の本別町の人口減少が緩やかに抑えていくためには、やはり子育て支援をもっと充実していかなければならないだろうと思っていますし、今、庁内等々でその辺を検討させていただいております。また、支援策の案ができましたら、皆さんに周知願うとともに、また皆さんからの御意見も頂戴したいと思います。そういったことで答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　水谷議員。

○４番（水谷令子）　先ほど町長からもおっしゃったように、本別町の地域性ということを考えているということをおっしゃっていました。帯広市を考えているのかなと私は考えを持ちましたけれども、帯広のみならず、やはり今、キャリアを持っている方は帯広だけではありません。本当に近隣のまちにしかないという方々がいるんです。行政のほうで相談を受けたかどうか、それはないという、そこら辺にはこだわっていません、私は。私は現に御意見を伺っていますので、やはり帯広だけではないと、対象は、そういう考えを持っていただいて取り組んでいただきたい。支援の内容を検討していただきたいと強く思っていますので、そこのところをもう一度お聞きしたいと思います。

それから、多世代の意見も大事であるよと、私ももちろんそう思っています。ただ、やはり若い方をターゲットにしているんですよと、本別町の対象はという御意見がありましたから、私は子ども・子育ての面、また農業大学校まである、高校生も頑張っている、そこのところをアピールしたいわけです。その点を上手に使っていくということは、若い世代、それこそテレワークを使っている方の、何て言うんでしたか、学校にお試しに来るとか、こども園にお試しで家族で来て、夏休みの間、そこで過ごすとか、そういうような対象になってもいいのかなと思うんですね。アピールの仕方によっては、そんな子育てに力を入れているなら、本別町で数週間過ごしてみようかとか、そういうような対象になってもいいのかなと、農業に興味のある方は農業大学校の視察をするとか、そういうような面で、教育に力を入れていますよということをアピールするのが大事なのかなと思っています。

いずれにしましても、多世代を対象にということ、若い世代ばかりではありませんよと、このアピールの仕方、本別町、行政のほうで、若い方、本当に頑張っているなと思うんですね、私は、一つのＰＲの用紙を見ましても。これをぜひ活用して、大変いいパンフレットを活用して、移住定住の支援の拡大をぜひ望むところでありますから、御意見をお伺いします。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

繰り返しの答弁になってしまうんですけども、今後、今の施策について、当然財源の関係もありますし、それとあと年齢層ですとか支援額、期間、財源含めて、様々な角度で検証して、改善するなり見直しをするなりをしていきたいなと考えております。そういったことで、様々な角度で検証して、そういったよい方向に結びつけるような取組にしていきたいなと考えております。

それと、子育ての関係ですとか、多世代というところもそうなんですけども、人口減少対策にとって、社会増というのが最優先で取り組むべき課題と捉えていますので、これからも、庁内、役場、未来創造課だけではなくて、ほかの課も連携を取りながら進めていきたいと考えています。以上です。

○４番（水谷令子）　終わります。

○議長（篠原義彦）　ここで暫時休憩をいたします。

午後０時０１分　　休憩

午後１時３０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

５番梅村智秀議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、質問に先立ちまして、傍聴にお越しいただきました皆様、また中継や動画配信を御覧になっていただける皆様に対しまして、町議会に関心を寄せていただきましたこと、心よりの御礼を申し上げます。

なお、私からのお願いでございますけども、もしこちら拝見していただいて、御意見等があれば、ぜひお声を寄せていただけたら、今後の糧にもなりますし励みにもなりますので、叱咤激励ともにお寄せいただけましたら幸いでございます。

私、ＳＮＳ等でメッセージ機能も開放しておりますし、電話番号の公開もしておりますので、ぜひ御連絡いただけたら幸いでございます。連絡先は０９０－３４６８－０２７７番となっております。

それでは、通告済みの２問につきまして質問に入ります。

まず１問目でございます。こちらは一問一答細目方式を採用せず、２問目につきましては一問一答細目方式を採用ということで執り行ないます。

１問目、町国保病院職員による患者への暴力行為について。

質問要旨。

５月２８日に発生した病院職員による入院患者に対する殴打事件について、６月３日町議会に対し、非公式ながらも報告があった。再発防止策を講じ、責任の所在を明らかにすること、その他の被害者の有無の調査、また院内の労働環境改善等が必要であるが、事実と所信をただす。

要旨の明細。

１番項、医療機関のみならず介護施設等での暴力行為等事件が絶えないことは、あ

る種の社会問題となっており、本件においても、事件発生原因の検証と再発防止に向けた具体策を講じる必要があるが、事実と所見を問う。

２番項、加害職員への処分はなされるが、町長及び院長の監督責任はどのようになるのか、事実と所見を問う。

３番項、当該被害者患者のみならず、過去に遡り、同様の被害者またはその疑いや不安を有している患者やその御家族等はいないか、徹底調査を行ない、その調査結果には誠実に対応をし、公開の上、今後は安心して利用してもらえる病院であるよう、町民にも理解をしていただく必要があるが、事実と所見を問う。

４番項、いかなる理由があろうと患者への暴力行為が肯定されることはないが、加害職員に対し、しんしゃくすべき事情の有無や、医師や職員が日頃勤務するに当たり、院内環境は適正であったのかなど、院内の労働環境、職員間の信頼関係の実情等、改善すべき点をここで、改めて見直す必要があるが、事実と所信を問う。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　梅村議員より質問のありました町国保病院職員による患者への暴力行為について、答弁をさせていただきます。

まず、今回の職員の暴力行為により、被害を受けられました患者様に大きな心身の苦痛を与えたことと思います。心からおわびを申し上げます。

１点目の事件発生原因の検証と再発防止策についてでありますが、まず、事件発生後、行為を行なった職員及び関係職員からの聞き取りにより、事実の確認を行なったところであり、また、同僚職員からは、これまでの被害患者様への対応状況等についての確認を行なったところであります。

今回の被害者患者様とは、なかなかコミュニケーションが取りづらい状況下にあったとしても、医療に携わる者として、患者様への暴力行為はあってはならないことでありますので、当然、院内におきまして、再発防止に取り組む必要があると考えております。

こういった暴力行為発生の最終的なところでは、本人の感情をいかにコントロールすることが大変重要であり、医療従事者、専門職としての意識と責任をしっかりと持つことが必要と考えております。医療倫理の４原則であります、自立尊重、患者の意思を尊重すること、無危害、患者に害を与えないこと、善行、患者のために善をなすこと、正義、患者を平等かつ公平に取り扱うことの再徹底はもちろんのこと、日常的な医療従事者意識の向上に努めてまいりたいと考えております。

また、これまでも患者様に関する情報共有は、組織内や各部署内において日常的に行なわれておりますが、医療サービス提供に係り特に配慮等が必要な患者様についての情報共有を強化することで、より円滑な患者様対応につなげてまいりたいと思いますし、必要な研修についても検討してまいりたいと考えております。

２点目の監督責任の部分でございますが、今回の当該職員の懲戒処分のほか、管理

監督者である院長に対し、職員の業務遂行状況等を把握していなかったことに一定程度の監督責任を認め、訓告処分としたところであります。

３点目の過去に遡り調査をとのことでありますが、現在、院内におきまして毎月１回、組織の安全管理に関する各部門からの報告や意見の取りまとめ等を行なう医療安全管理対策委員会を開催しております。近年におきまして、患者様に対する職員の暴力行為の報告はなされておらず、また、患者様やその御家族からの訴えや御意見もございませんので、そういった事実はないと認識しているところであります。

４点目の院内における改善すべき点の部分でございますが、まず、当該職員に対するしんしゃくすべき事情と捉えられないかもしれませんが、被害患者様は、お互いの意思の疎通が図りにくい患者様でありました。しかしながら、認知機能の低下等によるそういった患者様は、ほかにも多数入院されております。時には、医療サービス提供中に患者様本人は理解せずに、暴言や暴力的な行為を職員が直接受けたりすることもございます。様々な患者様がいらっしゃる中、医療スタッフは、患者様に必要な医療の提供において、患者様の安全を最優先とし、安全に医療を提供する責務があることを認識し業務に当たる必要がございますので、そういった意味においては、業務の性質的には過酷な労働環境との一面もあるかと思います。

業務量的なところでは、患者数の状況にもよりますが、一時的に特定の部署に負荷がかかる場合もございますが、全体として、時間外勤務が増大しているといったことはない状況にあります。

医療現場におきましては、各専門職の能力的な個人差はどうしてもございます。経験値によっても違いはありますでしょうし、そういった部分については、スタッフ内でカバー、サポートし合いながら業務を遂行していただいております。専門職であるがゆえの部署間での考え方などの相違もあろうかと思いますが、院内におきましては、患者様第一の精神の下、地域包括ケア病棟セレクション会議や、院内における価値創造を検討する業務改善チーム会議など、現場レベル職員における多職種による意見交換や情報共有も行ないながら、院内統制を進めているところでありますし、部署間連携に関する接遇研修も本年度開催する予定であります。

今回の患者様への暴力行為に対する信頼回復のため、また、思いやりをもち、人に優しく丁寧な医療の実践により地域に愛される病院になるため、日々鋭意努力していく所存でありますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、改めてお伺いをいたします。

１点目でございますが、まず、事故発生の原因の分析はどのようになっているのかというところなんですけども、御答弁の中から意思疎通が図りにくいとか、コミュニケーションが取りづらいというような御趣旨の御答弁をいただいているところですが、

ここで改めて、本件については事故発生の原因は何であったと捉えているのか、改めて明快にお答えを求めるものでございます。

２点目でございます。こちら院長においては訓告処分を行なったということでございました。私、お伺いしてございます町長についての御責任はどうであったのか、御答弁いただいておりませんので、こちらについても明快に御答弁を求めるものでございます。

３点目でございます。これまで過去に遡ってこうした事案はないのか、調査すべきではないのかというところにつきまして、院内における医療安全管理対策委員会等ですか、こうした訴えや御意見は患者からもないということでございました。それをもって、そうした事実はないと断定しているようでございますが、本当にそうなのかなという視点、持つ必要はないでしょうか。と申しますのも、やはりこうした病院等にお世話になる患者たちというのは、ほかに行き場がないとか、お世話になる立場だというところから、思っていることやっぱり言えない方ってたくさんいらっしゃるんですよ。この私のような者のところにも、これまで本当に複数件、これ１人や２人ということではないですよ。数え切れないぐらい、そうした御相談というのは寄せられております。ただ、これを公式の場で取り上げるということについては、やはり、いわゆる身ばれですよね。そうした相談を議員にしたということが漏れてしまっては、やはりさらなる不利益等を被るかもしれないというところから、それ以上取り上げることは控えてくれという方が大半です、私のもとに寄せられる方という意味では。そうしたところも鑑みて、本当になかったのかという視点、必要ではないでしょうか、いかがでしょうか、伺います。

４点目でございます。こちら、院内環境の整備が必要ではないのかという考え方からでございますが、そもそも本当にこうした暴力行為に及ぶというのはあってはならないことだということは、今改めて述べるべきことでもないんですが、やはりそうした衝動に駆られてしまうその他の背景というものがないのか。これについても、私、複数件の相談、これまで受けてきましたし、現在も、現在進行形でもと述べさせていただきますけども、やはり院内の信頼関係というものが、人的信頼関係というものが、もう本当、崩壊しているのではないのかなと感じるところが多々あります。その辺はどう捉えられていらっしゃるのか。改めて、院内の労働環境、職員側の立場に立ったとき、医師や看護師、その他の専門職の方々、事務方の方々、多くいらっしゃると思いますけども、その方々の信頼関係というのはしっかり保たれている労働環境、院内環境であるのかという点、事実と御所見をお伺いいたすものでございます。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　私のほうから、再質問に対しての答弁をさせていただきます。

まず、１点目の事件発生の原因というところでございますが、そういった患者様の

状況等も当然ありますが、基本的に第一のところで言いますと、やはり医療従事者としての意識、倫理観、ここの欠如というところに尽きるのかなと捉えているところでございます。

あと、３番目の本当にこれまでそういったことがなかったのかというところでいいのかというところでございますが、基本的には、近年において、先ほど町長のほうからも答弁いたしましたけれども、これまでそういったことは聞いたことがないといいますか、事実はないという、長く勤められている職員含めて聞き取り等も行ないましたので、こういった部分、過去の部分に遡ってということは今回も考えてはいないというところでございますけれども、今後、患者のアンケート等、当然実施をしていくということになろうかと思いますので、そういった部分では定期的にといいますか、スポット的にもなるかもしれませんけれども、定期的にそういった声というものは拾っていく必要があると考えているところでございます。

あと、４番目の今回の事件に至った背景的なところ、院内環境というところの御指摘の部分でございます。当然、組織の中、人間として好き嫌いといったような感情というものは、当然どこの職場でもそういったものはあるのかなと思ってございますが、特にまた、今の国保病院、これまでの流れをお聞きしておりますと、セクショナリズム、セクションごとのそういった縄張といいますか、そういった意識が強いという傾向がある病院であったと聞いております。そういうところ、やはりその横の連携といいますか、そこの部分をしっかりできていなかったのかなというところは少なからずともあると認識しておりますが、好き嫌いの部分、信頼関係の部分でございますけれども、やはりその信頼関係があればそれはすばらしいことかもしれませんけれども、まずは患者様をやはり第一に考えていく、患者様に迷惑かけることはできないと、そういう意識の下、業務とそこがやはり一定程度切り離して考えていくべき部分もあるのかなと捉えているところでございますし、またお互いの部署を知るというところ、今現場レベルからいろいろなそういった意見交換等も行なっておりますので、そういう人間関係も含めた構築というものは、現在も進めている最中であるというところで答弁させていただきます。

○議長（篠原義彦）　三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　２点目の町長の責任はという部分でございますが、今回の処分につきましては、他の案件等を参酌いたしまして、処分者及び処分内容について考察をしたところでございます。その結果といたしまして、答弁させていただいたとおり、監督責任について院長に処分を出したというところになってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、１点目、改めてお伺いをいたしますが、本件についての原因の分析としては、医療従事者としての意識や倫理観の欠如であるというところ

であった御答弁をいただきました。これですね、当然、意識や倫理観というものもあるでしょうけれども、やはりこの衝動的な怒りの感情というもの、こちら町長の御答弁でも、やはり本人の感情をいかにコントロールというような御答弁をいただいたところでございますが、そうした怒りの感情を抑え切れないとか、そういった衝動に駆られるといったときには、やはり心理状態とか精神状態というものがあるのが人間であると私は捉えております。当然落ち着いて穏やかなときに急に怒りだすことってなかなかない。でもやはり職場の勤務している中、家庭等も含めてでございますけども、ストレス等があるとか、日々そうした環境下にあると、どうしてもやっぱり感情を爆発させてしまった、抑え切れなかったみたいなことも考えられると思います。

そうした中で、国保病院においては、これまでも再三議場等でも指摘申し上げましたし、患者や町民からも多くの御指摘があったと思いますけども、やっぱり接遇や院内の環境はよくないよというお声は多々あったと思います。例えば、この加害行為に及んだ患者、こちら本当に肯定も擁護も一切いたしませんという前置きはしますけれども、例えばその方が本当に穏やかに働けるような環境であったのか。例えばそうした院内環境の中で、看護師等とのそうした信頼関係が保てていなかったとか、そうしたような背景とかというものはなかったのかなというところ、こうした検証は本当に必要じゃないのかなと思っております。本当にこれ個人の資質だけの問題なんでしょうか。それはさきにも述べましたけれども、そうしたところで、抑え切れなくなるような背景みたいなものがなかったのかなというところは、しっかりと検証する必要があると思っております。その辺の実情の御認識等についても、改めてお伺いをいたします。

２点目にお伺いをいたしました町長の御責任についてでございますが、院長の監督責任について、事実を認められて訓告という処分を行なったということでございますが、では、その院長を任命している町長においては、院長がきちんとしたそうした監督責任を果たす方だと思っていた、ところがそれが裏切られたというところでよろしいんでしょうか。町長自身はこれまでも多く、町国保病院において、本当に今述べたようなところ、町民から寄せられるもの、接遇とかそうしたものがある中で、本当に今の環境が大丈夫なのかな、任せていて大丈夫だったのかなという、その辺は院長に対して全幅の信頼を寄せていて、それが単に裏切られたというものなのか。僕は一定程度これ予見できたのじゃないのかなと思っておりますが、その辺、町長の御認識お伺いいたします。

３点目でございますが、過去に遡り調査すべきだよというところでございます。これは関係者等に聞き取りも行なったというところで、ないという断定をしているようですが、これは本件についても、いわゆる１対１の対応中に、大声が聞こえて駆けつけた方が発見をして、それで露見したという事案だと捉えておりますけども、事実が違ったら御指摘をいただきたい。これは１人で無音でやっていたら分かるんでしょう

かね。例えば、強くつねるだとか、たたくだとか、やはり本町のみならず多くこうした医療施設ですとか、高齢者を扱う施設等でも起きているところですよね。それが繰り返し繰り返しあって、何かがあって露見するということがあります。単発で起きたものだけじゃなくて、本当にないってなぜ言い切れるのか、ここ明快にお答えを求めたいです。

これまで、本町、町国保病院において、例えば原因の分からない皮下出血とか、スキンテア、擦り傷みたいなものとか、そういったものって一切なかったですかね。その辺の事実について御認識をお伺いいたします。

４点目でございます。好き嫌いとか、そうしたところだけではなく、好き嫌いを超えた、いわゆるいじめに近いようなものとか、これは背景としてはないんでしょうか。単に好きだ嫌いだというもの、それを表に出してしまう、そんなの出さなきゃ分からないじゃないですか。好きだ嫌いだというものが、なぜこの人が、ＡさんがＢさんを好いている、嫌っているということが職務上分かるんでしょうかね。やっぱりそういうのが行動、言動に現れているからじゃないですか。それは受取り側にとったら、ある種のハラスメントであったり、いじめであったりとかということにも捉えられかねない。少なくとも現状においては、それはどちらがということではないけれども、大なり小なり、そうしたハラスメント事案というものは、この町国保病院において生じておりますよね。その辺をどう捉えていらっしゃるのか。それはどちらが正しいとかということではないですよ。そうしたハラスメント事案というものも横行していると私は捉えております。それはそれぞれの立場によって、見解もあるでしょうし、御主張もあると思う。どちらが正しいなんて、私、断定する立場にはございませんし、決して数が多いほうが正しいなんていうことでもないと。そうしたことは一般社会やこの議会でも、嫌というほど見ましたし体験もしてきたところであります。その辺、本町の実情について、どのように捉えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　まず、１つ目の原因的な部分での、要因の実情の確認というところの再質問でございます。

当然、医療行為をするに当たって、各職員の中では同じではないかと思いますけれども、やはり人それぞれそういったストレスになるといったような業務というのは当然あるのかなと思っております。それは対患者に対してもそういったストレス的なところも感じる人も中にはいるのかなとも考えております。しかしながら、今回、事件行為を及ぼした職員のほかにも、そういった同様の対応をしていて、基本的にしっかりとやっていただいているという実情も当然ございます。そういった部分では個人が抱えている背景の部分、ストレスの部分については、そこまで私どもがサポートできたかというと、そこはちょっと不明なところもございますが、職場の部署の中では当然コミュニケーションといいますか、患者対応への話をしながらだとか、そういった

対応の部分の指導助言も受けながらだとか、そういった対応もされていると捉えて、確認もしておりますし、また、その患者の状況等についても、やはり部署の中で話は当然されていたという中での今回のそういう事件でございましたので、そこら辺の個人的な部分の内容的なところは、詳しくはこの場で申し上げるというところは差し控えさせていただきたいと思っております。

また、３つ目の過去の部分、ないと捉える認識の部分でございますけれども、また、原因が分からない、つねった痕だとかといったような、そういったものが本当にないのかというところでございますけれども、私、病院に着任してから２年ちょいぐらいが過ぎましたけれども、基本的にそういった事案については、医療安全の会議に当然出てきて、いわゆる通常の病気以外の部分、例えばアクシデント、転んだだとか、あとは、転倒もそうですけども、医療処置的なものでのちょっとした不注意で起こったけがだとか、そういったものというのは出てきておりますけども、基本的には、原因というものは、どうしてなったのかというところで不明になったものはないと認識といいますか、これまでの経過といいますか、事実であると思っております。

ですので、過去の部分、当然言えないという部分もあるのかと思いますけども、そういう部分ももしかしたらあるのかもしれませんけども、基本的に患者様の声というものは、看護師、ほかのスタッフ含めて、入院患者に対する、接するそういった職員にも言いやすい人、言いにくい人も当然いるのかなとは思いますけども、基本的に患者様の声を聞く、家族の声を聞くといったことが、常日頃私ども心がけて、今も、対応的な不十分なところもまだあるのかもしれませんけども、そういったところも充実しながらやっていっているというところでございますので、そういう部分も含めて、今回のそういった暴力行為のこれまでの部分についてはないと捉えているという部分でございます。

あと、４つ目の部分でございます。院内において、仲間外れ、いじめだとか、そういったようなところの話、あるいはハラスメント的な部分はどうなのかというところでございます。当然、病院の院内の患者治療に当たって、当然ドクター、医師が臨床的な部分では一番の責任者で、そこの部分がいろいろ診断・診察・指示を行なって、それに伴い、各スタッフが医療行為を行なっていくという、そういう構図の中で、当然、上からと申し上げますか、指示というものは、命令的なものに当然なりますので、そういったところでのものの伝え方だったり、話し方だったり、そういったところを、またスタッフ間でもそういったような指示・指導というところの部分では、当然厳しくなる場面もあるのかなと思っております。そういう部分では、受け取られる人によっては、それがハラスメントだったり、いじめだったりと捉えてしまうというような、そういったような例も中にはあるのかなと捉えておりますけども、基本的には、病院内で患者の診察に必要な、そういった指示の部分については、しっかりと対応していただくという原則の下、職場の中でのいわゆる業務遂行に当たっていただいていると

いうところでございます。

当然、信頼関係というところで申し上げますと、お互いの部署間しかり、お互いのスタッフ間しかり、やはり専門職という中で、パーソナリズムといいますか、そういったところも、個性的な人間、性格的な部分も当然あるのかなと思いますけども、そういう不適切なそういう対応等があった場合については、現在、直接的な指導だとかもしたり、改善に向けた取組も進めているというところも申し添えまして、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　２点目について答弁をさせていただきます。

処分の関係でございますが、まず初めに、患者様、そして各関係者の皆様方に、大変な御迷惑と御心配をおかけしましたことに、改めて心よりおわびを申し上げる次第でございます。

私それから院長を含めた処分につきましては、当然ながら私も責任は十分にあると痛感しているところでございますけれども、先ほど総務課長が答弁したとおり、類した他の事例等を参酌し処分をしたところでございますので、その辺は御理解を賜りたいなと思っているところでございます。

また、院長における信頼感という部分でございますが、私といたしましては、院内環境及び医療体制等々全てをひっくるめて、院長としての責務を十分果たしている、そう信頼をしておりますので、そういった意味において、院長が従前にも、彼も院長としての役割を十分に果たし、院内環境、それから今接遇にも力を入れてもらっているところでございます。こういったことでありますので、今後も引き続き院長としての責務を果たしていただきたい、そう思っている次第でございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、改めまして、院長や町長の責任の部分についてお伺いをいたします。

町長、今、御自身で、私にも責任はあるというような趣旨の御答弁いただいたところでございます。ただ、先ほど、三品総務課長より御答弁あり、他の類似の事案等を参酌したということでございました。ただ、町長は、この病院、町においてもそうです、本別町においてもそうですし、この病院においても、いわゆる最高責任者でございます。これは実態として、他の事例、事案等を参酌して、実情、処分なしという措置を取ったようでございますけれども、最終的にこの処分は誰が決めたんでしょうか、最終的には。これは町長御自身の責任があるとお感じであれば、それは自ら自身を処することは十分可能だと考えておりますけども、そうしなかった理由と、またその実態として、誰が町長の責任というものの最終判断をしたのかという点、お伺いをいたします。

こちら院内の環境等や人的信頼関係等についてでございますけども、少なくとも御答弁からは、いろんな取組等も行なっているでしょうが、少なくとも大なり小なりの問題はあると捉えているのかなと私は受けております。そちら、改めてお伺いをするのと、前提として大なり小なり外部から、町民等の利用者等の外部からの指摘や従事者等からの問題提起であるとか、これまでのそうした議会、議場等でのやり取り等も鑑みて、そうしたものがあると捉えているのであれば、やっぱりこうした機会に見直す、こうした事件が生じた際に、それを見直して改善につなげるよい機会とすべきではないのかなと捉えております。絶対に、なかなか自分の感情をコントロールするというのは本当に簡単なことではないと思います。生まれもった性格等もあると思いますし、先ほどから述べているとおり、それまでの、そこに至るまでの背景とか経緯というものもあると思います。そうした中で、やっぱりそうしたことが今後も起こり得る可能性というのが、ではこの処分を本人に下して、院長にも処分を下して、これでじゃあ今後起きないですか。そんなことはないですよね。だったらやっぱりできる芽はきちんと摘んで、改善、改革につなげるべきだと私は考えております。具体的に申しますと、少なからず絶対にそうした背景というのはこの院内にありますから、改めて方法等は具体的にはそこまでの指摘はしませんけれども、やっぱり従事している職員の皆さんからアンケートでもいいです、そうしたものを取って、どういうことが問題だと思っているのか、どうしていったらいいと思うのかという点、当然そこでいわゆる誹謗や中傷の類いとなるようなことは、大人なんですから控えていただいて、そうした場を設けていく必要が絶対にあります。その辺、どのようにお考えか、お伺いをいたします。

また、これまでこうしたことがないと断定している点についてでございますが、この被害者の方、被害患者の方のみならず意思疎通が困難な方というのは多くいらっしゃるという御答弁、そういった趣旨の御答弁がありました。意思疎通を図るのが困難なのに、なぜそうした問題がない、訴えがないと断定しちゃうんですか。やっぱりこうしたことが起きたときに、もしかしたらあるかもというぐらいの姿勢で臨んで、徹底的に洗って、本当にそれがあったのであれば、そこには誠心誠意向かっていくという姿勢が、僕は大事じゃないのかなって。この町国保病院においては、収支の、いわゆる経営面、赤字体質だということだけではなく、接遇をはじめとした、安心してこの病院にかかれないんだという多くの声があるじゃないですか。やっぱりそこに向き合って改善改革、こうした機会をもってしていかないと、僕ら議会側が指摘をしなくても、もう既に行政側のほうから病床の削減ですとか、人員の削減みたいなことを言及しだしたじゃないですか。もたないですよ、このまま行ったら。やっぱり町民の皆さんに信頼される病院に変えていく、そうした具体的な取組が必要だと私は考えておりますがいかがですか、伺います。

○議長（篠原義彦）　小川病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　まず、院内環境の部分でございますけども、梅村議員御指摘のとおり、大なり小なりのそういった院内での問題といったものは、当然あると認識しているところでございます。

先ほど、町長からの答弁にもございましたけども、昨年度から、いわゆる病院の価値を創造していくための業務改善チームが稼働して、これは比較的若い職員で各部署から成り立つメンバーで、会議もこれまで３回程度開催をしてきております。当然、そういった中でも、今回の事案に対して、どういったような考えでどういった背景、またそういった改善策等も、そういった方々の部署間を通じた当然御意見等も聞きながら、改善策の補強といいますか、していく必要があるのかなとも思ってございます。

また、これまでも暴力行為がなかったと断定しているという部分でございますけども、当然一患者に対して１人で全て医療行為をしていると、１人が対応しているというわけではございませんので、複数の目で看護だったりケアだったりピアだったり診察だったり等していただいておりますので、そういった部分、複数の目が見ているというところも当然今回のそういった事件以外の部分、なかったというところの一つの実態といいますか、根拠といいますか、そういう判断に至った経過ということでございますので、今後の部分については、当然再発防止策も含めながら、そういったものも調査的な、患者が言えないといったようなことがないような、そういった対応も含めて検討していければなと考えているところでございます。

○議長（篠原義彦）　三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　処分の関係でございますが、基本的に処分につきましては、任命権者である町長が下すものとなってございますので、最終決定権者は町長になりますけれども、先ほど私、答弁させていただきましたけれども、担当のほう、主に私になりますけれども、他事案等を十分に参酌した中で、今後どうしていくべきか、今後じゃないですね、この処分についてどうしていくべきかというのを町長のほうに具申をいたしまして、最終的な決定となってございます。

町長におかれましては、そういった内容を十分に精査していただきながら、こちらについてはきちんとした処分を行なっていって、庁内全体のコンプライアンスを徹底していくという意味において、町長のほうで決定されているということになってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　責任の所在につきまして、つまりは町長御自身が責任はあると思うけども、自らを処すること、自身に処分を下すことはしないという最終決定を行なったのは町長だということで、まずよろしいのかという点のみお伺いをいたします。

また、再発防止策でございますけども、もう恐らく内部でそうした委員会とかチームとかをつくってやっていっても、限界があると私は捉えております。少なくても、私が議員になって約７年になりますけども、ずっとですよ、この７年間、同じような

ことを繰り返してきて、そうした声もこの７年間、少なからずそうした職員や元職員の方からも寄せられております。やっぱり改善し切れない。これは、先ほど御答弁にもあったと思いますし、多くの方が働く中で完全完璧にそうした信頼関係を構築していく、そうしたチームをつくるというのはなかなか難しいことであります。

なので、同じようなことを繰り返していっても、必ずまた改善、改革にまではならないので、やはりもう外部の目で見てもらう必要はないでしょうか。例えばこうした業務の改善等を行なうに当たって、本当に何か問題が生じたときに、外部のそうした組織に入ってもらって、当然指摘だけではなく提案もしてもらう。いろんな方がいると思います。弁護士のような方もいるでしょうし、医療専門職の方もいるでしょうし、会社の業務改善や経営のコンサル等もいると思います。そうした方々を呼んで、町国保病院の実態を見てもらって、ここってこうしたほうがいいんじゃないですかという提案をもらって、それで内部の方々が考えていく。できるところから取り組んでいく。こうしたやっぱりもう第三者、外部の目を入れて改善改革につなげていく必要があると考えておりますが伺います。

またこれですね、今回はいわゆる職員側から患者様に対してということでありますけども、当然逆パターンもあるわけですよね。職員の方々が、本町においてもあったようでございますけども、そうしたいわゆる意思疎通がなかなか図れないような方から暴言を吐かれるとか、やっぱりそういったこともあるわけで、やっぱりそういう言葉って心に刺さっちゃうじゃないですか。そういうのを引きずってしまって、それがゆえ、こうした衝動に駆られてしまったり、感情をコントロールできなかったりということにもなりかねないので、例えば、これも本当に完全にそうした方については情報共有するだけじゃなくて、複数人で対応に当たるということも必要になってくると思いますし、録画や録音をしていく、例えばそういったことも当然患者様の同意を得る必要もあると思いますよ、プライバシーの問題もあると思うので。でも、やっぱりそういうところまで必要になってきているんじゃないですか、この病院は。それはある意味、職員を守るためにも僕は必要だと思っております。抑止力にもなると思います。その辺の具体的な再発防止策について、どのようにお考えか。

大きく言うと３点です。まず、きちんと外部の目を入れていくというところと、そうしたカメラや録音というものを使っていくというところと、やはり職員等からしっかりとその現況をどのように捉えているのか、どういうところ困っていて、どう変わっていってほしいのかというようなアンケート等を行なうこと、この３点だと思っておりますが、改めて伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　まず、私の処分について先に答弁を申し上げ、その後、担当のほうから御説明、答弁をさせていただきたいと思います。

まず、処分の決定でございます。この処分につきましては、町長である私が判断を

したところでございます。この件につきまして、私も非常に反省をしているところでございます。処分の内容等々につきましては、総務課長等からいろんな事例を報告いただき、その中で判断をさせていただいたところでございます。

今回のことを深く反省をするとともに、今後の改善策に努めてまいりたい、そう考えているところでございます。他の部分につきましては、担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　小川国保病院事務長。

○国保病院事務長（小川芳幸）　１点目の第三者、外部の目という部分でございますが、この場で私のほうからやっていきますといったような答弁はできませんので、当然院内の中で協議もさせていただきながら、そういった第三者の視点といったものは、取り入れていくものは取り入れていく、そういった協議はしていきたいと考えております。

また、院内のアンケート的なところの話ですけども、職員の意見を拾い上げるといったような対応でございますけども、当然アンケートという形になるかどうか分かりませんけども、やはり日頃より院内の個人が抱えている思いだとか、そういったものを拾い上げるということは大変重要だと思っておりますので、何らかの形でそういった病院内の意見というものは整理をしていく必要があるのかなとも思っております。

あと、再発防止の、おっしゃられています対応の部分でございますけども、複数人で対応しているというところは、部分的にはそういった対応もしているという実態もございますけれども、当然今回のこの再発防止の中で、病棟といいますか、病室にカメラをつけようかといったような、そういった意見もございました。今、議員おっしゃいますように、個人の同意というものは必ず必要な部分がございますので、そういった肖像権的なところの問題もクリアにしていく、そういった課題もあろうかと思いますけども、全体的に院内の安全管理という部分では、そういったカメラの設置という部分も当然検討する必要があるのかなと考えているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、１問目終わりまして、２問目に移ります。

企業誘致の現状について。

質問要旨。

大手企業による事業縮小などが相次ぐ本町にとって、新たなる企業誘致は町活性化のために重要であり、優先課題と考える町民も多く、さらなる取組が必要であるが、事実と所信をただす。

要旨の明細。

１番項、杜のいちご社は、イチゴハウスに７億７，０００万円、木育施設に４億７，０００万円の総事業費１２億４，０００万円、年間売上見込２億１，０００万円で、本年６月に着工、令和８年４月より事業開始との事業計画で本町に進出予定であったが、

資材等の物価高騰により事業費が大幅に膨らむこと、地下水の水質検査及び設備整備が必要となったこと、木質バイオマスボイラーの導入費が高額となったことを要因とし、１年延期と発表がなされた。

これまで、職員の現地訪問や企業関係者の受入れ、町からの提案や交付金申請等の事務、進出予定地の取得等を行なってきたが、杜のいちご社の企業誘致を実現させるためには、これまでの検証と併せてさらなる取組をし、受入体制の構築をするべきであるが、現況と併せ今後の展望や見込みについて事実と所見を具体に問う。

２番項、その他の企業誘致も併せて行なう必要があり、現況と町の取組姿勢、実態について具体に問う。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　御質問の２問目であります企業誘致の現状について答弁を申し上げます。

まず、１点目の御質問にありました企業誘致を取り進めている会社でありますけれども、宮城県に本社があります、杜のいちご株式会社であります。事業内容といたしましては、夏イチゴ２．１ヘクタール、冬イチゴ０．５ヘクタールを生産し、国内大手菓子会社・パン製造会社に出荷をしております。

本町への進出に至った経緯でありますが、近年の高温による影響で、宮城県での生産量が約２０％落ち込んでいる状況であることから、他の生産地を探していたと伺っております。このような中、令和５年度に本別町において実施いたしました企業誘致支援事業フォームマーケティング委託事業でアンケート調査を行なったところ、本別町に興味を持っていただきました。そこから、企業誘致に関する協議が始まっております。

当初建設予定より資材費の高騰等によりまして、１年間先延ばしとなりましたが、企業とは連携を取りながら事業推進を図っているところでございます。

また、現在の庁内体制でありますが、関係する部署が月１回集まり情報共有を図り、杜のいちご社とはオンラインで月１回程度、情報共有を図っている状況でございます。

今後につきましては、設計費、図面等の関係書類が整い次第、補助事業申請に係る打合せ、それを国・北海道と進めてまいります。

続いて、２点目の企業誘致の取組につきましては、過去の答弁でも申し上げましたとおり、地域経済の発展と新たな雇用の創出、町税の増収など、本町発展に大きな役割を果たすものと捉えております。

まず、現況について述べさせていただきますが、先ほど１項目で申し上げましたとおり、杜のいちご社の誘致に向けて鋭意進めている最中でありまして、杜のいちご社と当方が円滑に協議を進められるよう、役場内関係部局をジョイントさせ、スピード感を持って誠実に対応してまいりたいと考えております。

また、道東自動車道本別ジャンクションの釧路方面と北見方面を結ぶ通行路につき

ましては、令和８年４月から６月にかけて工事入札を予定しているとのことでありまして、本町にとっては、釧路圏とオホーツク圏、苫小牧や札幌が一本の道につながれば、交流人口の増加に併せ、物流や災害対応に大きなメリットが生まれるものと期待しております。

そうした本別町の地の利を生かした企業誘致を進めるとともに、本町の企業誘致条例における設備投資奨励金や雇用促進奨励金、固定資産税相当額奨励金など支援措置を整備してきておりまして、直近では、令和４年１２月に設備投資奨励金の見直しや投資額等の要件を緩和する条例改正を行ない、企業進出の促進を図ってきているところでございます。

一方、課題といたしましては、一定規模にまとまった町有地を持ち合わせていなく、本別インターチェンジ付近におきまして、農業振興地域の用途指定がなされ、農地転用が制限されておりますことから、企業の意向と当該地権者との間の調整や農地転用等の側面支援などを今後検討していかなければなりません。

いずれにいたしましても、現段階では杜のいちごの誘致に最大限取り組むとともに、今後、整備される本別ジャンクションのフル化というメリットを周知しながら、企業誘致に取り組んでまいりたい、そう考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、１番項を改めてお伺いをいたします。

これは具体的に明快にお伺いいたします。報道等でもあり、杜のいちご社の進出の白紙化については否定をなされたというところで、町長、報道もあったところでございますが、具体的に申しますと、来てもらえるんですか、どうですかという点。来てもらえるのであれば、当初の事業規模どおりなのか、計画の変更等があるのか、いつ頃、どのような規模で来ていただけるのかという点、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再質問にお答えをさせていただきます。

来てもらえるのかどうか、具体的にということでございます。今の段階で来ていただけるというところで、私は捉えております。実際、来月７月に杜のいちごの社長と会う約束をしております。私どもが宮城県のほうに出向いて、最終協議をしてまいりたい、そう考えているところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　私、改めて、来てもらえるのかどうかという点は、来てもらえるとお考えだというところでございましたが、時期や規模等についてはいかがでしょうか。御答弁いただけなかったので、改めて伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　これは企業の関係もありますから、私がここでお話をしてい

いかどうか分かりませんけれども、来る時期につきましては、来年の令和８年度の事業計画申請に上げて、令和８年度中に工事を施工し、そして令和９年からイチゴ生産が始まるということでお聞きしてございます。

規模につきましては、当初の規模でやりたいという社長の強い思いがあるというところはお聞きしてございます。また、そこの細部の例えば熱量をどうするのであるとか、水道はどうするのであるとか、水はどうするのであるとか、そこは今データをこちらから再度送り込んでおりますので、そちらを向こうで検証分析、今しているところだと思います。また、資材の購入先等につきましても、国内を問わず検討されているということでございますので、そういったことをもろもろ７月に行って確認をし、社長と直接協議をしてまいりたいと考えております。

その後に、また議員の皆様、そして町民の皆様に御報告していきたいと思ってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　町長は来ていただけるというような御認識であると。実は私も私見でございますけれども、多分来てくれるんじゃないのかなというような思いを持っております。これは期待値も含めてでございます。

これまでも町の大きなイベント等にもキッチンカー等で出店していただいたりとかということもありますし、ただ、来ていただけるということでは本当に一服の安堵をしているところですし、本当に大きな期待もしているところであります。少なくない町民の皆様も子育て世代等を中心に、やっぱり来てほしいよと。これは町外の方からも実は私、一定数の問合せというか、実際どうなっているのというようなお声をいただくこともあります。

じゃあ来ていただけるよという前提の下で、ただ、結果、資材費等の高騰等を理由に１年延期となったよというところであります。今、御答弁から明快には把握ができなかったんですが、今、町から杜のいちご社に対してもろもろのデータ等を送り込んだりとかということもありますし、今の時点では社長の思いとしては、これまで提案どおりの規模でやりたいというような思いの部分はあったと思いますけど、具体的に数字として現れていたりというところができているのかどうかというところでございます。これまでのやり取りの中で、私の受けている感としては、そもそも１２億４，０００万円ですよね、木育施設と合わせて。この１２億４，０００万円の資金調達はどこからどうしているのか、自己資金が幾らなのか。この１２億４，０００万円の積算、なぜこの金額と算出したのか、されたのかという、いわゆる内訳等が、どこまで町としては把握された上で来ていただけると捉えていらっしゃるのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁を申し上げます。

当初の杜のいちごからの概要版による計画では、今、議員がおっしゃったとおりの金額となってございます。そこでございますけれども、資金調達とかそういう部分につきましては、あくまでも企業、民間企業でございますから、私の立場でそこをどうの、何億円どうのということは申し上げられない。あくまでも、そこは進出してくれる杜のいちごの経営、それから、そういった調達をどのようにしていくかというのは、町ではなくて杜のいちごの関係だと思ってございます。

私どもが支援できるのは、そういった計画がしっかりと出来上がって、ほぼ出来上がりつつありますので、それをしっかりと側面から後ろから支援していく。そのためには国及び道のほうに出向いて、その計画どおり工事ができるよう、そして、そのとおりうまく生産がされるよう、そして、企業にとっては、そこで十分な利益が得られるよう、そこを最終的に支援していくのが行政の役割だと思ってございますので、その辺はしっかりとやってまいりたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ただいまの御答弁が、いまいち私釈然とし切れないのが、違和感を感じるのが、結局それはそうですよ。おっしゃるとおり、あくまでも民間企業でございます。その計画を立てるのも資金調達するのも、この民間企業である杜のいちご社であります。でも、行政として、もう既にマンパワー、職員の時間も割いて、面談等も行なっている、税金使って視察にも行っている、税金使って迎え入れもしている、税金使って土地まで用意している。これそんな何百万円とかみたいな額じゃないじゃないですか、もう土地１，３００万円ですか、今回の諸般の報告にも上がっておりましたよね、土地開発公社のもの。やっぱり行政として、皆様の貴重な税金を使っているわけで、その辺の確からしさというもの、本当にこれが実現するのか、その確からしさというものの根拠、その裏を取っていくということは、それは必要じゃないですか。それができてから初めて税金を使うんだったらまだ分かりますけども、何千万円も使っているじゃないですか。土地だけで１，３００万円使って、今回の補正予算で、整地化・造成化というような見解はあるのかもしれないですけども、進出予定地の土地のいわゆる残土が盛土されているものも重機で押し上げて、それを借上げして、木も切って、その木を抜根してと、三百六十数万円でしたよね、４００万円弱ぐらいのお金も使っているじゃないですか。そうした中で、本当に来てもらえるんですかというところ、そこの裏取りきちんとしないで、こんな１，０００万円も２，０００万円も使っていて大丈夫なんですかというのが、町民の皆様の懸念とかにもなってくると思うんです。来て欲しいのは皆さん一緒。その上で、本当にこの計画実現できますかという確認や、そうした協議というのは必要じゃないでしょうかね。それをしていった上で、そこが仮に甘ければ、ここがきちんとクリアされないと、町としてはここから一歩踏み出せませんよというのが行政としての姿勢、あるべき姿ではないんでしょうかね。この辺実態とお考え、伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきます。

まず、昨年でしたか、１，３００万円で土地開発公社が土地を購入したというところでございますが、そこの部分につきましては、杜のいちごのための敷地として購入したというところ、何かうわさをされているようですが、町といたしましては、そこも視野に入っていますけれども、ほかの企業誘致全般にわたりまして、その当該土地が１，３００万円で購入できるのであれば、杜のいちごのほかにも企業がもし目を向けてくれるのであれば、来てくれる。そこだけの価値ある土地だということで購入したわけでございまして、杜のいちごのためだけに購入したものでございませんので、その辺は御理解を賜りたいと思います。

また、こういった企業誘致に関しましては、分かり得る部分の概要は、町民の皆さん、そして議員の皆さんのほうに周知をいたしますけれども、例えば、当方と、これは杜のいちごに限りませんけれども、企業誘致側の企業の相手方と内々に協議する部分もございますし、ここの部分につきましては、相手方からここの部分については最終決定するまで伏せておいてほしいとか、もしくは、向こう側の企業におきましても、他の企業との関係もございますから、ここの部分は数字的には申し上げられないとか、いろいろあると思うんです。そういったことを、全てを１００％公表すれと言われても、そこはできない部分もありますので、そこの部分については御理解を賜りたいと思ってございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、この南３丁目の旧営林署の苗畑用地でございますけども、今定例会で配付された諸般報告でございますけども、前年に隣接町有地に町外の農業関係事業所の誘致が決定し、今後、その近接地において関連事業所の誘致が見込まれることから、売却予定地を購入することとして予算を補正したと記載があります。これは完全に、ここの杜のいちご社の進出を見込んでの購入じゃないですか。それを他の企業誘致にもみたいな、それはちょっとやっぱり無理ありますよ。僕はそう感じますけどね。あと、これごめんなさい、いつのどの会議だったか記憶していませんけども、たしか総務課長のお言葉だったかな、これがもしそれに使われないときは、宅地として転用しますみたいなお言葉なかったでしょうかね。ごめんなさい、僕のちょっと記憶違いかもしれませんけども。

じゃあ、こちらの購入については、杜のいちご社に断定したものではなく、その他の企業誘致、先にもっと具体的な形で手を挙げたところがあれば、そちらに譲り渡すことも当然可能だということでよろしいんですか。そうはならないんじゃないですか。それこそ信義則にも触れてしまいませんかね。ここでいきなり、この土地、すみません、もっと大きい企業が早く来てくれることになりましたので、そちらにお貸しすることになりましたって言ったら、それこそ町としての信用を毀損してしまうことにな

ると思いますよ。それを踏まえて、今、町長の御答弁はいかがなんでしょうか、お伺いいたします。

また、その企業のいろんなその数字ですとか、そういったものについて、僕は１００％公表をしてくれなんては言っていないんですよ。それは１００％公表するかしないかということは町の判断もあるでしょうし、先方の意向もあると思います。ただ、町として、私が先ほど申し上げたような、例えば資金調達であるとか、その事業費の積算根拠であるとか、一定のそうした裏取りというのは必要じゃないんですかっていうことを申し上げているんです。それをどこまで報道や議会や町民に知らしめるかということは、それは一定程度町の裁量に委ねられるところもあると思いますけども、それら調べずして、１，０００万円も２，０００万円もの税金を使ってしまうのは、いささか行政としてはどうなんでしょうかというところに疑義があるものでございます。

○議長（篠原義彦）　ここで暫時休憩をいたします。

午後２時３６分　　休憩

午後２時５０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁からといたします。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　私のほうから、南３丁目の近接用地の取得の部分の経緯につきまして御説明させていただきます。

昨年秋ですけれども、土地開発公社理事会を開催しまして用地取得に向けた予算の補正をしたというところで、その際、理事会終了後に議会に対しても報告をしたというところではございますけれども、営林署の苗畑用地ですね、そこが売りに出されるというところで取得したわけではございますけれども、購入の際、資料として報告もいたしました資料に購入理由等記載しておりますが、本町市街地の相当程度の面積を有する一団の土地であって、その予定地の南側にこども園、その向こう側に木育施設とイチゴ農園の施設の建設が予定されている状況であると。イチゴ農園の運営状況次第では農園の拡張も視野に入れているというお話を聞いておりました。また、仮に農園の拡張がなされない場合であっても、そこに農園があるというところで、そのイチゴを使った関連食品企業なりの誘致も考えられるところだと、それら等々を勘案しまして、土地開発公社で用地の先行取得というような形で昨年度購入したという状況でございます。

今後、土地の処分ということが発生するとは思いますけれども、その際につきましても、購入の経緯がイチゴ農園という部分が前提にもある部分でありますので、杜のいちごのお話も聞きながら、状況を勘案した上で、その他の用途に売却するということも大いにあるのかなと。イチゴ農園ありきというわけではございませんけれども、かなり大きな要素でありますが、その上で取得していたものであると捉えていただけ

ればと思います。

○議長（篠原義彦）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　私のほうから、杜のいちご社がイチゴのハウスを建設するに当たって、資金調達の関係について答弁させていただきます。

資金調達に関しましては、杜のいちご社の社長を含めた中で、打合せしている中で、杜のいちご社のほうのメインバンクと資金調達に関する協議がなされているということを伺っておりますので、資金調達につきましては心配ないものと受け止めております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、この南３丁目の旧営林署の苗畑用地でございますけど、これじゃあ端的に、可能性としては、杜のいちご社以外にも、状況やね、可能性によっては処分といいますか、賃貸借含めて、そういった可能性はあるよと。ここで具体的に言うと、大手企業等が名のりを上げて、速やかに大規模な進出計画等が示された場合はそちらに乗り換える可能性もあるということでよろしいんですか。

○議長（篠原義彦）　松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　お答えいたします。

可能性としては、ノーではないという状況だと思います。お話があった時点で、いろいろ基本的には杜のいちごとのお話も聞きながら、今後の見込み等々勘案した上で、町にとって有利な部分も勘案した上で処分というのを考えていくことになると思います。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、どうやって、来ていただこうかというところでございますけども、資金調達等については、メインバンク等々の折衝もなされていて問題がないということでありました。そもそも、でも１年延期になったのは、そういった資材高騰等、つまりお金ですよね。お金が潤沢にあれば幾ら高くなったって関係ないわけですから。でもそうじゃない、そういった要素、もろもろの要素等もあって１年延期となって、今、計画を練り直しているというところでしょう。

例えば、町としても、木育施設の部分に関してで言うと、資金の調達に別に何ら影響がないよということではないのかなと。といいますと、いわゆる国や道の補助事業等も使うということであるので、本当にもうお金があり余って潤沢でということではなく、そうした有利なものがあれば採用していきたいなというのが杜のいちご社の考えなのかなというところ、これを前提としてでございますけども、例えば木育施設にして考えていくと、それらについては本町においても基金として積立てがある森林環境譲与税なんかも、いわゆる木育に関連するものであれば使途として適当であると捉えておりますし、そうした何か町としても、これ当然、前提としては中立性や公平性、平等性とそうしたもろもろが担保された上でということになってきますけども、町と

しても本当にやっぱり来てもらいたいというようなね、ところで、できるところはないのかという模索が必要ではないのかなと捉えております。

そうした中で、この木育施設においては、やはり収支を賄っていく部分については、いわゆる入場料とかそういったものでということで計画されているようでありますので、例えば入場料について、町民については安価にするとか、無料にするとかですよ、そうした町外の方からも注目されている企業でございますけども、やっぱり町の財源を使うのであれば町民に一番のメリットが供与されるような形で、新たなそうした支援策みたいなものも練っていくのも一案ではないのかなと考えておりますが、その辺の御見解いかがでしょうか。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁をさせていただきます。

木育施設云々等のお話もありますが、まずは、先ほどからも言っていますが、杜のいちごがしっかりとイチゴ生産として本別に根づいてもらう、そこが第一だろうと捉えております。その上で、木育施設であったり、室内の子どもの遊び場であったり、そういったところも、環境整備を民間主導型でやっていただければ大変ありがたいなと思っているところでございますし、そこに向けての支援を行政として何ができるのか、そこの部分につきましては、今後検討してまいりたいと、そう考えているところでございます。

いずれにいたしましても、夢のある企業でございます。子どもたちとか町民の皆さんが大いに期待をされている企業進出でありますので、何とかこの夢を実現させ、そして本別に明るい未来につながるような企業と、そして企業が大きく育つことを心から祈念をするものでございます。そういった意味におきまして、町として、できる限りの支援をしてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ごめんなさい、その事実の確認を行ないたいんですけども、杜のいちご社としては、これまでと同じ規模で、１年先送りにはなったけども、同じ規模で来たいと、その同じ規模というのは、いわゆるイチゴハウスの部分だけではなくて、木育施設もと捉えてよろしいのか。イチゴハウスについては、これまでどおりの規模で行ないたい。木育施設はその後に考えるということなのか。当初は１２億４，０００万円で、大きく言えばこの２つの柱でありましたよね。その辺、実情としてはいかがなんでしょう、確認をいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　杜のいちごは、全体像として最終的に木育施設も手をかけたいというお話でございましたので、やはり最初は私が従前から言っていますとおり、まずはイチゴ生産、そこを最優先として施設を建築をし、そして、ここで生産拠点に

してもらうと。そして、そこがしっかりと根づいた中において、そこは企業でありますから、１年後になるのか、もしくはその２年先になるのか、または当初そのまま木育施設も兼ね備えて一緒に工事を進めていくのかは、そこは相手の方の意向もありますし、私の口から、その辺について、何年先にこういったスケジュールということには、今の段階では申し上げることはできない。そういうことでございますし、その辺もひっくるめて、来月、社長と会いますので、将来展望という形で、その辺も確認をしてまいりたいと、そう考えております。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まずは、そのイチゴ生産、イチゴハウスですね、この農業施設のほうをしっかり根を張ってから、木育施設のほうにというのは、町長、過去議員協議会でもそのような御説明をいただいていたところなんですけども、ただ先方がやっぱり木育施設に対して並々ならぬ思いがあるというところで、同時に並行して進めたいというようなお考えが先方にはあったよというような御説明、そういった趣旨もいただいたところでありますが、今後、社長とお会いして、改めて方針等の確認をするということでありますので、現時点においては、イチゴハウスと木育施設が同時進行するかどうかは未定だということで捉えてよろしいか伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　そこの部分につきましては、私が判断する何ものでもないと。あくまでも企業の話ということで捉えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　町の認識をお伺いしているんですけども、これで終わります、１番項については。

　では、２番項についてお伺いいたします。

　本別ジャンクションのフルジャンクション化につきまして町長からも御答弁があったとおりでございまして、こちら当然のことながら物流等に本町においては好影響を及ぼすことから、企業誘致等にも大きないい好影響を与えていくだろうというところは論をまたないわけでございますが、こちら、私、ちょっとお伺いしたかったのが、現在、これ大きく報道もされておりますし、当然こうした働きかけというのを町長も行なってきたわけでありますけども、今現時点で、杜のいちご社以外でそうしたアクションを起こしている企業があったり、こちら側から働きかけをして一定程度の反応を示しているような企業というのが、その他にあるのかという点についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

　現在のところ、杜のいちご社以外の他の企業との誘致交渉は行なっていないというところです。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ジャンクションの整備、フルジャンクション化によって、繰り返しますけれども、本町にとっては物流等をはじめとして好影響を及ぼすと、そうしたところから企業誘致に弾みがつくのではないのかというところでありました。現に、それもそうした見通しが立ちましたよという報道がなされましたよね。その上で、現時点で、新たに本町として何か新しい取組を行なったりとか、働きかけをする予定というのはじゃあどうなんでしょうか。

杜のいちご社の部分については、かつて議員協議会で申し上げましたけども、そもそもゼロの状態からね、こちらからアクションを起こして、そこに反応してくれたと。これはやっぱり大変評価されるべき取組だと思っておりますし、せっかく本町にとってこうした有利な報道がなされて、こういうフルジャンクション化というものが目前に迫ってきているわけですから、その辺を踏まえて、本町としてはどういうような取組現在されていらっしゃるのか、具体的にお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　先ほど担当課長のほうから御説明をさせましたけれども、今の現段階において、直接企業とかほかの事業者とのコンタクトのやり取りはございません。しかしながら、フルジャンクション化に向けて、今後数年で恐らく工事が進捗し、最終的にランプが完備したときには、こういった地の利を生かした企業誘致も積極的に進めていかなければならない。ただ、そのときに始まったのでは遅すぎます。そういったことも私も念頭に入れまして、今、予定、構想等はあります。しかしながら、まだコンタクトには至ってございませんけれども、近いうちにそういう方ともお話しするということにもしていますので、またこれらの事業が見えてきましたら、杜のいちごと同様に、また議員の皆さん方に報告、そして町民の皆さん方に報告もしてまいりたい、そう考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　現時点においては、そうした具体的な折衝等はないと。ただ今後においては、そうした構想というか予定、計画等もあるということであり、ぜひ本町にとって、また新たなそうしたお話が来るように取り組んでいただきたいなと考えているところであります。

企業誘致というと、どうしても一発どーんと大きな企業に来ていただきたいというのは当然でございますけども、例えば小さな進出といいますか、小さいと言うと語弊があるかもしれませんけども、例えばサテライトオフィスとか小さな事務所だけ構えていただいて、月に何度か来ていただくとか、そういうような取組、小さな受入れというものもどんどんしていくべきだと。そこからどう広がっていくか分からないわけですから、そういうような取組も並行して進めるべきだと、私は考えております。

今ちょうどホームページや公式ＬＩＮＥでも公募の案内がありますけども、仙美里

小学校の跡地の利活用について、皆様に周知を図ったりということもありますよね。音更町では昭和商学校、小は商売の商ということで、そこに小さな企業が入っていただいて、そこで新しいコラボが生まれたりということもありますし、そうした好事例に倣って、本町でもそういう小さなもの、空き店舗等もありますし、今回仙美里小学校の廃校も出ましたというところで、そうした小規模事業者、中小事業者の受入体制というのも整えていくべきだと。そのためにはやっぱり情報というのは必要になってくると思うんです。本町においてはこういう空き地がありますよ、こういう状態でこういう条件でだったらお貸しできますよ、お売りできますよとか、こういう施設が空きそうですよとか、やっぱりこの公共施設等の跡地利用というものについては、本当に今後本町にとっても大きな財政負担となってくるので、どんどんどんどん有利な条件で貸して、有利に使っていただくということが本町にとってもメリットとなっていくと思いますし、こうした本町の実情、公共施設等の空き具合ですとか、条件等を整理して、情報を一元化して発表していく必要があるのではないかと。そして、大企業だけではなく、そうした個人事業者や小規模事業者等にも、どんどん進出等を促していく必要があると考えておりますがいかがでしょう、伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

今後についてなんですけども、ＳＤＧｓ未来都市の事業の一つとして、サテライトオフィスの設置というのを今検討中であります。それにつきましては、一般社団法人のａｎｄほんべつのほうと、今、どういったことを進めようかと検討しておりますので、新たに企業誘致に発展できるような取組にしていきたいなと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　１点、本町の体制、姿勢という点について、お伺いをしたいんですが、これは杜のいちご社のような１２億４，０００万円、１０億円超えのそうした設備投資とか年間売上も２億円超えみたいな、いわゆる大きな話の場合については、補助事業等の事務を職員が担ったりとか、既に税金を使っていろんな準備というのをしているわけですけども、例えば本町において、そういう企業誘致、進出したいよ、関わりたいよという方々に対して、どういう条件がそろっていたら、町としては、そういうマンパワー、人の労力であったりとか税金を使って対応してくれるとなるんでしょうか、この辺お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

どういったところかというところなんですけども、やはり協議をしていく中で、本当に現実性があるのかどうなのか、例えば１回来て終わってしまうのか、それとも複数回来られて協議をしていくのか、具体に補助金の内容ですとか、そういうところも

調査をしていくのか、そういった中から、具体に本当に土地を含めて可能性があるといったところについては、担当者のほうもそこには注力をしていくといった形で取り組んでいるところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　可能性や具体性、具現性ですよね、実現する確からしさ、確度だと思うんですけど、というような御趣旨の御答弁だったと思うんですけども、そこには規模感みたいなものはないんでしょうか。例えば、年間売上１，０００万円か２，０００万円ぐらいなんですとか、個人事業主なんですといったところに、町が税金を使ってサポートしたり、土地を貸し与えたりということはしないんですよね、恐らく。その辺の判断基準、どういうような条件を満たしたら、町としても一定程度の労力を割いたり、税金を使っていろんな受入体制を取ったりということをするのか、町の実態、体制について伺います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

基準といったものはないんですけども、例えば企業誘致するに当たって、来ていただくだけではなくて、サウンディング調査、企業のメリット、町内の事業者のメリット、そういうのも見極めて、事業者にもメリットがあって、当然来ていただくことによって町民、町内の事業者にもメリットがあるというところを見定めていくようなことも考えておりますので、基準はないんですけども、そういったところで、お互いのメリットというところも見極めながら進めていきたいなと考えています。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　町長は広報のコラム、町長コラムの中で、やはり町民の皆様にもこうした企業誘致等の情報提供があればということで促しておりました。これは確認でございますし、かつて議場でも確認しましたけども、町長としては１００％親切な対応をしていますということでありましたので、その事業者の事業規模とか設備投資の多寡、多さ等にかかわらず、ここはそうした町民等から照会や情報提供があった際は、親切丁寧にきちんとした対応をしっかりしていただけるというところで捉えて間違いないか、改めてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　答弁させていただきます。

そのとおりでございます。以上です。

○５番（梅村智秀）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次、７番藤田直美議員。

○７番（藤田直美）　議長のお許しをいただきましたので、通告しておりました２問中１問目、５歳児健診で切れ目のない支援を、を質問させていただきます。

質問事項。

５歳児健診で切れ目のない支援を。

質問要旨。

国は発達障がいなどを早期発見し、安心した就学、小学校入学につなげることを目指し、２０２４年度から５歳児健診も助成対象に加え、自治体が実施する集団健診で１人当たり３，０００円を上限に、費用の２分の１を国が補助しております。２０２５年度からは上限を５，０００円に引き上げるなど、５歳児健診の普及を進め、２０２８年度までに実施率１００％を目指すことになりました。

本町も５歳児健診を行ない発達の特性に気づき、適切な支援や療育につなげるため実施するべきと考えますが、見解を伺います。

要旨の明細。

５歳児健診は法定健診ではありませんが一部の自治体では以前より任意で行なっております。２０２２年度の調査では、実施している自治体は１４．１％でしたが、２０２４年８月の調査、昨年度開始を目指している自治体は、１年度以内、３年度以内と様々ではありますが５６．６％となっております。本町の現状などについて伺います。

１つ目に、幼児期から学齢期の特別な支援が必要な子どもの数と支援体制の現状について。

２つ目に、５歳児健診の重要性の認識と実施に向けた検討状況について。

３つ目に、発達障がいと診断された後、一人一人の特性に沿ったきめ細やかな支援が必要です。実施に加え、実施後のフォローアップ体制の構築についても必要と考えますが、見解について伺いたいと思います。

質問の相手、町長、一問一答細目方式はなしでお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　藤田議員からの５歳児健診で切れ目のない支援を、について答弁をさせていただきます。

１点目の支援が必要な子どもの数と支援体制の現状についてでございますが、現在、児童発達支援センターを利用されている方は幼児５人、児童生徒２５人となっておりまして、小中学校の特別支援学級に在籍されている児童生徒は２０人でございます。

支援体制としましては、児童発達支援センターで個別の療育支援を行なっているほか、それぞれ通園・通学先の状況の把握も行ない、各関係機関と情報共有を行ないながら保護者と対象児の双方の支援を行なっておりますし、学校の特別支援学級でも個々の状況に応じた支援を行なっております。

２点目の５歳児健診の重要性の認識と実施に向けた検討状況でございますが、議員おっしゃるとおり、国は学齢期以降の不登校の増加を背景に、従来の法定健診であります３歳児健康診断以降、就学までの健診がないことから、その間の発達障がいや心理社会的課題が見過ごされてしまう空白期を埋めるために、５歳児健診の実施を推奨しております。町といたしましても、その重要性については認識を同じとするところ

であります。

町の対応としましては、令和５年度中に健診担当医である小児科専門医に、５歳児健診導入についての意見を伺い、実施方法などを検討してまいりました。その中で、健診の目的である集団での様子の観察方法や、これまでなじみのない健診に来所してもらうための周知方法などを検討しております。

また、一番の課題であります健診後の専門相談とフォローアップにつきまして、集団生活への適応力やコミュニケーション能力、注意集中などへの支援が必要となりますし、保護者への気づきの促しも行なうことが求められます。そのためには、心理職や言語聴覚士等の専門職の参加も含めて、今後、関係機関とも協議を行ない、体制の構築が必要となるため、現在協議中でございます。

３点目でございますが、診断後の適切な支援のためには、先ほどの答弁も重複いたしますが、保健・福祉・医療・教育など幅広い関係機関のフォローアップ体制が必要になります。現在、本別町では３歳児健康診断以降の経過を通園先や児童発達支援センターの協力を得ながら、タイムリーな支援や課題の早期発見に取り組んでおります。

令和７年４月に北海道で全市町村に実施した健診の実施状況調査におきましても、既に実施している市町村が６５か所、検討中が９３か所、実施予定なしが２１か所となっております。予定なしの自治体でも、健診ではなく５歳児相談として実施するなど、各市町村の現状に応じた対応を取る例もあることから、今後も本別町にとって最適な方法で実施できるよう取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　再質問させていただきます。

この５歳児健診の重要性については、御認識があるということで伺いました。

この健診の重要なポイントとしては、精神発達の状況、言語障がいの有無、社会性の発達などが挙げられております。重篤な先天性の身体疾患については、多くは３歳児健診までに指摘されておりますが、５歳児健診では、集団生活を営む上で必要な社会性の発達や自己統制などの行動面の発達を評価することが重要となります。こうした発達の評価により指摘され得る疾患として、注意欠陥多動症ですとか自閉スペクトラム症、知的発達症など、吃音の障がいですとか多数ございます。

現在、発達支援センターよつばにより、幼児ですとか児童の発達の様子で保育や療育につなげているということではありますが、そこで分かった段階で、どのような保護者への指導、療育、専門家へつなげているのか、その点を伺いたいと思います。

また、就学前健診も行なわれておりますが、やはり就学前健診では、社会性ですとか自己統制など行動面の発達を見る機会ではないのかなと感じておりますが、就学前健診の実施において、このような診断や相談体制は取られているのか、その後の適切な支援や療育へのつなぎについてはどのようになっているのか伺いたいと思います。

以上についてお願いします。

○議長（篠原義彦）　前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子）　まず、御質問の１点目のどのような支援が今行なわれているかということで、現在、療育支援がどのように行なわれているのかという御質問であったかと思います。

まず、個々の状況があるので一概には言えないんですけれども、幼児なのでもうちょっと詳しい専門医の診察が必要かなという前段階からきっと相談には乗ってくると思うんですけれども、その中で、繰り返しお子さんですとか保護者の方の相談に乗ったりだとかしていって、最終的に診断というのは医療機関のほうにお子さんたちが受診していただいて、必要な検査を受けなければ診断はつきませんので、そこにつながることのできる段階で、しかるべき時期に専門機関にまず紹介をするということがあるかと思います。ただ、診断を受けた後も、個々の指導に関しましては日常生活の中でその子の得意不得意な面だとか、支援の仕方によって、その子の発達をうまく伸ばしていったりだとか、集団に適応するときにいろんな配慮が必要だと思うんですけども、その子その子の置かれている環境によって、こういったようなこの子は特性があるから、こういった部分に気をつけてくださいというようなことを、例えば通園先の保育担当者にお伝えしたりだとかということも支援としてはあるかと思いますし、あと保護者のフォローという部分では、かなりやっぱり保護者の方の御負担であるとか悩みだとかも多岐にわたりますので、そういった部分で発達支援センターのほうで個別で相談を受ける部分もありますし、場合によっては心理職に照会をしてより深い指導ですとか、あと保護者の関わり方の部分での指導というのも必要なので、そういったところにつなげたりということがあるかと思います。

２点目の就学時健診での今の現状としましては、この５歳児健診で求められているような、例えば集団の場面でのその子の行動の観察ですとか、そういったようなものは今は含まれてはいないんですけれども、健診ではなく引き継ぎみたいな感じで、就学に上がるときに教育委員会のほうに、保護者の方から相談があった部分は対応しているのかなと思いますが、今の就学時健診はこの５歳児健診とはまたちょっとやっている目的だとかが少し違うので、今後その辺は、もし必要な部分があれば、５歳児健診の実施等も含めて整備していくといいますか、関係者と協議していって取り進めていかなければならないかなとは考えています。以上です。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　私のほうから、就学前健診について若干補足させていただきたいと思います。

確かに藤田議員おっしゃるとおり、就学前健診だけでは、自閉症であったりそういった社会性とか、そういったところを就学前健診だけでは見抜くというか、承知するのがなかなか難しいところではございますが、もちろんこの就学時の健診の結果も考慮

しつつなんですが、本別町特別支援教育連携会議という会議を持っていまして、その会議の中で就学前のお子さんに対して、どのような教育というか特別な支援を要する子なのかどうかという判定会議を行なっておりまして、当然この会議の中では、就学前健診の結果もそうですし、専門的な医療の診察結果、あと、こども園、保育所の先生方もこの会議に入っていただいて、そういった方々から御意見いただきながら、その子その子に応じた適切な教育を受けられるようにこの会議で判定を行ないまして、特別な支援が必要であれば、特別支援学級への在籍をということを判定しているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　ただいま教育委員会のほうからも、診断を受けた場合の教育の現場での支援体制という部分ではお伺いしました。ですが、小学校入学前の就学時健康診断、就学までの時間が短く、その後の支援が難しいという、その時点で分かった場合の対応というのは遅くなるという実例もあります。先ほども言いましたように、重篤な先天性の疾患については３歳児健診までおおむね指摘されると考えられますが、５歳児健診を行なって、社会性だとか発達の行動面を評価することで、子どもの発達に気づくのは親が一番であると思うんですが、なかなかその判断がつかない親御さんが多い。もうちょっと早く分かっていれば、もうちょっと適切な療育ですとか、小学校上がってからのフォロー体制ができたのではないかという声も多数聞いております。近所の人から、あの子変じゃないというような指摘を受ける場合もあったと聞いております。

保護者にとっても、健診によって我が子の特性を理解し関わることができて、個々に合わせた支援を行なえるよう、子どもと保護者が安心して就学を迎えるためにも、この５歳児健診は重要であると。先ほど重要であるという認識はあるということでしたが、これは毎年行なわれることですので早期に行ない、先ほど専門人材の部分でも御答弁ありました。健診に関わる小児科医師、保健師といった発達障がいの診断や生活指導ができる専門の確保も課題であると思います。人材の育成や派遣の取組を進めていくべきと考えます。それも重要だと思いますが、早期の実施に向けての取組と人材の育成、派遣についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　髙橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（髙橋紀尊）　藤田議員の質問にお答えしたいと思います。

まず、発達障がいの診断の有無にかかわらず、今までもなんですけども、就学に向けて発達に困りを抱えた児童生徒の支援は必要と感じ、実施しております。そして合わせて、今、藤田議員のほうからも御指摘ありました５歳児健診のほう、早めに早期に実施できたらと考えておりますし、またそれに併せて、子どもを見ていくための支援というんですか、見ていくためのやっぱり技術というのも必要でありますし、そして、そういう人材も必要になってくると思います。その人材、技術については、今後い

ろんな研修等もございますし、またあと、外部の社会資本などの人材も生かしながら取り組んでいきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　大変前向きな御答弁だと感じております。

現在、５歳児健診は任意であることから、２０２２年度、先ほども言いました自治体１４％にとどまっていますが、今後、大変増えるのではないかなと私は思いますし、取り組む自治体が増えて、近隣町村の状況ばかりではなく、先駆けて取り組むべきと考えます。本別町はこども家庭センター設置もそうでありますが、早期に取り組むべきと考えているところと、先ほどのフォローアップ体制についてですが、健診終了後にはカンファレンス、子どもや保護者に関する健康課題について十分な相談体制ができるよう関係機関、関係者、専門医の確保を十分に行ない、支援対象者を早期に決定をしたなら、個々の状態に応じたフォローアップ、教育委員会とも情報共有して就学に向けた準備を円滑に行なえるように、さらに調整するべきと思いますが、これは子ども家庭センターにおいてもそうですが、教育委員会との情報共有ですね、就学に向けた円滑に調整ができるのかどうか、その点について伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　髙橋健康・こども課長。

○健康・こども課長（髙橋紀尊）　藤田議員の御質問にお答えしたいと思います。

今、こども家庭センター、準備を進めておりますけれども、そこが中心となって、個に合ったサービスにつないでいくというところで考えております。サポートプランというのを策定して進めていくんですけれども、家庭センターが中心となって各関係機関に、その子に合ったサービスにつないでいくということを進めていきたいと考えております。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　個々の状況に応じた、こども家庭センターを中心として今後は取り組むということですが、家庭センターは来年始動を目指して進められていると思いますが、健診に関しても早期にするべきだと思いますし、教育委員会とも円滑に就学に向けた準備を行なうために、さらにその点について調整するべきと考えますが、その点についてはどのような見解をお持ちなのか伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子）　教育委員会との連携についてでございますが、今、５歳児健診のことについての質問であったと思います。就学に関する、要は３歳児健診が終わってから就学時健診までの間に、小学校に上がるに当たって、例えばこのぐらいまでの生活習慣とか、集団の中でこういうことができていることが必要なんだというようなことを話す場としての健診が今は機会としてはないんですが、ただその代わりに現在本別町としましては、発達支援センターのほうでキッズサポートという形で、３歳児健診が終わってからも、こども園だとか保育所のほうに出向いて、療

育の必要な子どもとかちょっと気になるお子さんの様子を見に行ったりとか、そういった意味でのフォローは今できてはいるんですけれど、５歳児健診を実施する予定がないという自治体においても、健診が必要ではないということではなくて、今現在お子さんたちに行なっている療育支援が今現在あるので、そこにさらに、この国でいう健診という形での５歳児健診が、例えばうちのまちでは別な形で今うまくできているので、健診ということはやりませんという自治体もあったりだとか、そういったようなこともあります。

ただ、早い段階で就学時健診より前に学校に上がるというところでの保護者の方との相談だとかというのを、教育委員会の方とか学校側の、学校のことが分かる方と直接保護者の方が話す機会というのがちょっともしかしたら今少ないというところで、いろいろ不安のある保護者がいるのかなと思いますので、そういったようなことは、家庭センターに限らず今現行の私どもの母子保健の部分ですとか、発達支援の療育担当の部分だとかでカバーしていかなきゃいけないなと考えていますので、そういったようなことも、今後、健診も早期に始められるように検討というのはもちろんしてはいきますけれども、療育支援全般というところで、５歳児健診の理念も含めて、本別町として必要な支援がどういう形が一番いいのかということを考えて、今、担当内でというか、関係者とは打合せはしているところです。

あと、保護者の方に関しましても、例えば５歳児健診は全員国の補助金の基準としては、全部の対象者、対象児を呼ぶというところを前提にしているんですけども、既に療育につながっている方とかが改めてまた健診に行くという必要性を保護者の方が感じないので、受診率が低くなるんじゃないかというような懸念も、自治体側からは結構出されていまして、そういうのも含めて、うちでやる５歳児健診がどういう周知をして、どういう形でやるのが一番いいのか。目的としましては、療育が必要なお子さんが埋もれないようにというか、早めに、見つけるという言い方もあれですけど、早めに気づけて、保護者の方がちょっと不安だなって思ったところにタイムリーに関わるということができればいいと思いますので、そういったようなことがうまくできるように、今検討しているところなので、また、こういう形でうちのまちはやりますということが決まりましたら、住民の方たちはもちろんですけれども周知をしていきたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　体制の構築に向けての今後の取組について伺いました。

現在、療育指導を受けている子どもたちを対象とするかどうかという点でもお話をされておりましたが、私は全員対象にして、５歳児時点での専門的な知見から、いろんな多角的から見るということが大事なので、専門の多種多様な先生から見ていただいて、基本的な生活習慣ですとか、現代的な課題、メディアに対しての付き合い方ですとか、そういう簡単な指導もそうですが、健康面ももちろんそうですけれども、そ

れを受けるためには全員を対象として、５歳時点での支援を継続されている方も含めて受けるべきだと思いますが、その点についての考えを伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　前佛健康管理センター主幹。

○健康管理センター主幹（前佛友子）　ただいま議員のおっしゃったように、やっぱり３歳児健診ではなく、５歳児の対象者に合ったというか、今出ていましたけど、メディアの問題だとか生活習慣のことだとか、やっぱりその年齢でお伝えしたいというか、そのときに保護者の方に考えていただきたい生活習慣のことですとか、いろんなこともあるので、もちろん全員の方に来ていただけるのがいいとは思いますが、来ていただくためにも事前の周知ですとか、保護者の方がちゃんと納得して来られるといいますか、同意が取れるような形で進めていけるように検討していきたいと思います。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　１問目を終わりまして、２問目に移りたいと思います。

それでは、通告しておりました２問目。

質問事項。

住民を巻き込んだゼロカーボンシティの推進を。

質問要旨。

２０２４年３月に本別町ゼロカーボンシティ宣言を行ないましたが、その後の取組が町民に伝わっていません。エネルギー価格の高騰による家庭における電気料金の負担を軽減し、家庭での省エネルギーの促進や温室効果ガスの排出を削減するため、本別町民を対象に、省エネ性能の高い家庭用電化製品の購入支援などをするべきです。

要旨の明細。

１つ目に、町民への省エネ家電等の補助制度と取組に向けた情報提供の側面からのインセンティブを充実させることで、家庭でのCO_2削減につながり、推進を加速させると思いますが、考えを伺います。

２つ目に、省エネ行動や家電の買替え等により、どの程度電気代が安くなるかなどのお得感や、環境への配慮について具体的な効果や目標値を示し、町民へ伝えるべきと思いますが見解を伺います。

３つ目に、家庭での太陽光パネル設置では、蓄電池の耐用年数が短いことや高額であることから進んでいないと聞きます。蓄電池補助も検討していくべきと思いますが、見解を伺います。

質問の相手、町長、一問一答細目方式はありません。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　藤田議員より御質問のありました２点目の住民を巻き込んだゼロカーボンシティの推進をについて答弁させていただきます。

２０５０年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティの実現

に向けて、本町では昨年度地球温暖化対策実行計画を策定いたしました。温室効果ガス削減目標としましては、最も排出量の多い二酸化炭素をターゲットとし、２０１３年度を基準年度として定め、２０３０年度の中期目標としてマイナス４６％を掲げたところであります。

なお、基準年度における主要部門別の二酸化炭素排出量の割合といたしましては、産業部門が６３．６％で最も多く、次いで運輸部門が１４．５％、３番目に家庭部門で１２．６％、最後は業務その他部門で割合は９．３％となっておりまして、二酸化炭素の総排出量は１６０．６トンCO_2となっております。

また、中期目標でありますマイナス４６％を達成するためには、２０３０年度の推計二酸化炭素排出量から、さらに２４．６トンCO_2以上の削減が必要となることから、これらを再生可能エネルギーの導入により目指すこととなったところです。

この世界規模の取組でありますゼロカーボン事業におきましては、ゼロカーボンシティの宣言の際に明記しており、町民・事業者・行政が一体となって取り組むことが重要なことから、全体的な取組の方向性を、まずは各種業界団体から構成されるＳＤＧｓ・脱炭素推進協議会で検討されるべきと理解しております。あくまでも当該宣言の目的は二酸化炭素排出量を削減し、カーボンニュートラルの世界を実現することであります。そのための重点取組の一つとして生活様式の脱炭素化があると、昨年度策定いたしました計画に盛り込んでおります。省エネルギー性能の高い家電製品の購入支援は、その削減手段の一部であることから、手段が目的とならぬよう省エネルギー機器導入の支援については、慎重に判断しなければならないと考えております。

また、これら省エネルギー設備や再生可能エネルギー関連の設備機器導入に関しましては、一部の高額所得者だけが対象となる可能性があり、本来目的の削減推進につながるか否か見極める必要があります。今後は、省エネルギー設備や再エネルギー関連設備機器導入がなされた場合の効果検証を経て、家庭部門における削減効果が高い結果が出され、かつ推進協議会で合意形成がなされた場合には、各種設備等の購入支援の検討を進めたいと考えております。

しかし、藤田議員の御指摘のとおり、ＳＤＧｓやゼロカーボン事業の取組につきましては、町民の皆様方にまだ浸透していないことを理解しておりますので、まずはその活動を重点的に行なう必要があると考えております。町全体で環境への配慮や脱炭素化に向けた行動が自分ごととなるよう取り進めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　ここで暫時休憩いたします。

午後３時４７分　　休憩

午後４時０５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

藤田議員。

○７番（藤田直美）　それでは、再質問させていただきます。

脱炭素という長期的課題への内で検討に必要な庁内組織内のＧＸ人材を育成するための教育については、どのように考えているのか。現在、先ほども言われたように、ＳＤＧｓ未来都市に選定され、専門人材や研究調査に国から多額の補助を受けております。その３年の事業も２年目となり、具体的な取組として、町民に理解されていないという見解もお持ちであります。

さきの議員への答弁からも、４つの事業についても、何が脱炭素の取組でどんな効果があるのか、分かりやすく説明してほしいと町民からの声もよく聞いております。町民への再生エネルギーの醸成も考えていると御答弁もあったところですが、看板設置や勉強会だけではなかなか進まないと思いますが、具体的内容について伺いたいと思います。

また、省エネ家電補助等については、一部の取組でそれが目的とならないようにというようなお言葉もございました。この省エネ家電補助は、エネルギー価格高騰による町民への影響軽減、地球温暖化対策プラス意識醸成も目的にするべきだと思っております。エアコンの買替えや新規での購入は季節的なものがあり、今後考えている人に省エネ家電にしてもらい、社会課題に貢献してもらうと。勉強会では限定的になってしまうのかなと思うところですが、全町民を対象に、意識醸成のためには一番分かりやすい情報発信や勉強になると私は考えますが、効果を数値にするということですが、この家電にすれば１時間使ったらこれぐらいの削減になるんだよ、１時間使うのをやめるとこれぐらいの削減になるんだよとか、そういう周知も、分かりやすい周知が町民は求めているのではないかなと私は考えていますので、この辺についての見解を伺いたいと思います。

３番目の部分ですが、省エネ家電によるエネルギー使用量の削減については、一定の効果があるという見解もお持ちであると思いますし、本別町では太陽光パネルの導入支援はありますが、住宅用スマートエネルギー関連システム設置補助をしている自治体があります。この関連システムというのは、太陽光発電システムに加え燃料電池や蓄電池システム、太陽熱利用システム等々ですが、設置費用や更新に係る費用が高額であるため、設置や利用効率が悪くなっていると聞きます。一部のお金持ちの方だけに限定することではなく、住宅を設置したときにそういう機器を設置された方もいますし、今後、また新たな技術の対応も必要となってくると思いますので、特に蓄電池や初期の導入のものは、耐用年数による更新時期を迎えて、なかなか替えられないという方の声も増えてきております。災害に強いまちにするためにも、再生可能エネルギー設備の導入拡大のため、幅広い支援をするべきと思いますが、取組が遅いと感じておりますが、その点の見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えをいたします。

まず、ＧＸ人材の教育というところですけども、そういったことは取り組んでいないというのが現状です。ただ、ＳＤＧｓ脱炭素推進協議会というのを掲げていますので、そこには民間団体もそうですし、コンサルでそういう省エネ、再エネのコンサルも入っていますんで、そういったところでは、いろんな考え方ができるのかなと考えております。

それと周知の関係なんですけども、看板ですとか勉強会だけでは周知が足りないよというところでございます。これにつきましては、昨年度も広報のほうで４回ほど脱炭素の関係で、特集記事を掲載させていただいています。今年度も８月から、隔月にはなるんですけども、もうちょっと分かりやすいような、例えば議員言われたような、こういった効果があるんだよといった、そういう町民に分かりやすいような、そういう周知をしていければなと考えております。

あと、省エネ家電ですとか再エネの設備の関係なんですけども、当然導入すれば効果はあるのかなとは考えていますけども、先ほども町長のほうから答弁させていただきましたけども、やっぱり一部の高額所得者の取組になってしまうのかなと、議員が言われる全体的な取組というところには至らないのかなというところも、ちょっと考えているところでございまして、ちなみに太陽光発電も町のほうで補助を出していたんですけども、令和３年以降、申請がないといった、高額だからというのもあるのかもしれないですけども、もともと住宅新築されたときに設置する方が多いと伺っていまして、なかなか住宅の建設費も高騰しているということで、それがなかなか難しいのかなというところで捉えているところでございます。以上でございます。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　コンサルのお話もございましたが、先日も議決を行ないましたＳＤＧｓ未来都市全体マネジメント事業として、委託事業者へ令和５年から３，０００万円以上かかっております。町内有志によるＳＤＧｓ未来都市実行部隊、ａｎｄほんべつ運営事業へ６５０万円、先ほども説明ありました、サテライトオフィス運営事業として、人件費１人分、その他パソコン等で３００万円というような、全体で６５０万円という補助をしています。これについては、今後すばらしい計画と実行がされると期待しているところですが、脱炭素の取組が地域にとって、とてもメリットであることが重要であると思いますが、町民全体に直結する、肌で感じられる取組となっているのか、その点の見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長。

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

令和６年の３月にゼロカーボンシティの宣言を行なっております。令和６年度につきましては、まず町の実態を把握する必要があるということで、実行計画を策定をしております。令和７年度に入りまして、６月に議決いただきましたけども、補正予算で、全体マネジメント事業等の経費も計上しているところであります。

そういったところで、そういうコンサルも使いながら町民が、町民がというのですかね、この取組自体が本別町だけの取組ではなくて、世界の取組と私は認識していますんで、そういったことで一人一人がそういう意識を持つということが大事かなと考えています。

脱炭素のＣＯ$_2$削減については、なかなか皆さん節約されて生活されていると思いますんで、これから極端に排出量が減るということは考えられないのかなと思っていますんで、そういった意味では、例えば森林資源を使って吸収といったような取組も必要になってくるのかなと考えているところです。以上です。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　ただいま、現在も皆さん節約をしているから、物価高騰であるからということだと思いますが、省エネ家電を使ったから極端に減るわけではないというようなお答えもあったと思いますが、それでは意識の醸成はなかなかできないのかなと思いますし、そうではなく、その中でも物価高騰であるから省エネ家電を使って消費電力を少なくしましょうということで、私は提案させていただいております。そういう観点からお答えいただきたいのと、また新たな取組とかいうことで、いろいろな幅広い支援、新たな技術というのも出てきております。そういうことも考えながら、世界的な観点で考えているから本別町ではこれをやっているんだということで大きなお金をかけてやっているのではちょっと、町民の方に一番理解していただかないと駄目なことではないかなと思います。身近な、私たち生活者から取り組んでいかなければならないのかなと思います。例えば、先進的にといいますか、そういう姿勢を見せるのであれば、庁舎内で車の更新があったときにＥＶ車に替えていくですとか、そう先頭を切ってそういう姿勢を見せてやっていくべきかなと思いますし、今やっていることは本当に見えていないということで、その成果とかがいつになったらどういう形で見えてくるかというのを、きちんとお示しいただかないと、全く分からない状態でいけないというところから、まず町民に直結するところから、こういう省エネ家電を利用する、そういうことでお得感、私の最初に書いたインセンティブですね、どちら側でも環境の部分でも、生活の部分でも、町民の部分でもそうですけども、そういう観点からインセンティブを考慮した取組が必要ではないかと考えております。その点についての見解を伺いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　野崎未来創造課長

○未来創造課長（野崎昌也）　お答えいたします。

意識の醸成というところが、私、今一番大事なところかなと考えております。最初の答弁でもありましたけども、まずそういう町民全体の取組になるように、議員言われたお得感ではないですけども、そういったことを町民一人一人に理解していただいて、その上で例えば省エネ家電ですとか、再エネの設備ですとか、そういったところがどのぐらい効果があるのかというところを含めて、脱炭素の推進協議会のほうで、

これから取組を進めていければなと考えているところです。

当然、行政と町民と事業者全て一体とならないとなかなか難しい事業でもありますんで、そういった意味では、例えば公用車の入替えについても、そういったＥＶ車ですとかハイブリッドですとか、そういったことも検討しながら進めていければなと考えています。以上です。

○７番（藤田直美）　終わります。

○議長（篠原義彦）　次、３番丑若浩行議員。

○３番（丑若浩行）　議長の許可を得ましたので、通告済みの１問について質問を行ないます。

質問事項。

若者が住みやすいまちに。

要旨。

町内の若者が就職、結婚などを機に居を構えようとするとき、それまで入居していた公営住宅では条件が整わず、退居する事例が見受けられます。公営住宅に限らず、賃貸住宅などの入居に当たり、様々な支援が必要と考えますが見解を伺います。

要旨の明細。

現在、本別町では本別町移住定住促進支援事業を実施しており、一定の成果がありますが、この制度は、町内事業所・農場等に新規採用された人や、移住し起業を目指す人が対象です。

また、住宅取得助成事業、住宅改修等助成事業等、住宅取得・改修のための事業も実施されているところでございますが、昨今の物価高騰により若者が取得に踏み切れない状況にあります。農業の後継者であっても同様です。若者がこのまちでしっかり腰を据えて家庭を持てる財源を確保できるまでの間、支援をしていく必要があると考えます。

①住む家が決まらないため、結婚に踏み切れない方もおります。定住対策として家賃補助なども検討し、本別町の礎となっていく若者たちにさらなる支援が必要と考えますが、見解を伺います。

②公営住宅では入居条件を国が定める公営住宅法に基づいていることは理解していますが、詳細な要件や運用は各地方公共団体の判断に委ねられています。また、現在の入居条件は物価高を加味しても時代遅れと思われます。裁量階層でも２１万４，０００円以下、これでは子どもを育てることはできません。入居したときは独身で収入も低い状況でも、家族を持ち世帯収入が高くなれば、家賃等の条件で退去せざるを得なくなります。そのような入居者から相談はなかったか、あれば、どのような内容なのか伺います。

また、公営住宅は常時入居者募集を行なっています。有効利用も兼ねて、子育て世代への入居条件の緩和など必要と考えますが、検討の余地があるか、考えを伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長、御登壇ください。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　丑若議員より質問のありました、若者が住みやすいまちに、について答弁をさせていただきます。

令和４年度から開始しました移住定住促進支援事業補助金につきましては、議員御指摘のとおり、主な対象者は移住者となっておりまして、移住の際の支援補助や移住を促進するための支援の意味合いが強い制度となっております。

また、住宅取得助成事業や住宅改修等助成事業につきましては、平成２６年８月から、本別町総合計画推進委員会設置規定に基づき、推進委員会の下部組織として定住対策プロジェクトチームを設置し、このプロジェクトチームから生まれた事業となっておりまして、これまで多くの町民の皆様に御活用をいただいたところであります。

令和６年度からは、定住対策のみならず子育て世帯への支援や、空き家対策の一端として支援事業の募集を再開し、昨年度は住宅取得助成事業に８件、住宅改修等助成事業に３５件の応募があり、同件数を助成させていただいているところであります。

しかしながら、将来を担う若者の支援、定住に対する施策は移住施策と表裏一体で進めることが肝要でありまして、これらの取組を強化すべく、現在検討中であります。

具体的には、先ほど御説明いたしました定住対策プロジェクトチームにおきまして、次年度予算に反映できるよう現在検討を進めているところであります。

２点目の御質問についてでございますが、まず、公営住宅は、住宅の困窮する低所得者に対して、低廉な家賃で住宅を供給することを目的としていることから、入居できる所得の基準を法律に基づいて条例で定めることとされております。

本町では、その基準額について、障がいのある方がいる世帯、入居者が６０歳以上で、同居者のいずれもが６０歳以上または１８歳未満の方の世帯、小学校就学前の子どもが同居する世帯など、特に居住の安定を図る必要がある裁量階層と言われている世帯では、月額２１万４，０００円以下、裁量階層以外の世帯は、月額１５万８，０００円以下と定めているところであります。

また、入居されている方の所得が高くなり、この基準を超えてしまうと収入超過者となり、通常の家賃算定とは異なり、近傍同種の住宅の家賃を基準として算定されることから、高額な家賃になってしまう状況にあります。

ただいま御質問いただきました、そのような入居者から相談はなかったのか、あれば、どのような内容なのかについてでございますが、若者世帯に限らず、収入超過者となり、家賃が高くなった方からは、これまでに数件問合せをいただいているところであります。

内容といたしましては、家賃が高くなった理由、農業者の若者世帯への家賃に対する支援の要望など、ただいま丑若議員からいただいた御質問と同様のお話も伺っているところでございます。

入居者の方から、このような相談があったときには、その都度、家賃算定の方法な

ど、制度の説明をさせていただきながら、御理解を求めているところでもあります。また、子育て世代への入居条件緩和など検討の余地があるのかという質問につきましては、法律の範囲内で町が検討できる部分としましては、まず１点目ですが、裁量階層世帯の範囲につきましては、入居者の心身の状況または世帯構成、区域内の住宅実情、その他の事情を勘案し、特に居住の安定を図る必要がある場合につきましては、町が条例で定めることとされているため、裁量階層世帯の範囲を拡大できるものと考えております。

次に、２点目ですが、裁量階層世帯の所得基準の部分につきましては、国が定める金額以下で、町が条例で定めることとされており、町が定めています月額２１万４，０００円に対し、現在、国が定めています金額は２５万９，０００円までであるため、その金額まで基準額を引き上げることは可能と考えております。

町といたしましては、今後も子育て世帯の支援や、定住の促進などを図っていく必要があると考えているところでありますので、この２点の条件の緩和につきましては、検討を重ねながら前向きに進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　丑若議員。

○３番（丑若浩行）　町長は、直接関係ないかもしれませんけれども、一部報道で少子化対策を進めると明言されております。やはり住むところがなければ、家庭を持ってしっかり定住するという形にはなりませんので、音更町は公営住宅以外でも子育て世帯に最長６か月間補助するという形を取っておりますし、また、北見市では新婚世帯の要件緩和が行なわれております。こういう先進事例を倣って、ぜひ本別町の礎となる若者をしっかりと支援をしていただきたいと思います。

また、公営住宅に関しまして、今、町長のほうから前向きに検討したいという御答弁をいただきましたので、期待しつつお待ちしております。

１番目に関して、家賃支援、公営住宅、どうしても高くなってしまったよ、民間に移らなければいけないレベルの価格差がついてしまった。そういう場合、やはり住宅取得または住宅改修の資金がたまるまでの間は、やはり期間限定でもよろしいので支援が必要かなと私は考えるところでありますが、考えを伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　丑若議員の再質問について答弁をさせていただきます。

まず、公営住宅の部分でございます。先ほども答弁申し上げましたが、本町の場合ですと、裁量階層世帯の範囲もお話をさせていただきましたが、ここの部分につきましては、今、月額２１万４，０００円というところでございまして、国が定めています金額は２５万９，０００円。本町は２１万４，０００円で今運用させていただいていますが、子育て支援、大切なことでありますので、こういった部分を国の上限まで引上げをしたいと、私は今考えているところでございます。そういったこともひっくるめ

て、今、音更町のよい事例も御紹介いただきました。やはり少子高齢化に対応するためには、本別町、今後どのような施策が必要なのかということにつきましては、私が今構想といいますか、思っておりますのは、結婚の段階から出産、入学そして進学、さらには進路までつなぎ目ない支援策が必要だろうと思っておりまして、そこに重点的に町の施策を投じていく、そのような構想を今考えているところでございますし、それに併せまして、住宅環境がどうであるのか、それを検証しながら、公営住宅は緩和をしながら入りやすくしてまいりたいと思っているところでございますが、公営住宅のみならず、町内には空き家等もございますので、その辺の活用を今後どのようにしていけば、市街の集約的な住居環境の中で買物も近く行ける、そして医療関係にも行ける、そういったことも考えながら、若者対策と併せまして高齢者対策もしっかりとやってまいりたい、そう考えておりますので、御理解を賜りますよう申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（篠原義彦）　丑若議員。

○３番（丑若浩行）　１番目のほうでございますけれども、私、笑われるかもしれませんが、結婚も移住と同じ、本別町で居を構えて結婚されるということは、人数が増えるということですから、十分に支援をお願いしたいところであります。

２番目の公営住宅に関しましてですが、この先、人口減少どんどん進んでいきます。公営住宅も空きが常時あって、募集をかけている、そういう実情もございますので、最大限、町民の方が利用しやすい体制を取っていただきたいと思いますが、考えをもう一度確認のため伺います。

○議長（篠原義彦）　佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）　再質問について答弁をさせていただきます。

今、結婚のお話も出てまいりましたが、やはり農村地区の担い手の部分につきましては、今、農業委員会のほうで、グリーンサポートセンターの中でそういった事業をしっかりと取り組んでいただいておりますので、そちらのほうを見守っていきたいなと思ってございますし、また、サポートセンターにも積極的に町が関わりを持っていきたいと考えているところでございます。

公営住宅、住環境につきましては、公営住宅はやはり条例等がありまして、なかなか難しい部分もありますので、仮に公営住宅でなくても民間の住宅等々もございますので、そこらをうまく活用しながら、町民の皆さんが求める住宅を提供できる、そういった方策も今後検討してまいりたいと考えておりますので、そちらのほうを施策の中の重点項目として取上げをしながら、町政を運営してまいりたいと考えておりますので、そこを申し述べ、答弁とさせていただきます。

○３番（丑若浩行）　終わります。

◎散会宣告

○議長（篠原義彦）　以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後４時３５分）

令和７年本別町議会第２回定例会会議録（第３号）

令和７年６月１３日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第　１	議案第５２号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　２	議案第５３号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第　３	議案第５４号	辺地総合整備計画について
日程第　４	議案第５５号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第４回）について
日程第　５	発議第　３号	本別町議会会議規則の一部改正について
日程第　６	発議第　４号	本別町議会委員会条例の一部改正について
日程第　７	同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　８	意見書案第２号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第　９		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）
日程第１０		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 （閉会中の継続調査申出書）
日程第１１		議員派遣の件

○会議に付した事件

日程第　１	議案第５２号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第　２	議案第５３号	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第　３	議案第５４号	辺地総合整備計画について
日程第　４	議案第５５号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第４回）について
日程第　５	発議第　３号	本別町議会会議規則の一部改正について
日程第　６	発議第　４号	本別町議会委員会条例の一部改正について
日程第　７	同意第　１号	固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件
日程第　８	意見書案第２号	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書
日程第　９		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 （総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会）

日程第１０　　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書）
日程第１１　　議員派遣の件

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠　原　義　彦	副議長	１１番　高　橋　利　勝
	１番　宮　本　やよい		２番　加　藤　徹　己
	３番　丑　若　浩　行		４番　水　谷　令　子
	５番　梅　村　智　秀		６番　石　山　憲　司
	７番　藤　田　直　美		８番　方　川　一　郎
	１０番　阿　保　静　夫		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木　基　裕	副町長	村　本　信　幸
会計管理者	藤　野　和　幸	総務課長	三　品　正　哉
農林課長	篠　原　順　彦	保健福祉課長	長　屋　和　幸
住民課長	宮　口　淳　哉	健康・こども課長	髙　橋　紀　尊
建設水道課長	加　藤　　勉	企画財政課長	松　本　秀　規
未来創造課長	野　崎　昌　也	老人ホーム所長	前　佛　清　治
国保病院事務長	小　川　芳　幸	総務課主幹	上　原　章　司
建設水道課主幹	小　出　勝　栄	建設水道課主幹	薩　田　尚　文
健康管理センター主幹	前　佛　友　子	総務課長補佐	石　川　雅　康
教育長	高　橋　哲　也	教育次長	武　田　敏　英
社会教育課長	田　野　美　妃	農委事務局長	舛　舘　　憲
代表監査委員	井　出　英　彦	選管事務局長	三　品　正　哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中　川　雅　之	事務局次長	越　後　　忠
総務担当主事	今　井　綾　香		

開議宣告（午前１０時００分）

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから、本日の会議を開きます。

◎日程第１　議案第５２号

○議長（篠原義彦）　日程第１　議案第５２号職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第５２号職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたものであります。

改正の概要につきましては、職員の育児時間の取得する範囲につきまして、これまで１日に２時間の範囲内において取得できたものにつきまして、新たな措置として、１年に１０日相当時間数の範囲内で１日当りの上限時間数なく育児時間を取得できる措置を追加し、その取得方法につきまして当該職員が選択できるものとする改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第１９条第１項及び第２項」を「第１９条第１項から第３項まで及び第５項」に改める。

この改正につきましては、法律の改正に伴う引用条項の改正であります。

第１７条第２号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「(以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。)」を「を除く。次条において同じ。)」に改める。

この改正につきましては、部分休業をすることのできない職員の除外規定につきまして、これまで一定の勤務日数及び勤務時間数を満たすことを規定しておりましたが、この規定を勤務日数のみに規定する改正であります。

第１８条の見出し中「部分休業」を「第１号部分休業」に改め、同条第１項を次のように改める。

育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。

第１８条第２項及び第３項中「部分休業」を「第１号部分休業」に改める。

第１８条の次に次の４条を加える。

第２号部分休業の承認。

第１８条の２、育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

第１号、１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき、当該勤務時間の時間数。

第２号、第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき、当該残時間数。

この規定につきましては、改正概要でも説明させていただきました、取得の区分が２種類となったことに伴い、その承認方法についても、それぞれの定めが必要となるから追加するものでございます。

育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間。

第１８条の３、育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間。

第１８条の４、育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

第１号、非常勤職員以外の職員、７７時間３０分。

第２号、非常勤職員、当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間。

この規定につきましては、これまでの育児時間につきまして、暦の概念がなく、育児する子が小学校就学前まで取得できる制度でありましたが、新しい区分におきまして１年で取得できる時間数においても規定されたことから、この明文規定を設けたものであります。

育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情。

第１８条の５、育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

この規定につきましては、あらかじめ申請した取得区分につきまして、変更できる事情についてを規定するものであります。

第１９条中「職員が」の次に「育児休業法第１９条第１項に規定する」を加える。

第２０条を次のように改める。

部分休業の承認の取消事由。

第２０条、育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。

この規定につきましては､取消をできる事由につきまして規定するものでございます。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

経過措置。

第２項、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の職員の育児休業等に関する条例第１８条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

この規定につきましては、条例施行が１０月１日であり、年の半分が経過していることから､施行時において付与日数等についてを２分の１とすることを規定しております。

以上、議案第５２号についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第５２号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第２　議案第５３号

○議長（篠原義彦）　日程第２　議案第５３号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第５３号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のとおり改正するものとする。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部改正に伴い、条例を改正する必要が生じたのであります。

改正の概要につきましては、時間外勤務の制限を受けることができる育児を行なう職員につきまして、その育児を必要とする子の年齢要件の緩和及び仕事と介護の両立支援について、活用しやすくなるよう制度の個別周知と意向確認についての責務を規定する内容を追加する改正となっております。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項中「第１８条の２第１項」を「第１８条の３第１項」に改める。

第１８条の３を第１８条の４とし、第１８条の２第１項中「申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。)」を「請求等」に改め、同条を第１８条の３とする。

この改正につきましては、次の条の追加に伴います条の繰り下げ及び引用先、字句整理を行なっているものであります。

第１８条の次に次の１条を加える。

妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等。

第１８条の２、任命権者は、職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第１１号）第２１条第１項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

第１号、申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置。

第２号、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第３号、職員の育児休業等に関する条例第２１条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置。

第２項、任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

第１号、対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置。

第２号、育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第３号、対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置。

第３項、任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

この規定につきましては、改正概要でも説明させていただきました、個別周知と意向確認についての責務を規定する内容を追加するものでございます。

附則。

施行期日。

第１項、この条例は、令和７年１０月１日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

経過措置。

第２項、任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

この経過措置につきましては、本条例施行前においても、改正後の条例第１８条の２第２項の規定を適用することができるものとする内容となってございます。

以上、議案第５３号についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第５３号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第３　議案第５４号

○議長（篠原義彦）　日程第３　議案第５４号辺地総合整備計画についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第５４号辺地総合整備計画につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

辺地の総合計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条第４項に基づく知事との協議の上、議会の議決を経てこれを総務大臣に提出することになっております。

本案の本別町押帯辺地及び美蘭別辺地につきましては、令和６年度で計画期間が終了したことから、今期令和７年度から令和１１年度までの５か年計画を新たに策定し、北海道と協議中のところ、５月７日付けで知事との協議が整いましたので提案をするものでございます。

それでは、議案第５４号の次のページ、総合整備計画書により説明をさせていただきます。

まず、本別町押帯辺地でございますが、１、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

２、公共的施設の整備を必要とする事情ですが、次のページを御覧ください。

朗読により説明とさせていただきますが、括弧書きは省略させていただきます。

（１）道路。

①町道道路改良事業。

本別町が管理する道路は４８４路線､延長４５９.８キロメートル､全体舗装率５６％、未改良率４４％であり、未改良部では乾季の風じんが甚だしく、降雨・融雪時には路盤が軟弱化して通行に支障を来しています。また、舗装部も冬期間の厳しい気象条件から凍上融雪により舗装の損傷が激しく、車両の通行に支障を来しています。住民の安全かつ安定した道路の確保のため、計画したものです。

②橋りょう長寿命化補修架替事業。

本別町が管理する橋梁は現在１５０橋あり、このうち建設後５０年以上を経過した橋梁は約９％みられ、２０年後には約６９％まで増加します。今後急速に増大する老朽化橋梁を、計画的、効率的に保全するため平成２４年１２月に策定し、平成３１年２月に更新しました本別町橋りょう長寿命化計画に基づき、橋梁の適切な補修、架替を行なうことで橋梁の長寿命化とコスト縮減を図り、将来にわたり安全安心な道路網の確保のため計画したものです。

（２）除雪機械、除雪トラック更新事業。

更新対象車両は、平成２４年度に購入し現在に至っておりますが、耐用年数も近く、老朽化が進み車両の傷みもあり限界がきている状況から、今後の効率的な活用と維持費の軽減及び安全運行を図るため、更新を計画したものです。

前のページにお戻りください。

３、公共的施設の整備計画ですが、施設名、道路、町道道路改良事業他１事業、事業主体名、本別町、事業費６億円、財源内訳、特定財源３億７,２９０万円、一般財源２億２,７１０万円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額２億２,７００万円、施設名、

除雪機械、除雪トラック更新事業、事業主体名、本別町、事業費７,０００万円、財源内訳、特定財源４,６６６万６,０００円、一般財源２,３３３万４,０００円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額２,３３０万円とする内容でございます。

１枚おめくりください。

本別町美蘭別辺地でございますが、辺地の概況は説明を省略させていただきます。

２、公共的施設の整備を必要とする事情ですが、先ほど説明いたしました押帯辺地と同様のため説明を省略させていただきます。

３、公共的施設の整備計画ですが、施設名、道路、町道道路改良事業他１事業、事業主体名、本別町、事業費１億５,０００万円、財源内訳、特定財源９,３２２万５,０００円、一般財源５,６７７万５,０００円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額５,６７０万円、施設名、除雪機械、除雪トラック更新事業、事業主体名、本別町、事業費７,０００万円、財源内訳、特定財源４,６６６万６,０００円、一般財源２,３３３万４,０００円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額２,３３０万円とする内容でございます。

以上、議案第５４号辺地総合整備計画の提案説明に変えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは、除雪機械、除雪トラックの更新事業についてお伺いをいたします。事業費７,０００万円ということで、一般財源も２,３３３万４,０００円というところで高額となっているところからお伺いをいたします。

こちら平成２４年に購入し、老朽化が進み車両の傷みもあり、限界がきている状況ということでございますが、まず直近の修理や故障の実態等がどのようなものとなっているのかという点、また車両の傷みもあり限界がきているというところですが、具体的にどのような状態なのかという点についてお伺いをいたします。

また、更新対象車両または更新予定車両について、車格やその種類等を、どういうような車両となるのかという点、具体にイメージできるようにお伺いするのと、また可決後の更新の時期等についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

除雪機械、トラック更新の部分でございますけども、現在所有している部分、ダンプトラックについては３台所有しているところでございます。ここに載せている部分は、その中でも一番古い部分ということで、平成２４年式ということで１３年ぐらい経過しているという状況でございます。

事業費については７,０００万円ということで計上させていただいておりますが、基本的にはそのトラック１０年から１５年程度、今までも使ってきた中で、更新ということで進める計画になってございます。

このほかにもあと２台ございますが、２６年式、３１年式ということでございますが、まずこの部分の今、更新の対象となっている部分、故障としましてはやはりエンジンの

スターターの部分のかかりが悪くなるという部分、またトランスミッション、トランスギアの摩擦等、あとオイルの漏れだとかっていう部分の修理、修繕が多少なりとも起きているところが多いかと思われます。

また、あと何年かに１回タイヤ、除雪と冬タイヤ、夏タイヤの更新という部分でもかなり大型車ということで金額のほうかなりかかる部分もございます。そういう部分について、かかっているということになります。

また、車両については更新ということでは今のところ考えているのは、今お話ししましたダンプトラック３台と歩道用の除雪車、乗せてやる部分の更新ということで、車種についてはそのような部分が今後考えられるのかなと思ってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１０時２５分　　休憩

午前１０時２７分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

先ほど私の説明の中で、機種の台数と自分たちの今現在持ってる部分ということで総台数のほうお話しさせていただいた部分については、ちょっとこの部分の中で求めている部分、今押帯辺地であれば１台、また美蘭別辺地のほうで１台という、今後５年間の中で１台ずつ更新をしていきたいと考えております。

それで更新の時期という部分につきましては、今後５年間の中で使用距離等を見ながら考えていきたいと思ってございます。

また､ダンプの車両の大きさですけども､１０トン級ということになってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　改めてこれ７,０００万円の、ここでは１台ということでいいんですよね。その他の更新予定もあるけれども、ここでの提案は１台ということでよろしいですね。

その上で現在のその状況、いわゆる車両の傷みや限界がきている状況という部分について、スターターのかかりが悪い、オイルの漏れがある、あとミッションっていうのはミッションの不具合、これは乗せ換え等したのか、それともする必要があるのか、またオーバーホール等をしたのかという点、そういう修理が続いてるよということなのが、未修理の状態で今そういうような不具合を抱えているよというところなのか、お伺いをいたします。

また、こちら先ほども述べましたけども、事業費７,０００万円で、一般財源でも２,３００万円、約２,３００万円と高額ですよねというところで、仮に今出てる状況のそのミッションの不具合等、仮にこれミッション乗せ換え等したとしても、いろんな方法もありますし、昨今部品や工賃も高くなっておりますけども、それでも数百万、二、三百万円とかで済みませんかね。７,０００万円もかけて更新する値が、必要性があるのかと

いう点、もうちょっと詳しく説明いただかなければ判断ができないところなんです。

１０年以上使っていて除雪等、そうした特定の作業に使っている車、そうした使途の車が傷むよというのは十分私も理解できるんですが、例えばフレームの腐食ですとか、そういうね、車両の躯体に、構造部分について大きな影響が多々ある等であれば修繕、ほぼほぼ難しいというのは理解できるんですけども、スターターのかかりが悪い、直せばいいじゃないですか、電装部品ですから。ミッションが悪ければオーバーホールするなり乗せ換えるなりすればいいですし、オイルの漏れがあるのであれば、それ箇所にもよると思いますし、程度にもよると思いますが、一定程度の漏れやにじみであれば許容範囲であるでしょうし、いわゆる路面等にぽたぽた垂れるようなものであれば、そこについては修繕修理していくのでいいんじゃないでしょうか。あとタイヤの更新、これは消耗品ですから、新車であろうと中古車であろうと、走行距離に応じてタイヤは減りますから、更新したから減りにくいなんてことはないと思いますので、御答弁としては失当なのかなと、ちょっと判断には加味できない部分かなと思って聞いておりました。

その辺含めて、本当にこれどう傷んでいて、どう限界がきているのかという点、７,０００万円の車を買おうとしているわけですから、そこについて詳細御説明をいただきたいです。

現在この更新対象とする平成２４年車は、走行距離どのぐらいで、年間どのぐらいの距離、平均的なもので構わないですけども、使用される車両なのか伺います。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１０時３１分　　休憩

午前１０時３５分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　まず、私のほうからこの今回の計画、どうして計画立てるのかっていう部分のお話をさせていただきたいと思いますけれども、今回計画につきましては、向こう５年間における、これら道路事業あるいは除雪機械の更新に関しての計画を立て、その際、辺地債という有利な財源を確保するためのものだと。ですんで、一応計画上げておりますけれども、実際その間に除雪トラックで言えば大きな故障もなく済むっていう可能性もありますし、次期計画へ車両更新が繰り延べされる場合もありえます。

ただこの５年の中で、大規模な故障が起きて、もうなんていうか、もう修理不能ですっていう場合に有利な財源となる辺地債を使うためには、今回計画を上げておかなければならないというところで、今回提案させていただいたところでございます。

なお辺地債につきましては、事業費の財源充当としまして１００％充当が可能で、後々の地方交付税措置につきましては８割見られているというところですので、今回除雪機械におきましては２,３３０万円の一般財源となっておりますけれども、先ほどの８割交付税措置という状況からすれば、４６６万円が単費になってくると、実質の単費になってくると。仮に大きな故障があった際に、その額を見て例えば５００万円かかるよって

いうような修理だとしたら、じゃあ更新したほうがいいよねという、先ほどの４６６万円と比べて更新したほうがお得になるんじゃないのと、そういったような状況も考えられますので、今回向こう５年間の計画として上げさせていただいたという状況になっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

先ほど修理の内容等、今現在どのような状況なのかという部分で、これから直すものなのか直し終わっているのか、その辺の状況を含めてということがございました。

先ほど言った、特にトランスミッション、ギアの摩擦、オイル漏れ等々につきましては、今まだ修理等はしてございません。ただ、１年間を通じて使用する中で、そういうことも起こり得る、または必ずそう起こっている部分もこれまでの経過でございましたので、そういう部分でお話をさせていただきました。

また、このダンプトラックにつきましては、その年その年と言いましょうか、毎年変わるわけではございませんが、規格だとかニューバージョンに変わっていくというところがございます。そういう中で古くなった車両については、全部とは言いません、物によってなんですけども、もう部品の調達ができないだとかっていうことも車両担当からも聞いてございますし、これらもございます。そういう中でありますので、お話としては付け加えさせていただきます。

それとこの車両等、今どのぐらい走っているのかという部分でございますが、平成２４年式の部分につきましては２１万５，３５１キロ、もう１台２６年式になりますが、現在１８万1,５１５キロという経過になってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　本提案に際して計上しているのは、今松本課長からの御答弁からすると、具体的に更新の予定、必要性というよりも、それに備えるというような意味合いということでの御答弁でございましたので、そのように理解をいたしました。

その上で、では改めて対象となっている除雪トラックの状態ですが、改めて御整理をして御答弁を求めたいんですが、今現時点においてフレーム等のね、大規模な腐食があるとかそういう構造体、軀体の部分について、そういうようなものがあってね、今後使用に耐え得る可能性が低いですとか､電装関係やそうしたミッションやエンジン等のね、そうした主要の構造部品等について、故障が頻発する可能性があるとかっていうようなところがあるということなのか、その辺ちょっと具体にお伺いをいたしたいです。

また、直近その詳細、何年に何月に幾らとかみたいなものまで必要としておりませんが、現在この直近のこの数年の間で、多額なね、修繕費等が出ている車両なのかどうかという点についてもお伺いをいたしたいです。

また、この約１３年使用をしている車で２１万キロ。これはこうした建設系を使途にするダンプや、こういったものじゃない乗用車等の感覚で言えば、もう１０何年使って２０万キロって言ったらもう使えないでしょっていう感覚があると思うんですが、こうした車両というのはそうでもなく、もう本当に４０万キロ、５０万キロ、６０万キロと

走るのが通例ですよね。車両にも当然よりますけれども、そうした中で更新の必要性が出るかもとかっていうのはどなたの判断なのか。例えば、提携してるね、修理工場等のきちんとした国家資格等を有した方々から、これは今後ちょっと使用に耐え得ることは難しいかもよ。次の車検はこうなるかもよ、あと数年ぐらいですね、みたいなことはあるんでしょうかね。その辺どういうような経緯を踏まえた上で更新の可能性等を考えていらっしゃるのかという点、直近の整備履歴や今後の見通し、またその辺の専門家の判断等の有無についてもお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

これらの修繕、今現在特に続いてあるのかないのかという部分につきましては、今現在はこれまでのメンテナンスを含めて直してきて、順調に動いているという状況でございます。

また、これらのどこでそういうのが分かるのかという部分につきましては、このダンプトラック、これ修理工場出した際に車両点検、車検も含めて時期に当然一般の整備をした中で、ほか悪い部分、この部分ということで出てきます。ですから、そういう部分で、その時点で多くかかる部分、今言ったような内容等が出てきたときに対応してきたところでございます。

基本的にはメンテナンスをしながら使ってはおりますが､やはり先ほど動いてる中で、特に冬等であればエンジンをかけたのにかかりが悪い何がしありますので、そういう部分も含めて見ていただく、１回１回修理工場に出すというところでございます。

基本的には悪くなったとき、都度ですね、点検をして進めているような状況でおります。以上です。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　関連質問。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　関連質問ですか。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　もうちょっと小さい声で言っても聞こえます。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　はい。

○５番（梅村智秀）　ただいまお伺いしている中で、更新の必要性の有無等について、専門家等の判断を仰いでいるのか、判断者は誰なのかという趣旨についてお伺いしたところでございますが、そちらについて、整備等については修理工場等によってということで理解をいたしましたが、その辺の更新の必要性とか可能性についての御判断はどなたの御判断なのかという点について御答弁がなかったと捉えておりますので、議長において適切なる措置を求めるものでございます。

○議長（篠原義彦）　加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　もう一度お答えいたします。

最終的に誰の判断という部分で、今梅村議員のほうお話あったと思います。基本的には、うちの車両運転手担当職員の中に整備士を持った職員等の判断がまず最初に出てくると思います。その中でまず各運転手の中で話合いをした中で、最終的には修理工場等に出した中で判断されている。その中で修理をしていっているという状況になると思います。以上です。

○５番（梅村智秀）　議事進行に関する発言です。

○議長（篠原義彦）　はい。

○５番（梅村智秀）　修理の判断ではなくて、この車両の今後の更新の可能性について、これ起こるかもしれないから計画に上がってるわけですよね。ここでの計画で車両の傷みもあり限界がきている状況なんですという断定がある中で、今後この５年間の中で更新の必要性があるかもしれない。だから備える、それに備えるためにここで計画に上げておきたいということが松本課長から御説明がありました。

その更新の可能性、現在約１３年使って２１万キロ使っている車ですと。現況をお伺いしたら、スターターのかかりが悪いとかオイルの漏れがみたいなところで、私からすると軽微な損傷や修理の履歴しかないのかなと捉えていたところなんです。

でも今後５年間で、もうこれ使えないですよ、買い替えなきゃ駄目ですよ、何百万円も１,０００万円も多額の修理費かかるかもしれませんよっていうような助言や、そうした見解っていうのは、修理工場等から示されているのか。それとも担当職員のね、個別の判断等なのかという点についてお伺いをしてございます。これまでの修理の判断ではなくて、更新の可能性、計画に載せるわけですから、更新の可能性があるからこの５年計画に載せていますと。その可能性、起こり得る可能性についてはどなたの御判断ですかという問いです。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１０時４５分　　休憩

午前１０時４８分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

梅村議員からお話しいただいております可能性の部分です、今後の部分ですね。これにつきましては、毎年車検の中で、当然先ほど修理工場のほうに出している中での修理業者様からも、ここ何年かずっとこの話をいただいているところでございます。

ただ、最終的にここで更新しなければならないという判断は、直接町の職員、町のほうでする形となります。以上です。

○議長（篠原義彦）　よろしいですか、はい。

○５番（梅村智秀）　すいません、最終的に役場でね、判断する、それは外部の民間の整備工場にそんな役場の車のね、最終決定権なんてあるわけないですから、そこは十分分かっているんです。外注先の工場がこれは更新できませんよっていう見解を示したとて、それを最終的にどうするかってのは役場の判断じゃないですか。それが最終的に役

場で判断するのは、それは理解しておりますけれども、現在、この平成２４年のこの車両について、じゃあ５年間もたない可能性がありますよっていうことは明快に示されているんですか。どこの業者に示されたんでしょうか。それか、そういう外注先からそこまでのものは示されていないけれども、役場の判断として、これまでのね、車両の修理履歴とかこれまで過去の経験等を総合的に勘案して５年間もたない可能性が十分にあるんだと。だからそれに備えるためにこの計画に載せておこうということなのか。

外部の５年間もたないかもしれませんよっていう判断あったのかどうかという点、あったんであればどちらからあったのか。なかったのであれば、最終的には今私が述べたように役場の所管の担当職員等の判断ということでよろしいのか、その辺を問うてございます。

○議長（篠原義彦）　暫時休憩いたします。

午前１０時５１分　　休憩

午前１０時５２分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

加藤建設水道課長。最後だよ。

○建設水道課長（加藤勉）　お答えいたします。

何回もわたり、大変申し訳ございません。もう一度その部分についてお話しさせていただきます。

どこの判断という部分については、最終的に私たち車両職員の中にはそういう整備士等持った中で詳しい人間もおりますが、基本的には業者様、点検していただいてる業者の方のアドバイス、助言をいただいてということになると思います。

先ほど言ったように、それを言ったからといって業者の責任とはならないですし、当然最終的にはその中で町の判断ということになりますが、これまでに点検を出した中で業者からアドバイス、あと何年ぐらいしたらこれもう駄目になるよねっていう話はいただいた中で、今回この分については載せさせていただいているところでございます。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第５４号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第４　議案第５５号

○議長（篠原義彦）　日程第４　議案第５５号令和７年度本別町一般会計補正予算（第４回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第５５号令和７年度本別町一般会計補正予算（第４回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、給食センター給湯器の故障に伴う修繕費の計上であります。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２８５万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億６２０万２,０００円とする内容であります。

それでは、事項別明細書により御説明いたします。

３ページ、４ページをお開きください。

下段の２、歳出ですが、１０款教育費、５項保健体育費、３目学校給食費、１０節需用費、修繕料、機械器具２８５万４,０００円の増額補正は、学校給食センターの給湯器の操作基盤、冷媒循環系統及び逆止弁の故障により、食器等の洗浄業務に支障を来していることからそれらの部品を交換するものです。

上段の１、歳入ですが、１０款１項１目１節地方交付税２８５万４,０００円の増額補正は、この費用の財源を地方交付税で調整するため計上したものです。

以上、令和７年度本別町一般会計補正予算（第４回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

藤田議員。

○７番（藤田直美）　給食センターの給湯器操作基盤という御説明がございました。

これは耐用年数はどのようになっていて、更新ではなく修繕ということで今回計上されておりますが、そうなった経緯と更新ではなく修繕とした理由、また修繕も高額でございますので､これを修繕することによって今後何年ぐらい対応ができる見込みなのか、その辺も含めて御説明願いたいと思います。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　それでは、藤田議員の質問に答弁させていただきます。

まず、耐用年数のほうなんですが、一応償却資産等の耐用年数に関する表でいくと６年ということになっておりますが、実際こちらの給湯器につきましては、給食センター改築時平成２６年の４月から改築して使用しているもので、１１年経過しているものでございますが、まず更新ではなく修繕とした理由なんですが、こちら今回の給湯器の修繕なんですが、まず給湯器のほう今２台ありまして、今回の修繕はそのうちの１台が故

障したことにより予算のほうを計上させていただいております。

こちら給湯器なんですが、実は令和６年の２月にガスクーラー、ラジエーターの部分が壊れまして、こちら２００万円程度で修繕しております。今回の給湯器の１台分の修繕なんですが、こちらにつきましては電気系統と冷媒系統、要はお湯を作る部分の部品の交換ということになりまして、給湯器としての主要部品の交換になりますので、この部品を交換するのと、あと令和６年に修理もしておりますので、部品としては、中身の主要部品としては新しいものになるということで、その辺業者のほうにも確認いたしまして、今回修繕することによってあと何年使えるかということは、５年１０年とははっきりと申し上げることはできないんですが、相当期間長い期間使えるということで、それとあと更新した場合、１台当たり本当に概算なんですが１,３００万円ぐらいかかるということでしたので、それを比較したときには今回修繕を、高額になるんですが、修繕をして長く使えるということですので、そういう形のほうがいいのではないかということで、修繕という形で予算のほうを計上させていただいております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほかにございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　こちら食器洗浄用のボイラーということでございましたよね。違いました。洗浄用ではない。なるほど。

これ故障したのがいつで、可決した場合はいつ修理が、修繕が完了する予定なのかという点、またこのボイラーの、給食センターにおけるこのボイラーの使途、具体的に何に使われているものかという点について、ちょっとすいません、改めてお伺いをいたします。

こちらの不具合が生じている最中、ボイラーが２台あるということだったので、現場で何て言うんでしょうかね、何か別の作業に追われてるようなことっていうのがあったんでしょうか。このボイラーが故障しているによって、新たな業務が生じてしまったとか、それとも２台で賄っているものが１台、そのうちの１台が故障しただけなので、現場で何か混乱とか、これまで行なっていない作業が生じたりという実情はあったのかという点についてお伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　まず、故障したというかエラー表示が出始めたのが４月、給食始まってから、実際にお湯を使い始めたときからエラー表示が出始めて、以前からもエラー表示は出てたんですが、リセットかければまた普通に使えてたということがあって、そのような形で使っていたんですが、それが頻繁に出るようになりまして、まず最初４月の下旬に設置業者のほうに連絡をしております。設置業者のほうで見てはもらったんですが、原因が特定できないということで今度５月の下旬に今度専門業者のほうに来ていただいて、見ていただいて、そこでいろいろエラーデータとか持って帰って分析していただいて、今回その基盤と冷媒系統の故障だということで見積りのほうは６月の５日のほうに、業者の方から見積りのほう上がってきております。今回予算が通って修理発注したら、夏休み中には修理のほう完了できるということでした。

次に、主な使途、給湯器のお湯の主な使途なんですが、先ほど言われたとおり、主に洗浄のほうに、食器の洗浄のほうになるんですが、給食センター全体のお湯がその給湯器で使われておりますが、主に食器の洗浄の部分で使っているものでございます。

今の状況なんですが、給湯器、先ほど申し上げましたが２台のうち１台が故障したということで、今１台だけでお湯を沸かしているような状況なんですが、どうしても１台だと朝のうちはお湯は出るんですが、だんだん使っていくと温度のほう下がってくるということで、食器の洗浄の部分で不具合といいますか、特に油物とか汚れ落ちが悪いときには、お湯が出ないということで、給食センターのほう１回だけでなかなか落ちないので、それをまた洗うというような作業が別に出てきているところでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　２台で今まで賄っていたボイラーが１台でというところで、実態として不具合も出ているところ、２度洗いのようなことをしなければいけないというような御趣旨でしたかね、御説明としては。そうした現場の負担というのが生じているじゃないですか。それらについて、その現場のね、職員方に対するケアといいますか、教育委員会としてはどう対応しているのか、現場からどのような声があるのかという点についてお伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　武田教育次長。

○教育次長（武田敏英）　お答えいたします。

現場のほうからそういった作業、増えてますので、早く直してくれと言われておりますので、今回予算が通りましたら、早急に発注して修理のほうしていきたいと思っております。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、議案第５５号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５５号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前１１時０５分　　休憩

午前１１時２０分　　再開

○議長（篠原義彦）　休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎日程第５　発議第３号

○議長（篠原義彦）　日程第５　発議第３号本別町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○６番（石山憲司）〔登壇〕　発議第３号本別町議会会議規則の一部改正について提案いたします。

本改正は、標準町村議会会議規則の一部改正に伴い、本町の会議規則を改正するものであります。

５月１６日開催の議会運営委員会にて議論をし、議員協議会に報告した内容であります。

それでは、改正条文を読み上げて提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きについては省略させていただきます。

本別町議会会議規則の一部を改正する規則。

本別町議会会議規則（昭和６２年議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「認めるときは」を「認める場合は、会議に宣告することにより」に改め、同条第３項中「号鈴で報ずる」を「口頭又は号鈴で報ずる」に改め、同項を同条第４項とし、第２項の次に次の１項を加える。

第３項、前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

第３２条に次の１項を加える。

第４項、投票の効力に係る法第１１８条((投票による選挙・指名推選及び投票の効力の異議))第６項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第８５条中「第３２条((開票及び投票の効力))」を「第３２条((開票及び投票の効力))第１項から第３項まで」に改める。

第１０１条の次に次の１条を加える。

資格決定の通知。

第１０１条の２、法第１２７条第３項の規定により準用される法第１１８条第６項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

第１０３条中「外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機」を「コート、マフラー、傘」に改め、「議長の許可を得たとき」を「会議への出席に必要と認められる物であって議長にあらかじめ届け出たものについて」に改める。

附則。

この規則は、公布の日から施行する。

以上、提案させていただきます。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから、発議第３号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、発議第３号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　発議第４号

○議長（篠原義彦）　日程第６　発議第４号本別町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石山憲司議員、御登壇ください。

○６番（石山憲司）〔登壇〕　発議第４号本別町議会委員会条例の一部改正について提案いたします。

本改正は、標準町村議会委員会条例の一部改正に伴い、本町の委員会条例を改正するもので、文言の整理が主な内容となっております。

５月１６日開催の議会運営委員会にて議論をし、議員協議会に報告した内容であります。

それでは、改正条文を読み上げ提案説明に代えさせていただきます。なお、括弧書きについては省略させていただきます。

本別町議会委員会条例の一部を改正する条例。

本別町議会委員会条例（昭和６２年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項中「特別委員会の委員」を「特別委員」に改め、同条に次の１項を加える。

第３項、特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

第７条中第２項を削り、第１項を第２項とし、同条に第１項として次の１項を加える。

常任委員、議会運営委員及び特別委員（以下「委員」という。）は、議長が会議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第７条中第３項及び第４項を削り、第５項を第３項とし、第６項を第４項とし、第７項を第５項とする。

第１２条第２項中「辞任するときは」を「辞任しようとするときは」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。
以上、提案させていただきます。
議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。
○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。
これから討論を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。
これから、発議第４号を採決いたします。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。
したがって、発議第４号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　同意第１号

○議長（篠原義彦）　日程第７　同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
佐々木町長、御登壇ください。
○町長（佐々木基裕）〔登壇〕　同意第１号固定資産評価審査委員会委員選任について同意を求める件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。
令和７年６月２４日をもって任期満了となります本別町固定資産評価審査委員会委員につきまして、本別町勇足２１５番地２にお住まいの山下芳久さんを、人格、識見とも適任と判断し、再任致したく地方税法第４２３条第３項の規定に基づき、議会の同意を求めるため提案した次第でございます。
同意をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。
○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。
（「なし」と呼ぶ者あり）
○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。
これから、同意第１号を採決いたします。
この採決は起立によって行ないます。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立を願います。
（賛成者起立）
○議長（篠原義彦）　起立者１０人。
よって、起立多数です。
お座りください。

したがって、同意第１号は同意することに全会一致で決定されました。

◎日程第８　意見書案第２号

○議長（篠原義彦）　日程第８　意見書案第２号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○７番（藤田直美）〔登壇〕　意見書案第２号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第１４条の規定により提出いたします。

案文の朗読をもって提案の理由とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書案。

北海道の森林は、全国の森林面積のおよそ４分の１を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道において本町と北海道が連携し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

本町をはじめ、道内各地域では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

北海道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

１、地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、新たに策定された「国土強靱化実施中期計画」に基づき、伐採後の着実な植林、適切な間伐、路網の整備や、防災・減災対策の推進に必要な予算を十分に確保すること。

２、森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、ＩＣＴ等の活用によるスマート林業の推進、木材加工･流通体制の強化、建築物の木造･木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・

強化すること。

以上、地方自治法第９９条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

以上、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それではお伺いをいたします。

私自身お伺いをして森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ること、ここについては全くもって異論もありませんし、賛同をしたいと考えておりますが、まず前書きの段落、２番目の上４行目のところ、全国一の森林資源を有する北海道において、本町と北海道が連携し、というところで、最後積極的に推進する責務を担っているという記載がございます。この責務を担っているというのは、これはどこにかかってくる、どこに誰に責務が存在するということなんでしょうか。これは本町ということなんでしょうかね。そこをちょっと明快にお答えをいただきたいなと思っております。

２点目でございます、記書きの２でありますが、後段外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成確保などに必要な支援を充実・強化することという記載がございます。こちらの林業の担い手不足というのは私も認識しておりますし、それ自体に異論はないんですが、ここであえて外国人材も含めたという付記がありますが、ここについては具体的にどういったところをお考えになった上での記載となっているのか、この２点お伺いをいたします。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　梅村議員の質疑にお答えしたいと思います。

責務を担っているという部分ですが、この部分、私のこれは理解ですが、北海道がゼロカーボン北海道の実現ということで、こういう意見書を掲げてまいりました。

北海道構成する構成市町村の一つである本別町も、もちろん森林資源を有している本別町も、こういう取組にこういう意見書を出したりとか、こういう取組に賛同し、一緒に共に積極的にやっていくという部分で、責務という部分ではそういう取組の責任もあるのではないかというところの理解で私はおります。

２点目の外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成という部分ですが、今木材産業のところでも担い手といいますか、人材不足というのがうたわれてまして、本町においてもなかなか森林、林業関係の人材は不足しているっていうお話も近隣町村の方からも聞いておりますので、今後外国人材も雇用をして育成をしていかなければならなくなるのかなという部分では、そういう部分の支援も必要になってくるだろうというところで、充実・強化ということでこういう文言となっております。以上です。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　１点目にお伺いをいたしました責務の部分、これ本町、本別町にかかってくるということでよろしいのかと捉えております。

誤りがあれば御指摘をいただきたいんですが、ではこの本別町にあるこの責務という責任と義務ですよね。これそうした意識を持っていたりすることは当然必要だと思っておりますし、私自身もこのＣＯ$_2$の排出や温室効果ガスの排出抑制というものについて、意識を持って取り組むとか、そうしたところについては全く異論はないんですけども、これ、義務まで本別町ありますかね。その辺なんです。北海道というところ、御答弁からですけども北海道という広域自治体ですよね。その中の一つ、基礎自治体である本別町として、そうしたね、責任を持っていきましょうという意識としては僕は必要だと思っておりますけど、義務までありますか。その辺について、ここについて責務とうたっておりますので、義務があるのかどうかという点について、明快にお答えを求めます。

２点目でございます。こちら外国人材も含めたというところで、林業の担い手不足というところは認識は一としているというところでございますが、既にこの外国人材の林業における特定技能１号とかの制度というものがありますけども、それらについて既にありますと。それらを充実・強化ということをうたっていらっしゃるんでしょうかね。具体的にだからどういったところまでの想定があるのかなという点について、お伺いをしたいです。こうしたもの、実際制度としてはありますけども、実態、実情としては、そこがまだ実質上進んでいないというような実態もありますが、それらのところまで深く踏み込んだ意味合いというのがあるのかという点。

また、これら当然外国人の特定技能制度であるとか、技能実習制度というものについては様々な課題というものもありますよね。やはり労働力、実質上の労働力確保みたいなところがあったりする中で、例えばそこで来られる方々が犯罪を犯したり、失踪したりとか、そうしたことも多々全国的にあるという課題もあります。

そうしたところまでのべつ幕なしに緩和をしていくとか、拡大をしていくみたいな、そういったところまでは含まれていないということでよろしいですかね。その辺、ちょっと明快にお答えを求めます。

○議長（篠原義彦）　藤田議員。

○７番（藤田直美）　私はこの地球温暖化防止や国土保全に関して、また北海道が掲げているゼロカーボン北海道と掲げてます。先ほども言ったように構成市町村としては、それに倣い一緒に取り組んでいく義務もあると私は考えております。

２点目なんですが、技能実習の部分ですとか、現在行なわれている外国人労働者の制度の部分と、その深いところまでの実情というのは、私そこまでは把握しておりませんが、実際に人材不足様々な課題に向けてもそうですが、そういう部分で支援をしていかなければならないということでの意見書でございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○５番（梅村智秀）〔登壇〕　それでは、意見書案第２号ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

質疑中にも述べましたところ、森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図る、これは私も異を唱えるところは全くなく賛同を致すものであります。

ただ、質疑中こちら提出者の御答弁の中から、本町はこの北海道と連携をして、このカーボンニュートラルの実現に向けての義務までを負っているということでありました。そうした意識を持って取組をしたり、町民の意識醸成を図ったりして、折々で我々は自立的に判断をしていく必要があります。義務までは負っていないと思いますね。

ここで議会として、内閣総理大臣を初めとしたところにこの機関としての意思表明をする義務までありますよということを明言することは、いささか私は行き過ぎではないのかなと考えております。

繰り返しますけども、こうした意識を持っていくことが大事だと思っておりますよ。責任もあるかもしれません。基礎自治体、北海道という広域自治体を構成する一つの基礎自治体として、そうした未来に向けたね、責任を持っていきましょうという意識的なものとしてはあると思いますけど、果たして義務まであるでしょうか。僕はこの義務という記載については行き過ぎであるというところから、趣旨には賛同できるものでありますけども、この記載については適切ではないと考えるところであります。

また、記書き２の外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成確保などに必要な支援充実を強化することをというところが、具体的なところについて強く要望するという記載がありますが、この外国人材の活用というものについては、多くの課題もはらんであります。その中、提出者からは深い実情を把握していないというところであり、地方議会として、機関として国に対して意見、強く要望までするのに深い実情も把握してないのに出すのはいささか僕は不適当ではないのかなと思っております。

制度としては既に特定技能の制度なんかも林業も対象に今はされており、そこがこれからというところで取り組まれていくというのが実情ではないのかなと思っておりますが、質疑の中でも述べたとおり、少なくとも他の業種、建設等々ということになっておりますけども、ベトナムや中国とかそういったところから多くの方々、半数以上がその２国だと思いますけども、多数の犯罪等も発生しております。やっぱり受入れ側の整備とかっていうものも必要になってくる中で、その辺が明快になっていない中で外国人材も含めたというところで、ここを充実・強化しなさいよと。内容や実情をしっかり把握した上で、本当にこの文言が適当かという意味で精査をした上で提出するのが僕は適当と、そういう意味では議論も未了であるし、提出する我々本別町議会としてもその辺の実態の把握というものが十分になされていないということが提出者の答弁からも明らかとなったところであり、今提案にのっとって提出することについては不適と考えるところから、反対を致すものであります。以上。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

高橋議員、御登壇ください。

○１１番（高橋利勝）〔登壇〕　原案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

本別町は２０２４年３月に本別町ゼロカーボンシティ宣言を行なっています。そういう意味では、私はこの責務といいますか、そういったことを受け止めていくべきだと思います。

２点目につきましては、外国人材の登用ということですが、先日テレビでも見ましたけども、外国人材の人をスマート林業の経験を積んで、国のほうでそういう取組をしているというようなことが行なわれていました。そういう意味では、私は本別町だけじゃなくて、やっぱり国としても、今日の林業の状況を考えたときに、外国人の方々と協力しながら我が国の林業の振興に努め、さらにそういう意味ではゼロカーボンということにつながっていくものだと思っていますので、賛成とさせていただきます。

議員各位の賛同をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで討論を終わります。

これから、意見書案第２号を採決いたします。

この採決は、起立によって行ないます。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（賛成者起立）

○議長（篠原義彦）　起立者９人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第２号は原案のとおり可決されました。

◎日程第９　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（篠原義彦）　日程第９　常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続審査の申出がありました。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務については、閉会中の継続審査の申出は申出のとおり決定をいたしました。

◎日程第１０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（篠原義彦）　日程第１０　議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第７５条の規定によって、お手元に配布いたしました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出がございました。

お諮りします。

本件は申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

◎日程第１１　議員派遣の件

○議長（篠原義彦）　日程第１１　議員派遣の件を議題といたします。

お諮りします。

本件については、会議規則第１２９条の規定によって、お手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣したいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件はお手元にお配りしました派遣内容のとおり議員を派遣することに決定をいたしました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は、全部終了いたしました。

会議規則第７条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

会議を閉じます。

令和７年第２回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前１１時５５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年　６月１３日

議　　長　　篠　原　義　彦

署名議員　　阿　保　静　夫

署名議員　　梅　村　智　秀

署名議員　　加　藤　徹　己